

第九十一回国会 参議院大蔵委員会議録第十五号

昭和五十五年五月六日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十四日

辞任

浅野 拓君

補欠選任

秦野 章君

小谷 守君

竹田 四郎君

栗原 俊夫君

和田 静夫君

松前 達郎君

福間 知之君

片岡 勝治君

安永 英雄君

原田 立君

鈴木 一弘君

河田 賢治君

内藤 功君

四月二十五日

辞任

真鍋 賢二君

補欠選任

塚田十一郎君

金丸 三郎君

中村 太郎君

秦野 章君

浅野 拓君

安永 英雄君

片岡 勝治君

内藤 功君

渡辺 武君

出席者は左のとおり。

委員長

世耕 政隆君

浅野 拓君

理事

細川 護熙君

矢追 秀彦君

委員

岩動 道行君

梶木 又三君

河本嘉久蔵君

嶋崎 均君

藤井 裕久君

藤田 正明君

片岡 勝治君

片岡 勝治君

国務大臣
大蔵大臣

科学技術庁長官
官房審議官
大蔵政務次官
大蔵大臣官房審
議官
大蔵省主計局次
長
大蔵省主税局長
大蔵省理財局長
大蔵省銀行局長
大蔵省国際金融
局長
通商産業政務次
官
通商産業大臣官
房審議官
工業技術院長
資源エネルギー
庁長官
資源エネルギー
庁長官官房審議
官
資源エネルギー
庁石油部長
資源エネルギー
庁石炭部長
資源エネルギー
庁公益事業部長
建設省住宅局参
事官

丸谷 金保君
多田 省吾君
佐藤 昭夫君
市川 房枝君
野末 陳平君
竹下 登君
高岡 敬展君
遠藤 要君
福田 幸弘君
西垣 昭君
高橋 元君
渡辺 喜一君
米里 恕君
大場 智満君
戸塚 進也君
尾島 巖君
石坂 誠一君
森山 信吾君
児玉 勝臣君
志賀 学君
高瀬 郁彌君
安田 佳三君
大田 敏彦君

説明員

常任委員会専門
員

伊藤 保君

通商産業省通商
政策局国際経済
部長
資源エネルギー
庁長官官房石油
対策課長
資源エネルギー
庁長官官房エネ
ルギー企画官
資源エネルギー
庁長官官房省エ
ネルギー対策課
長
資源エネルギー
庁石油部計画課
長

柴田 益男君
川田 洋輝君
深沢 亘君
高島 章君
浜岡 平一君

本日開会に付した案件
○理事補欠選任の件
○参考人の出席要求に関する件
○電源開発促進税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○電源開発促進特別会計法及び石油炭及び石油
対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○委員長(世耕政隆君) ただいまから大蔵委員会
を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る四月二十四日、小谷守君、栗原俊夫君、松
前達郎君、原田立君、河田賢治君が委員を辞任さ
れ、その補欠として、竹田四郎君、和田静夫君、
福間知之君、鈴木一弘君、内藤功君が選任されま
した。
また、同二十五日、真鍋賢二君、金丸三郎君、

内藤功君が委員を辞任され、その補欠として、塚
田十一郎君、中村太郎君、渡辺武君が選任されま
した。

○委員長(世耕政隆君) 理事の補欠選任について
お諮りいたします。
委員の異動に伴い理事が欠員となっております
ので、その補欠選任を行いたいと存じます。
理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認めます。
それでは、理事に浅野拓君を指名いたします。

○委員長(世耕政隆君) この際、竹下大蔵大臣か
ら発言を求められておりますので、これを許しま
す。竹下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) 私は、今回、ハンブルク
における世銀・IMF合同開発委員会、十カ国蔵
相会議、IMF暫定委員会に出席し、世界経済見
通し及び当面の政策運営、リサイクル問題、
代替動力構想、開発援助問題等について意見を交
換したほか、マニラにおけるアジア開発銀行総会
に出席してまいりました。

ハンブルクにおいては会議の出席のほかに、ミ
ラー米国防務長官、マットヘーファー西独蔵相、
アル・クライシサウジアラビア金融庁総裁と個別
会談を行いました。
今回の出張の全体的な印象としては、先行き厳
しい世界経済の見通しのもとで、各国がそれぞれ
の政策努力に最善を尽くすこと、及びそのような
各国の政策努力を国際的に協調して行うことが重
要であるとの感を深くした次第であります。
国会開会中であり、しかも当省の重要法案の審

議中にもかかわらず、このような国際会議出席のための海外出張の機会をお与えいただき、また、委員長並びに委員各位の御理解のたまものと深く感謝を申し上げるものであります。

また、留守中に特別公債法及びIMF等の増資法案を成立させていただいたことにつきまして、あわせて厚くお礼を申し上げる次第であります。

以上、簡単であります、出張の御報告とお礼のごあいさつを申し上げます。

○委員長(世耕政隆君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

電源開発促進税法の一部を改正する法律案及び電源開発促進特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案の審査のため、明後八日午前十時に、電気事業連合会専務理事長橋本君、主婦連合会事務局長清水鳩子君、日本エネルギー経済研究所研究理事高垣節夫君、以上三名の方を参考人として出席を求め、その意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(世耕政隆君) 電源開発促進税法の一部を改正する法律案、電源開発促進特別会計法及び石油炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案、右両案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。竹下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました電源開発促進税法の一部を改正する法律案及び電源開発促進特別会計法及び石油炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、電源開発促進税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

石油依存度がきわめて高いわが国においてエネルギーの安定供給を確保するためには、石油代替エネルギーの開発及び導入を図ることが緊急な課題であります。このため、各種の施策を総合的かつ計画的に講じていくことが必要であります。その円滑な推進を期するには、これに要する資金を長期にわたって安定的に確保していくことが不可欠であります。

政府としては、その具体的方策の一環として、石油代替エネルギーの発電のための利用促進に要する費用については、これによる受益関係等を考慮して、電源開発促進税をもつて充てることとしたのであります。

このような観点から、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、電源開発促進税を石油代替エネルギーの発電のための利用促進に要する費用にも充て得るように、その課税目的を拡充することとしたのであります。

第二に、その税率を、千キロワット時につき現行八十五円から三百円に引き上げることとしたのであります。

次に、電源開発促進特別会計法及び石油炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

石油依存度がきわめて高いわが国においてエネルギーの安定供給を確保するためには、電源の多様化並びに石油代替エネルギーの開発及び利用を促進することが急務になっていくことに、かんがみ、政府は、このたび、電源多様化対策及び石油代替エネルギー対策に関する財政上の措置を格段に拡充強化することとしたのであります。

これらの措置に係る経理については、一般会計と区分して特別会計において行うこととし、このため、電源開発促進特別会計及び石油炭及び石油

油対策特別会計についてそれぞれ所要の改正を行うこととしたのであります。ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、電源開発促進特別会計法の一部改正であります。電源開発促進特別会計を、従来の電源開発促進特別会計とほぼ同内容の電源立地対策に関する経理を行うための電源立地勘定と、新たに電源多様化対策に関する経理を行うための電源多様化勘定とに区分することとしたのであります。

電源多様化対策とは、石油代替エネルギーの発電のための利用を促進するための財政上の措置であつて、新エネルギー総合開発機構に対する出資及び補助、動力炉・核燃料開発事業団に対する出資、発電施設等の設置または改造に係る補助並びに発電施設等の設置または改造を促進するための技術の開発に係る補助等をいうものとしております。

この会計においては、電源開発促進税の収入をもつてその財源とし、電源立地対策及び電源多様化対策に必要な費用を勘定して、毎会計年度、予算で定めるところにより、電源立地勘定及び電源多様化勘定の歳入に組み入れるものとしたのであります。

第二に、石油炭及び石油対策特別会計法の一部改正であります。特別会計の名称を石油炭及び石油炭及び石油代替エネルギー対策特別会計に改めるとともに、この会計を従来の石油炭勘定と、石油炭及び石油代替エネルギー対策に関する経理を行う石油炭及び石油代替エネルギー勘定とに区分することとしたのであります。

石油炭及び石油代替エネルギー対策とは、従来の石油炭勘定のほか、石油代替エネルギーの開発及び利用の促進のために通商産業大臣が行う施策に関する財政上の措置であつて、新エネルギー総合開発機構に対する出資及び補助、石油代替エネルギーを利用する設備の設置を促進するための事業及び石油代替エネルギーの流通の合理化を図るため

の調査に係る補助、石油代替エネルギーに関する技術の開発に係る補助、日本開発銀行が行う石油炭及び天然ガスの導入促進のための設備資金貸し付けの原資の貸し付け等をいうものとしております。

石油炭及び石油代替エネルギー勘定においては、従来の石油勘定と同じく、石油に係る関税収入の一部及び一般会計からの繰入金等をもつて歳入とするものとしたのであります。

なお、本法律案は、その施行日を昭和五十五年四月一日としておりましたが、その期日を経過いたしましたので、衆議院におきましてこれを公布の日とするなど所要の修正がなされておりますので、御報告いたします。

以上、電源開発促進税法の一部を改正する法律案及び電源開発促進特別会計法及び石油炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(世耕政隆君) これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○丸谷金保君 ヨーロッパから帰られるとまたすぐ東南アジアと、席の温まる間もなく国際会議等に出席されて、大変御苦労さまでございました。ただいまその報告を承った次第でございますが、もう少し詳しく、OECDにおけるサウジその他の各国との話し合った中身についてお伺いをしたいと思っております。

お出かけになる前に、それぞれOECDとOPECで、新たな開発途上非産油国に対する援助機構を設けていかなきゃならないんじゃないかというところが重要議題の一つというふうに承っております。それらの経緯はどのようなふうになったのでしょうか、お伺いいたします。

○国務大臣(竹下登君) 国会開会中に特にお許しをいただいていた連日の国際会議に出席をしまして、各国の蔵相、中銀総裁等と、当面する世界経済の諸問題について対談することができましたこと

は、さきにお礼を申し上げましたとおり、私自身にとっても大変幸甚なことでありました。

そこで、まず最初が、この今次暫定委員会の概要でございますが、暫定委員会におきましては、世界経済に対する共通な認識、言ってみればインフレの高進、成長の低下、そして御指摘もすでにありました産油国と石油輸入国との間の国際収支の大幅な均衡、いずれもこれは深刻な問題であるという点は、共通した認識であったと私は理解をいたしました次第でございます。

そこで、先ほども御指摘がありました、IMFがいわばそういう産油国と非産油国、また、なかんずく非産油開発途上国、これらの関係の中において国際収支の調整あるいはファイナンスをどのようにするかということは、お互いケース・バイ・ケースで努力をするともに、今後の課題としても、それらの三者の組み合わせをどういうふうにしていくかということについて共通の認識であったように理解をいたしますので、引き続き理事会等におきまして、私はこれらが議論される中心的な課題になるであろうというふうに考えておるところであります。

ただ、IMFにいたしましたとしても世銀にいたしましたとしても、公的機関が果たす役割りということはこれまたやはり補完的な役割りであつて、これがすべてではないという認識も、また一致しておつたというふうに思ふわけであります。

それから、次の議題といたしましては、代替勘定構想というのがございまして、これは要するに、ドルというものが基軸通貨であるものの、これが絶えず変動をいたしますと、そこにSDRというふうな構想が一つあるわけでございますが、さらに各国で共通した、何と申しましょうか、各国がそこへ、代替勘定に預託いたしますものが、共通した安定的な基準になつていくような仕組みというものを考えるという苦心の作であつたように思ふのでありますが、私といたしましては、ドルのみに頼る時代というものは、いまいつときはたとえドルがかつてよりは安定したという様子が見えても、中長期的に見てそういうわけにはまいらないから、小異を捨てて大同につくべきであるという主張をいたしました。しかし、どうも各国とも、一体リスクはだれが負うのか、すなわち、アメリカさんおまえの方がよい負えというのと、そうであるべきでないというふうなところ、まだ合意を得なかつたわけであります。

いま一つは、また先進国と後進国の間で、後進国の方は、そういう勘定ができることよりも、もつとわれわれが世銀等で借りられる範囲が広まればそれでいいじゃないかと、こういうような発言もございまして、結局このことは、まあ私に一番よく理解できる言葉といたしましては、日本の国会式な継続審議と、こういう感じになつたわけでございます。そういう言葉を使つて私がそういうふうな理解したわけでございまして、各国の諸君が継続審議というのがどういふふうに理解できたかはわかりません。

それから次に、マニラで開催されましたアジア開発銀行の第十三回の年次総会でございますが、これは、第二次石油ショック以後困難な状況で、先進諸国、開発途上国、産油国、非産油国、それぞれ密接な協力が必要であること、そういうことと、これはまたIMFとは大変さま変わりしておりますのは、いわゆる農業開発、教育、まあ文盲追放という内容になるわけでございまして、そういう分野での自助努力というものを後進国に對して名目とも共通して要請をし、そして先進国もこれらに對して御協力を申し上げようと、そういう印象を強くした会議でございました。

したがって、私もとして最も注意を払ひましたのは、日本が出資国として第一等の地位にもございまして、そして一人当たり国民所得等から見ても圧倒的な高水準にありますので、いたずらにアジア太平洋地域の開発途上国の人々に對し余り鼻についた指導的発言をしてもならないし、その方々の立場に立つての発言を理解する努力をしてきたというのが実態であろうというふうに思ふわけでありまして。

それから次は、個別会談でございますが、ミラール財務長官とは時間も十五分ばかりでございますが、私の方からは、双方の通貨価値を維持するためのスワップ協定というものが今日それなりの効果をもたらしておるといふ認識についての感謝を申し上げました。向こうからは、非常に広範な、自動車問題等日米経済摩擦が起らないように、今後ともお互いに協調していきたいという趣旨でございました。

それから、ドイツのマッット・ヘイファー大蔵大臣に對しましては、向こうの方から、先々月でございまして、日本へいらつしやいました折に、トルコ援助の点について日本政府に協力を求められて、われわれのそれに対するこたえ方に対する感謝の言葉をいただきますと同時に、私からも、その日の午後三時に日本銀行とドイツの連銀との新しく通貨安定のためのスワップ協定を結ぶという、両中央銀行の総裁によりますところの同時記者会見を行う手はずが大体調つたという意味におけるお礼を申し上げておきました。ただ、ちょうどそのとき電話が入つてまいりまして、イランの人質救出作戦の失敗というやうなことが報ぜられたものでございまして、若干しり切れトンプボに終わった感もございました。

それから、次のアル・クライシさんにお会いをいたしましたのは、これは事前に大竹審議官、佐上財務官等サウジを訪れる機会に幸ひ恵まれましたので、ぜひIMFの暫定委員会等において大蔵大臣がお会いをしたいと言つておる旨を申し上げておりましたところ、快く朝飯会に臨んでいただきましたので、これは直接何かの御提案がございませつかといふ趣旨の御発言があるにはありましたが、私どもといたしましては非常に日本への投資意欲といふものが強いという印象を受けておりましたので、格別具体的な問題の提示をすることは今後の問題として残したわけでございまして、三週間以内、恐らく十日以内ぐらひでございまして、第三次五カ年計画の発表をしたいので日本においても可能な限りの、恐らくこ

れはいわゆる援助じゃございませつかから技術協力等々の分野で力を注ぐ分野があれば検討してもらいたい、これが本場のリサイクリングだといふような発言もございました。

そのほかは、具体的な問題につきましては、日本銀行とSAMA、すなわち向こうの中央銀行との、特に中央銀行の公式に言えば資産の運用でございまして、わが方といたしましてはそれだけ外貨準備がふえてくるとか、いろんなものもリットはございまして、月額五百億円を限度として国債に関する運用を日本銀行へ委任するというやうなことがほぼ固まつた段階でございまして、そういうやうなことにつきまして将来とも問題があつたら手紙でもいいし電話でもいいし、直接御提案をいただければというやうな御趣旨の発言でございました。特に、新たな問題を提起して、そこで物を決めようといふことを初めから考えておつたわけではございません。

少しく饒舌にわたりましたり前後いたしましたので、以上のような内容が、やや詳しい内容の御報告ではなからうかといふふうに考えております。

○丸谷金保君 御苦労さまでした。

偉大な政治家であるチトー大統領がお亡くなりになつて、国際情勢といふのは非常に流動化して先の見えにくい時期でございまして、しかしながら、経済あるいは国際的な金融といふやうなものについては、私はやはり今回のOECDの会議などで日本の立場といふものを明確にさせていただいた。まあいろいろ御主張はなさつてきただろうと思ふんですが、そういう中で、特に大臣がお留守の間に私は指摘いたしました、たとえば世銀にしても、五千人からの職員がおる中で日本人の職員はわずかに七十一名と、こういうやうな非常に各種国際機関に對する日本人職員が少ないうやうなことが、どうもせつかくお金を出しなから、日本は一体何をやってゐるんだと、あるいはまた、本当に有効な使い方に對する主張ができないという原因になつてゐるのではないかと、いうことを実は申し上げておつた次第でござい

が、ただいまの新しい機構の問題にいたしまして、ヨーロッパではプラント前西ドイツの首相であるとかイギリスの前首相というふうな相当の人たちが集まって、非産油開発途上国に対する援助というものはもう少し何らかの形で考えなければ大変でないかというふうなことが言われております。

結局、継続審議というふうなことで、それらの問題もさらに協議するということになっておったようでございますが、一方、この問題については、OPECの開発援助機構の事務局長をやっているイブラヒム・シハタさん、こういう方がイギリスの新聞社との対談の中で、いろんな機構をつくるより、要は総体としてのお金が足りないんだ、資金が足りないんだから、そのことをまず先進国はもっと積極的に考えて進んでくれるならば、OPEC機構の中でもそれらの問題をもっと積極的に進めるといふような発言をいたしております。そこら辺に大分、新しい機構をつくること、先んずか、現在の機構の中で、もっと資金量を充実して具体的な援助の手を差し伸べればいいのかもしれないことが論議されると思っております。

そういう場合、日本はどうなんだというふうなことが、多分会議の席あるいはその他でいろんな形で御質問があったと思うんですが、一体日本はそれに対してどういう立場をとるのか。プラントさんとかヒースさん、それぞれに匹敵するような大物の大蔵大臣が渡欧したんですから、それなりの日本の立場を明確に御発言なさったかというふうに私は期待いたしておりますが、いかがだったでしょうか、日本はどうなんだというところに対する答えは。

○国務大臣(竹下登君) 各種議題に對しまして、日本の態度というものは一応明らかにそれなりにしてきたつもりでございます。したがって、私はいまの仕組みでは、一応この十カ国蔵相会議というものも、認められております形の中で議論をいたす場所もございまして、私はいまの機構で一

応それなりの機能は果たしてあるというふうに思っております。

ただ、全般的に言えますことのひとつとしては、これは私どもが本場に日本の民族なり、あるいは日本の国会というものがそれなりにその機能を果たしてあることを痛感いたしますのは、議論の中で、とにかく先進国と言わず、あるいは開発途上国と言わず、ドイツと日本を時に二人の優等生というふうな位置づけをしながら質問をされるというの、国会における私の立場と全然違ったことになりまして、そのときに大蔵大臣として二つの顔を持つような印象を持ちながら、お答えすることにはちゅうちょをする面もありましたが、それだから日本の国はいいのじゃないかなという感じも受けるながら、立場だけはそれなりに主張をし、現在の機構の中で機能し得るものであるというふうに理解をいたしてまいりました。

○丸谷金保君 どうもいまの御答弁では理解できないんですが、一体、これからの国際援助機構の中での日本の立場あるいは日本の考え方というものが、それぞれの国は相当勇敢にわれわれはこう思うというふうなことをおっしゃっております。ただし、それは大蔵大臣という形でなくて、別な形で自由に発言をしておるようではございますが、元首相というふうな形というのは、現在実質的に責任はないうわけでございます。ですから、現在責任を持っておられる大蔵大臣としてはなかなか明確に言えない、そういう違いはあると思うんですが、国全体としての日本の考え方はこうなんだというの、こういう国際援助の機構の中でどうもほかの先進国ほどに強くあらわれてこない、そういう感じがいたします。

これは、先ほど申し上げましたように、日本人のそれぞれの機構の中にある職員の数も非常に少ないというふうなことも大きく影響すると思いたすので、この点についてはひとつ、今後の課題として、金も出すけれど口も出すというふうな、ときには国が苦しくなってきた、金は出さないけれども人は出して口は出すんだというくらい、い

い意味での、大変なはずかいいんですが、何と申しますか、わが国の主張をもっと積極的に言っている、そういう援助機構全体に対する構え方、これらがまだまだ足りないんじゃないかと思いたすので、その点をひとつ御配慮願いたいと思いたす。

特に、アジア開銀との関係でございますが、メキシコの石油ということになればメキシコ援助の問題がすぐ飛び出てきます、今回でも、そういうふうな、そのときそのときに日本の開発途上国その他に対する援助というふうなものが、何かいつも揺れ動いているというか、焦点が定まっていないう感じがございまして、これらについて、一体どこに一番のポイントを置くのか、大蔵大臣としてはいかがなものでございましょうか。それは、OECDも大事ですけれど、一体日本の全体的な対外援助というふうなものの姿勢の中で、あちらもよく、こちらもよくというふうなことで、全部よくというふうなことを考えていたと、いまの日本の財政事情の中で身がもたないこともなかりかねない状況が出てきております。一体ポイントとどこに置いて進めていくのか、この機会にひとつ明らかにしたいと思いたす。

○国務大臣(竹下登君) 御意見を交えての御質問でございますが、まず一つ、国際機構の中で日本人の職員というものを御見みまして、私は、アジア開銀はしばらく別といたしまして、その人の数こそ別といたしまして、そのつかさつかさには、それぞれ重要なポイントには日本人の職員が位置づけられておると、こういうふうな理解をいたしております。

もう一つは、アジア開銀の場合は、それにしては人数が出資金等比較からいまして非常に少ないわけでございますけれども、そのことがまた、アジア開銀というものの対応する日本の姿勢の、つたと言われれば、なるほどそういうことかなと私自身も少ないような感じがいたしまして、そういうこともしてみたわけでありまして、した

がって、金も一番日本がよけい出している、人もよけい出している、おまけに大蔵大臣が来て日本語で演説したということになると、与える印象は大変悪いようでございまして、私も振りがなつき、音符つきの英語の演説もしなきゃいかぬようになったような実態でありました。

したがって、海外援助のポイントは一体どこかと言われまして、やはり一つは、いわば地域の問題があると思うのであります。すなわち、ASEANと、そして大平総理が言われました環太平洋地域という問題に対するおのずから距離的な、まあ距離感等から言いましても日本の応ずべき一つのエリア、重要なエリアというものがそれなりにあると思うのであります。ヨーロッパ等と、やはりそこにおのずからの金額なんかでそれなりのバランスがとれておるではないかというふうに思いたす。

第二点は、何としても資源小国でございまして、そこで今度のイラン問題等々が起こった場合、やはりこの多面的な援助政策の中においてのいわゆるエネルギー源の安定的供給というふうなもの、いま一つの柱としてやはりいつまでも念頭から去ってほならない課題ではないか。言ってみればASEAN、環太平洋を中心とする一つの地域的な問題と、そしていま一つは、資源小国としてのエネルギーの多面的、安定的供給源としての施策、この二つの柱ではなからうかと、こういう感じを持っております。

○丸谷金保君 やっぱそういう姿勢がこれから特に大事でないかと思いたすのは、私は人の問題を申し上げましたのは、アジア開銀でなくて、世銀とかIMFとか、そういういろんななかに対する問題を申し上げたので、アジアに対する態度はまた別でも、それはそれなりに理解できると思いたす。しかし、その他のヨーロッパに本部を置くような各種国際機関、あるいはアメリカに本部を置くような各種国際機関に対する日本の職員が非常に少ないという問題、それは別に考えて御理解をいただきたいと思います。そして、その点に

ついでではできるだけ善処方を要望して、先へ進ませたいだと思ひます。

いまの御報告の中でも、SDRの問題というふうには、スワップを中心にして、日本もいよいよそれぞれ多くの国々と直接的な為替その他の取引の決済等についての道を進んでまいりました。その意味では、ドルの国際通貨としての比重が非常に落ちてきていると、こういうことにもつながるわけでございます。したがって、そういう時期に日本の海外援助の起点をどこに置くか。確かに地域的な環太平洋というふうな考え方に重点を置く、後は石油問題とかいろいろ問題もございまして、アフリカその他に対する旧宗主国というふうなものとは歴史的な立場も違ひますので、場合によつては、この金融機関に対し、この援助機構に対して日本は少ない、少ないのは当然でないかと。そのかわりこちらの方は、重点的にこれの方が引き受けようというふうな形の国際会議での日本の自己主張というふうなものを今後ひとつづつ進めていただきたい、かようにお願いする次第です。

そこで、実はそういう海外援助は、大変これは援助される側にとってはありがたいことでは申し、また、先進国として当然それを行つていかなきゃならないわけでございます。しかし、そうは言ひましても、いま当面御提案なされた法律等にも見られるように、エネルギー問題を中心にして日本はまさに資源小国というふうなものの危機感あるいは実態というものを明らかにせざるを得ない状況になつてきております。特に、今年度の国際収支百七十億ドルというふうな大幅赤字が記録されております。さらに、そういう問題についてOECDの抛金の見直し、これらについて日本はひとつ大胆にこういう状況なので環太平洋地域に對しての重点施策というふうな立場からいって、無理してそこで競うことはないんじゃないかというふうな考え方も一面出てきております。これらについてはどうなんでしょうか。こういう非常時な事態になつてきているという実態に對する大臣

の対処の考え方を、まず伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) いろいろな国際機構があらります。で、それはおのずからにして先進国が人類全体の生活水準の向上等から果たさなければならぬ役割りはありますもの、人間でございませうから、遠い近いの遠近の關係とかいうようなものが、従来ともこの分担等においての一つの結果として大きなそういう基礎のような形になつて出ておると思ひわけでありませう。したがって、ASEANあるいは環太平洋地域というふうなところへわが国の目が向いていくというのも、必然性のあるところでございます。

しかしながら、とはいへ、大変遠い国でありましても、それを取り巻く周辺の先進諸国がまたアジア地域に對するそれ相應の分担をしておるといふことに對する配慮、バランスの問題も、これも全く否定し去ることの必ずしもできない要因であるといふところに、一つ一つのケースに応じて苦心のあるところでございませうけれども、私は基本的に、いま丸谷委員の御指摘のような、日本という先進国の特に留意すべきエリアというものは、おのずからにしてこの共通の認識の中で志向は同じようになつていくようなものではなからうかといふふうに思つておりますので、基本的な認識としては余り大變な差はないではないかといふふうに理解をいたしております。

○丸谷金保君 ところで、結局、そういう大きな赤字の問題というの石油価格の値上げといふことが原因でございませうし、それできよう審議いたします代替エネルギー關係に関する法案が急がれるといふことになつてまいつておるわけでございます。しかし、そうはいひましても、その前に、実はこの間からの論議の中で、もう一つ大變大事なことについて御意見を聞いておかなきゃどうしてものならぬといふ問題がございませう。

実は、先日大臣おいでになるときに、國債の日銀保有というふうな問題で五十四年の十二月末の残高の報告がございまして、それは大變減つてい

るのでその後の質問をいたさなかつたのですが、そのついで、三日後に、新聞に約九兆円という残高を持つておるといふことが報告されました。これは大變私は遺憾だと思ひのは、私たちが質問したときに、まだわからないと言つていたのが、中一日置いて報告されるという、そういうその資料なり、われわれの質問に對する答弁側の姿勢でございます。

たとえば、きちんとした数字がわからなくて、おおよそどれくらいと、十二月の三兆何億といふことで、昨年の三月末の八兆円から見るとがたつと減つておるものですか、それじゃ、われわれの心配するようなことはないのかといふふうな錯誤に陥るわけですね。しかし、三月末どうなると言つたら、三月はまだ数字ができておりませんと、こういう話だったんですね。これは私は、しりまできつちりした数字を要求したわけでもない、全体の流れとしてどうかといふことを実は明らかにして、その後の話に進みたかつたところなんです。それが中一日置いて約九兆円と。その後、すぐ私のところにも数字を持つてまいりました。八兆九千四百七十七億円という数字が出てきております。

このことはもう済んだことですから、これから氣をつけてもらへばいいんです。このこと自体は御注意だけ申し上げておきますけれど、済んだことなのでいいんですが、やはり私たちの心配がそのとおりであつたなという氣がいたします。そして、そのことは、最近においてさらに國債が民間の資金を圧迫しているといふふうな形になつてあらわれてきております。たとえば、預金の伸び率が公債のそれだけの都市銀行の抱える残高が同じ伸び率から言つて上回つたといふふうなこと、いわゆるクラウディングアウトといふふうな心配が如実に出てきておる。これは石油の問題、それから海外援助の問題、それから国内のそういう財政の危機的な様相を呈してきておること、これらは関連してくることでございませう。

これらに對して私は一つの具体的な問題として

て、もう積極的にバンクディールリングというふうな形に進めるべきだと、それでないと大變ですやういふことも主張しておるのですが、これはもう大變だといふことを踏まえた上で、そういう積極的な國債を民間に、いわゆる一般消費に回していくための具体的な手を打つていかなきゃならぬんじゃないか。これらについてのひとつお考えを、これは大臣にいきなりといつてもあれでしょうが、大臣の總體的な判断と、それから事務当局の具体的な考え方というものを、あわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) いま承りますと、理財局がいまこちらへ来る途中だそうでございますので、私から申し上げることはきかれて抽象的なものかと思ひます。

確かに、國債消化の問題につきまして、特に銀行預金の伸び率を上回る國債引き受けというふうなことから、銀行本来の業務というものの支障を来すまでに至つておるといふような声は、いろいろな場所でも私どもが絶えず耳にすることでございます。したがって、われわれとしても、國債管理政策の中では、金融機関等と初めとしての引き受けに關しましては、本来の業務に支障を来さないような極力そうした配慮を行つて、しかも發行条件につきましても、そのときどきの市中金融状況等を勘案しながら、それに見合つた商品を提供するといふような基本的姿勢を今後とも持ち続けていかなければならない課題であるといふ認識は、十分にいたしておるところでございます。

したがって、四月債の引き受けにつきましても、また中期國債でございませうが、について動きもあつたわけでございますが、その後の問題につきましても、私もまだ定かたに数字等を把握いたしておりませんので、理財局が参りましたらお答えをすることにさせていただきますと思ひます。しかし、確かに發行額が多過ぎるということからして、御指摘のような状態をもたらしておるといふことは、私どもとしても十分念頭に置いて対応をしなければならぬ課題であるといふふう

に考へておることは間違ひございません。

○丸谷金保君 それからもう一点、きのうかおと
といひ知りましたが、サウジを回つて大蔵省のど
なたか幹部の方がお帰りになつたばかりです。な
けたのテレビで出ておりましたが、大臣の意向を
受けて具体的に詰めの仕事をしていたのかと思ひ
ますが、ちよつと名前は失念いたしました。五百億
円というほかに、もつと具体的なオイルマネーの
日本還流というふうなことに對しての詰めの話は
少しは進んだのでございましょうか、報告は受け
ておりませんか。担当の方は来ておられないかと
思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(竹下登君) この問題につきまして
は、実は佐上財務官は、私が IMF 暫定委員会へ
参ります以前に、これも国会用語で言いますなら
ば、根回しに行つていただきまして、その結果、
私とアル・クライシ総裁との朝飯会ができたわけ
でございます。

ここで、非常に微妙な問題というのは、あくま
でもサウジ側から見た場合には、自己の資金をい
かにして有利な運用としての投資先ということが
日本と、こういうことになつてまいりますので、その投資
先の立場を考えた場合に、この五百億というの、
言つてみれば新聞等に書かれた数字であつて、そ
れそのもの、私が五百億円という断定をするべ
き性格のものではないわけでございます。それ
も、そうしたものがあつた期間、こちらの中央銀行
がその運用の委託を受けるという形になつたとい
うふうにも私も理解をいたしております。金額は別
といたしまして、その他の問題につきましては、
確かに大変関心をお持ちであつたように私も報告
も受けております。お会いしたときもそういうお
持ちになつておるような印象は確かに強つてお
ります。ただ、直ちにそのときに、私どもとして
具体的なものを用意して行つておつたという状態
ではなかつたわけでありまして、

務官出身あるいは財務官というのは、しよつちめ
う世界を歩いておるのが仕事でございまして、
アジ銀の総会の後に、あつたにまた多数の各国の
人が来ていらつしやるというところを、いろいろ
なまた情報交換とかそういうことをして、つい帰
つてきたばかりである。その後の報告は受けてお
りませんが、具体的な問題の提起というものをき
わめて煮詰まつた形でされた状況にはまだないの
ではなかつたかというふうには、私は思つておるこ
ころであります。

しかし、国会で指摘をこれだけ受けております
し、われわれの念頭の中に絶えず去つてはならな
い課題として、率直に申しまして、国際金融局と
いうのはだれかが毎日どこかに行つていて、こ
ういふような感じで仕事をしておるというところ
であります。

○丸谷金保君 援助その他も大事です。石油の
問題と絡んで具体的に必要なことでもございま
す。国際協調という面からも必要であります。出
る方だけ気前よくても、やはり入つてくること
をしっかりと考へないで、国内が大変なことになる
かねないような状況でないかと思ひますので、あ
えて御質問申し上げた次第です。

それで、そうした石油あるいは代替エネルギー
というものが非常に重要な問題として出てきてお
ります。しかし、これは何も今突然として出て
きたわけではなくて、すでに昭和四十八年から九
年にかけて、いわゆる第一次オイルショックとい
うふうなときに、わが国はそれに対応したわけで
ございまして、ただいま御提案されておられます
関係の二法にいたしまして、これは昭和四十九年
に一応促進税という形で法制化されておるもの
の改正であります。したがつて、そのとき特別会計
が余りたくさんで過ぎるというところが国会の論
議になつておりました。非常に異例な措置である
から前例としないといふふうな言葉を、当時の大
蔵大臣は再三にわたつて国会答弁の中で使つてお
ります。しかし、非常に何か今回も、前回と違つ
て税調にかけるいとまがないといふことでなく

て、それらの答申に基づいてといふことでござい
ましようけれど、何か安易に目的税を歳入とする
といふことに進み過ぎたんじゃないかという感じ
がしないでもないわけでございます。

私たち、やはりこういうものについては、大蔵
省が直接歳入もチェックしていける一般財源を用
いるべきでないかといふ考えですが、どうして今
回安易に目的税をやつて、代替エネルギー関係
の歳入に充てるといふことにしたのか。財政の基
本的な考え方について、ひとつお話をいただきた
いと思ひます。

○政府委員(高橋元君) すべての税収を普通税と
して徴収いたしまして、国の当面しておる財政上
の需要の緊要度に応じて配分をいたす、それが財
政の本来の姿であるといふことは、これは改めて
申し上げるまでもないわけでございます。そうい
う観点からいたしまして、特定の目的のために特
定の税金を取りまして、これを特定の歳出に振り
向けるといふことは、一般論に對する例外である
わけでありまして、

昭和四十九年に、当時第一次と申し上げてよろし
うございましょうか、石油ショックの後で電源の
開発が非常におくれまして、このままでは電力の
予備率が数年前に二%を切つてしまつたというや
うな状況にたしか立ち至つたかと思ひわけであり
ます。そのときに電力会社——一般電気事業者と申
したら正確でございますが、電力会社が一キロワ
ット八錢五厘、年収にして平年度約三百億とい
うような税収を取りまして、これを電源の立地の促
進をするための交付金として、また、原子力発電
の安全の対策の費用として使用をするといふこと
の必要性が痛感されましたために、ただいまも御
指摘のございました四十九年に電源開発促進税法
ができたわけでありまして、

ところで、その後数年を経まして、最近特に石
油の供給が八〇年代にはショートしてくる。その
上に、イランその他をめぐりますところの國際的
な石油事情も著しく状況を変へるに至つた。そう
いう中で、石油のみに高度に依存しておりました日

本の經濟の體質を変へてまいるといふことの必要
性が政府全体として痛感をされまして、前に御審
議をいただきました租税特別措置法の中でも、省
エネルギー設備に對する特別償却といふような制
度、措置全体を整理していく中でも逆に拡充を
するといふような措置を講じたわけでございます
が、ひとつそのものになつております代替エネル
ギーと申しますか、石油以外に、たとえば石炭、
水力、地熱、そういったものを使つてまいる、ま
た、石炭の液化を図つて、将来欠乏が當然予想さ
れております石油の代替の資源として使用する、
そういう長期の國策を確立する必要があつたわけ
であります。

その財源を何によつて賄ふかといふことになり
ますと、これはもう冒頭申し上げました原則論に
従つて、一般の財政収入をもつて優先的に配分を
いたすのが本来の筋道でございますけれども、当
今の財政の状況からいいますと、一般の歳出の
配分といふことだけでは、長期的なそれらの目標
を達成するための十分な財源を得ることがむずか
しいのではなかつたか。

そこで、税制調査会でもいろいろの御提案に基
づいて審議は行われたわけでございます。御案内
でございますが、詳細申し上げるのは省略して
いただきますが、当初出てまいりましたのは、石
油と電氣を課税対象にして、いわば代替エネルギ
ー新税といふようなものをつくつたらどうかとい
うことであつたわけでありまして、それにつきま
して、こういう長期の施策のための財源は、やはり
長期の特定財源という形で優先的にその財源の配
分をすべきであるといふことが、税調での詳細な
御議論の結果まあ決まつたわけでありまして、

たとえば、石炭の液化等々によりまして、その
石油代替エネルギー、一次エネルギーとしての石
油代替エネルギーは、石油税の増収の一部を割き
まして石炭、石油並びに代替エネルギー特別会計
において措置をいたす。それから、電源の開発の
ために国内の輸入石油の四分の一ですかを使つて
おりますけれども、これの割合を下げてまいりま

して、石炭、地熱、その他の新しい電源のためのエネルギー財源というものを扱うことにつきましても、先ほども申し上げました電源開発促進特別会計の中に新たに電源多様化勘定を設けて、そこに今回御審議をお願いいたしておりますところの電源開発促進税の税収を投入をいたしまして、十数年を要する事業でございますから、それぞれ十カ年間、正確に申せば六十五年までの十一年間間に電源多様化勘定において一兆五千億弱、石炭及び石油特別会計において一兆五千億弱、それらの安定的な財源をもって今後国の経済ないし民生を安定的に賄うために必要な新しいエネルギーというものの開発、それから実用化ということをしていくべきではないか、こういうことになりました。

で、提案のありました代替エネルギー新税につきましては、すでにエネルギーに九種類の税目がかかっておりますので、屋上屋を架するということとで、新たに十番目の税目を起こすということとは煩にたえませんので、それぞれ既存の石油税及び電源開発税につきましてその活用を図る、特別会計の経理の内容を拡大いたすという措置を講じたというのが、本年度の予算についての検討の内容でございます。

○丸谷金保君 歳入の問題につきましてはいろいろ問題もあつたし、また特別会計、特に特定財源を充てるということについての問題等につきましても、現在の電源開発促進税の発布されました当時の国会の論議等と、現状多少変わつてきているのではないかと、いろいろございますけれども、それらは一番最後に回しまして、さしあたって歳出の面から、ひとつ問題点を御質問させていただきます。いろいろ資料をちやうだいいたしました。非常にむずかしい構造になっておりまして、この説明を受けてもなかなか、それぞれの資金の流れが落ちつく先、これが大変複雑なので、実はびっくりした次第でございます。大臣もごらんになってそう感ずるかと思つていますが、どうしてこんな

にめんなような形にしないかならないのかなという感を、実は深くしておる次第でございます。それだけに、もう何といひますか、質問するにしても、各省庁にまたがるといふふうなことが多過ぎるのではないかと、いろいろな感があるわけでございます。

それで、ひとつこの中の歳出の面について御質問申し上げていきたいと思います。電源立地勘定の中に立地対策交付金という費目がございまして、これは補償費といふふうなものではなくて、いわゆる電源開発のそれぞれの地域の中にいろいろな形で、直接住民にというわけにいかないから、地方自治体等に対する補助金といふふうな形で出す資金ではないかと思つてございまして、担当の方いかがでございますか。

○政府委員(西垣昭君) 立地対策の概要について御説明申し上げますが、今年度予算におきましては、石油代替電源でございます原子力、石炭火力、水力等の電源開発を基本課題といたしまして積極的な電源立地を行うために、現行の電源立地促進対策交付金制度につきまして、原子力、石炭火力及び水力の交付限度額の引き上げ、一般水力の交付対象範囲の拡大を行うとともに、交付金の交付期間の弾力化によりまして、地元福祉対策を大幅に拡充するということを考えております。

その内容といたしましては、交付限度額の引き上げにつきましては原子力発電施設等、それから石炭火力につきまして係数を引き上げて交付額を引き上げると、つまりこれら代替エネルギーといふことで石油から原子力、石炭等に重点を移行しなくちやならないといったことで、こういう施策を講じております。それから、単価を上げておりますのが水力でございます。一キロワット当たり百二十円を二百円に上げております。それから、ウラン濃縮パイロットプラントにつきまして、一キロワット当たり三百円の単価を四百五十円に引き上げております。

それから、交付対象範囲の拡大といたしまして、従来、水力につきましては五千キロワット以上

上のものを対象といたしておりましたが、これからは代替エネルギーの開発を小さいところまで拾つていくといふことでございまして、千キロワット以上といふところまで範囲を拡大いたしております。それから、交付期間の弾力化でございますが、これは現在では着工から運転開始年度までといふことで、急がないと使えない、期限内に使えない場合もあり得るといふようなことでございまして、着工から運転開始年度の五年後までといふように交付期間の弾力化をいたしております。そのほか、立地対策といたしましては、立地安全対策、環境対策といったものにつきましても、施策の充実を図つていこうところでございまして、

○丸谷金保君 その環境対策の中では、たとえば公共施設に対する交付金といふふうなものも行われるわけですね。

○政府委員(西垣昭君) 公共施設に対する交付金はむしろ立地対策の中でやっております。環境対策といたしましては、都道府県が実施する大気関係の環境調査に対する助成制度を設けております。

それから、地元住民の理解と協力を得るためのPA対策と申しておりますが、パブリック・アクト・プラン、つまり地元になじみやすくする、そういう関係予算の充実を図っております。それからまた、地域振興モデルプランの作成等の事業の拡充、沿岸漁業の振興に係る調査、そういう施策の充実を図つていこうところでございます。

○丸谷金保君 そうすると、この支出で出しているのは、主として調査とかそういうふうなものを中心で、施設に対する交付金といふふうな、たとえばその地域の公民館であるとか、そういうふうなものにもこの電費からお金が出るのは、この費目から出ているんじゃないですか。

○政府委員(西垣昭君) いまおっしゃいましたのは立地交付金でございます。それぞれの地元で整備計画をつくつていただきまして、その整備計画の中に掲げられました施設に対して交付金を交

付すると。公共施設といたしましては、道路、港湾、漁港、都市公園、水道、通信施設、スポーツまたはレクリエーションに関する施設、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、消防に関する施設、国土保全施設、熱供給施設、農林水産業に係る共用利用施設、商工業その他の産業に係る共用利用施設、非常に多岐にわたる施設を対象といたしまして立地交付金を交付して、こういった施設の整備をやつていただくといふうにいたしております。

○丸谷金保君 これは、たとえば公民館なら文教施設として文教補助があるわけです。これらとの絡みはどうなりますか。

○政府委員(西垣昭君) 原則は単独事業でございますが、補助率が二分の一以下のものにつきましては、その補助率にも使用できるといふような運用になつていこうところでございます。

○丸谷金保君 そうしますと、単独事業としてこの種のものができた場合に、運営に対しては今度は文部省の方が運営費補助といふふうなことでこれはつけていくわけですね。これはどうなんですか、本来が補助、運営、これは一貫した一つの行政の流れの中で見ていかないといけない。道路についても同じことが言えると思つて。それがそういう全く別な形で行われて、運営の方だけは今度は他の行政機関が責任を持たなきゃならないといふことになる、他の行政機関の何とつながりませんか、こういう立地勘定というのは。

○政府委員(西垣昭君) 整備計画の中で施設を定めるときには、関係省庁との調整が図られるといふことでございまして。それから、補助を受けましているような施設をつくりました後に、その施設の運用をどうするかという問題につきましては、これは施設に対する補助制度全般の問題でございます。現在ではでき上がった後の施設の運営費を補助するといふふうな制度は行つておりません。つまり、一般原則の中で地元の責任においていふことになるわけでございます。

○丸谷金保君　そこで問題があるんです。どうも財政運営の一体化の中では、建物だけは交付金で出してあげると、これは自治体にしてみると、非常にそれぞれみな欲しいですから、こういう弱みにつけ込むような感じがするということ言われておるわけなんです。

で、電源開発などの立地を決めていく場合に、こういういいことをやってやるんだからおまえら反対するなという、そういうことに使われるわけです。しかし、運営になりますと、もう全く関係がないというふうなことに現在なっているわけなんです。そうすると、たとえば自治省なり文部省の方の計画というものは、その分だけどうか今度は減らしていかなくやならぬわけですね、運営の面では。ところが、補助と運営とくっついて予算要求はされていると思うのです。公民館建設計画、そうしてそれに対する文部省なら文部省の補助金は幾ら、あるいは自治省を通じての起債は幾らというふうなことが決められて、その全く枠外で行われると。それはまあ事前調整は行われるんでしようけれど、そうすると、自分たちの責任で、補助金を出さないところの運営費だけは無条件に出していかなくやならぬ。これはちよっとおかしいじゃないかと思うのです。交付金を出したところが、後の運営費もみんな見てくれるのが当然じゃないんですか、どうなんですか。

○政府委員(西垣昭君)　整備計画というのは、市町村の方のインフラで、こういった施設が欲しいというところで、多くのメニューの中からその地に最も必要な施設が選ばれるわけでございます。

それから、この立地交付金というのは、いわば発電施設ができたりして、固定資産税がその地元に入ってくるまでのつなぎとして出されるというふうな面もございまして、施設ができ上がった後には固定資産税というふうな形で財源も充実していくというふうな事情もございまして、それから、およそ国から出してあります施設補助につきましても、その施設の建設に対しては補助

金をいたしておりますけれども、施設ができ上がった後には運営費等につきましても、全般的な地方財政の中で見ていくと、こういう基本的な考え方ではございまして、この電源立地促進交付金でつくられた施設につきましても、後、運営費も見てほしいというふうな地元の要請が一部にあるということにはよく承知しておりますけれども、そういう一般的な原則の中で処理したいと、処理せざるを得ないのではないかとというのが、私どもの考えでございます。

○丸谷金保君　この交付金で、いまおっしゃったような形でないところまで出しているんです。たとえば、固定資産税の入るの所在地市町村です。ところが、この交付金では隣接市町村にもめんどろを見ています。これは何も固定資産税は入ってこないのです。これはどうなるのですか、固定資産税の入ってくるのはいいです。

○政府委員(西垣昭君)　先ほど固定資産税と申し上げましたのも例示でございまして、全体の地方財政の枠の中で考えられるべき問題であると私も思っております。

○丸谷金保君　例示と言いますが、九割も九割五分もその占めるウェイトが大きいのです。例示というのは、これが二割、これが三割、これが四割というふうなことでたら例示でいいですよ。しかし、この種の問題についての歳入は、例示するようなほかのものが何かありますか、ないでしよ、隣接市町村については。ですから、その所在地市町村はまだ固定資産税という見返りがあるというところもあるのですが、被害だけを受けて、立地交付金がもらえるから、福祉施設、公共施設等に対してメニュー方式でいろいろなことをやる、だからいいだろうと。それじゃ、もう一歩突っ込んで考えていただかないと、地方財政を全体としてやはり圧迫することになるわけです。大臣ひとつ、これはどうも理屈に合わないのです、理屈に。

特にわれわれが反対しているのは、この電発を

進めていくと、被害を受ける、あるいはそのために訓練をしたりいろいろなことをしなければならぬというものは、所在地市町村だけでなくなるわけですね。ここら辺の問題というのは、主計局長、まだそこら辺は未解決だというふうな理解していいですね。どうなんですか、いまのままでいいというふうにおっしゃいますか。

○政府委員(西垣昭君)　所在地市町村、これが主体でございまして、言うなれば周辺の市町村が一定の額を分け合って、格差が生じないようにというふうなことから設けられているものでございまして、やっぱり主体は所在地市町村だと思えます。

それから、先ほど申し上げましたように、これは全体としての地方財政に対する施策の中で考えられるべきものというところでございまして、五十五年度の予算要求におきましてもそのような要求があったわけではございません。そういうことで予算を計上しなかったというふうなことでございまして、これからはもういった問題が指摘されることも多いと思えますので、私も検討したいと思えます。

○丸谷金保君　ちよっと不合理な面もありますので、十分検討していただきたいと思う次第でございます。

理財局長さんおいでになったようでございますので、先ほどの質問、よろしゅうございますか、そちらで言っているかと思うんですが、
○政府委員(渡辺喜一君)　日本銀行の保有しております国債残高は、五十四年の九月末が五兆六千四百五十五億、それからたしか十二月末を申し上げましたが、三月末でまだ概数、確定数ではございませぬが、ことしの三月末で八兆九千四百七億というふうなことになるわけでございます。

十二月末に比べてかなり金額が増加いたしました。運用部と間の取引によるものでございまして、資金運用部は、収入の方は毎月ほぼ平均して郵便貯金あるいは年金資金等が入ってくるわけでございますが、資金の出る運用の方は大抵年度末近くにかたまつて出ていく。場合によっては、特に地方資金等は年度を越して出納整理期間に大量に出る、こういうふうなことでございまして、収入と支出との間に期間的なずれがあるわけでございます。その間、かなりの余裕資金が運用部にたまるというふうなことになります。

通常、運用部は、このたまった資金の運用いたしましたし、できるだけ流動性を確保するという意味で、政府の短期証券を持つておるわけでございますけれども、政府短期証券だけ持つておりますと、非常に金利が低いために、運用部の収支が採算がとれなくなるという問題がございまして、日本銀行にその面の協力をお願いをしております。

具体的には、必要な額だけ日銀の持つております国債をスワップで運用部が買ひまして、長期国債の金利をかせぐと。流動性の上で必要な場合には、直ちにそれを日本銀行に売り戻して流動性を確保する、こういうふうな取引をやつておるわけでございます。年度末と年度途中との間の日銀の保有国債の増というものは、ほとんどが運用部から日本銀行に売り戻した分の金額でございます。したがって、毎年の日銀の保有状況を見ますと、大抵年度途中が低くなって、年度末にまたもとの状態に復すると、こういうふうなことを繰り返しておる現状でございます。

○丸谷金保君　これは証券業界も、それから銀行協会等もそうですが、もつと資金運用部に長期国債を抱いてもらわなければならぬじゃないか。そういうふうな何となく、スワップをして年度末資金を資金運用部が財投その他の関係で一遍整理いたしますね、起債の整理から何からの問題を。それらのことを、逆に、市中銀行がそういうことをもつとやれるような幅をつくつて、むしろ長期の国債は、先ほど申し上げたんですが、もう大変金融圧迫しているというふうな状態でございますから、考え方の切りかえをこころでひとつやらないと、金融機関自体がもうパン

ザイするんでないか。

ことしは原価法で切り抜きましたけれど、それらもう手がかなくなるといふふうな状態が来たら大変だ。どっちかに出せばどっちかの資金が詰まるわけなんですから、そこいら辺をもう少し切りかえるといふふうな考え方をもちいたいただくわけにいかないんですか。

○政府委員(渡辺喜一君) 運用部が、いま申し上げましたように、日銀との間で長期国債のやりとりをしております資金は、短期の余裕資金でございまして、長期的に費やした運用をするような性質の資金じゃないわけでございます。したがって、それで仮に市中からの長期国債を買い上げるといふふうなことをいたしても、どうしても数カ月後にはまた売り戻さなければいけないといふようなことになるわけでございます。基本的には民間金融機関の資金問題の解決には資金ないといふことになるかと思ひます。

去年七千億圓、民間金融機関から運用部がスワップをいたしたわけでございますが、これはある意味では、去年の九月期の民間金融機関の評価損対策といふふうな面もございまして、そのうちでございます。そういうふうなことは寄与するわけでございますけれども、本来的に民間金融機関の資金繰りの問題、そういうものを助けるためには余り役立たない。本来、運用部が長期的に国債を引き受けるといふようなことをいたしますれば、それは確かに民間金融機関に対する助けになると思ひます。

ただ、運用部も原資が非常に詰まっておりますし、一方、財政投融資についても、やはり政策的な需要といふものがあるわけでございます。その辺を勘案しながら運用部の長期国債引き受けもできるだけやっていく、こういう姿勢で臨んでおるわけでございます。

○丸谷金保君 私の上申しております趣旨は、そういう短期の国債を抱えているので、長期国債に乗りかえるといふふうな資金は資金運用部にはないのだ。これはわかるんです、現況で、いま

の政策だからないわけですね。確かに九月期の決算では銀行のスワップはできようけれど、現況の資金繰りから言うと、三ヶ月の決算での銀行に対するめんどう見はできませんね。問題は、財投に回している資金運用部の資金のことを申し上げているんです。財政投融資資金、これは今度の電源のこの関係にいたしても、開発銀行その他、現在の審議をされている予算のほかに、財投で相当めんどうを見ることになっておりますね。そういうように財投でめんどうを見ているのが非常に幅が広過ぎる、そのために問題も起きてきております。

たとえば、船に対する資金を出したと。これは地域振興といふことであるけれど、一度も地域の港湾には入ってこない。全然別なところを走り回っているような船に、目的の違うところに財投の資金が流れておるといふように、財投資金が潤沢過ぎて流れ方が非常にルーズになっている面が至るところに出てきております。潤沢でないと言いかもしませんが、そういう具体的な例がたくさん出てきているんです。いいですか。

ですから、それらのことはできるだけ市中金融機関等に任せて、それでこちらの資金を潤沢にすることによって財投の投資額を減らして、その面では長期国債を抱けと。そうすれば、現在問題になつてきておるようなクラウディングアウトといふようなことが防げるんじゃないか。そういうふうな大きないま国債を中心にした財政金融政策の振りかえをやらないと、ちよつと火をつけると物価高、インフレに行きかねない、そういう要素を含んでおる。現在の石油によるところの百七十億ドルといふふうな赤字、資金の詰まり、こういうものが噴き出すんじゃないか、そういう一連として実は申し上げているので、現況の資金運用部の資金でもってそれをやれと言っているのじゃないんです、そこをどうの間違わぬようにひとつ御理解をいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(渡辺喜一君) 資金運用部も、現在の置かれておりますもろもろの状況というものを十分勘案いたしまして、可能な限り財政投融資の膨張を抑えて、また一方、国債の原資引き受けをやすといふことで努力をいたしたわけでございます。まだ不十分というおしかりかもしれませんが、今後ともそういうことで運営をしていきたいと考えておるわけでございます。

現に、五十五年度の財政投融資計画は、事業規模で申しますと一・七%の増といふことでございまして、過去の例から見ますと、もう極端に抑えられた計画になっておるわけでございます。また、その財投機関がたぐさんございまして、それの中でもかなり多くの機関については、対前年むしろ減額といふふうな査定になっておるわけでございます。私もこれでも必ずしも十分というふうには考えていないわけでございます。今後とも各機関の実情等を十分よく調査をいたしまして、もし仮にむだがあるといふようなことがありますれば、それはあくまでも追及いたしまして、そういうものは減額していく、こういうことで努力をしていきたいと思つておるわけでございます。

全般的に、民間の金融が引き締まってまいりますと、どうしても政策金融に対する依存といふのは逆に強くなつてくるといふことでございまして、そういう意味で相当引き締めてやつていかないと、おっしゃるようなことになりかねないと考えておるわけでございます。今後とも財投機関のビヘービアにつきましては十分監視をしていきたいと、こう考えておるわけでございます。

国債の引き受けにつきましては、一方では余り運用部が引き受けると歯どめがなくなるんじゃないかといふふうな御批判もあるわけでございますが、現在のように大量発行が続きますと民間に相当量の国債が滞留しておると、こういう状況でございまして、私どももいたしましては、資金運用部資金につきましてもできるだけ余裕を生み出して、それで国債の引き受けをいたしまして、民間の引き受けを幾らかでも減額できればというふうに考えておる次第でございます。

○丸谷金保君 どうもいままでの政策の枠を出ない御答弁にしかならないんですが、どうなんですか、資金運用部が引き受けても郵便局窓口で国債を売ることを考えたら。そういう形に持っていく発想の転換をしなければだめだといふことを、私は言っているんです。抱きつ放してなくて消化していく。いわゆる民間と言つても、いまあなたの方で言っている民間といふのは金融機関が持っているといふことであつて、一般大衆が持っているといふことではないんです。それでしよう。そういうものはやっぱり大衆のところへ落としていく努力、一般国民へ落としていく努力が至るところでなされないと、いまの多額の国債の消化といふことが非常にむずかしい情勢、国際収支の赤字等いろいろのことから、そういう情勢を踏まえてそこら辺の切りかえをやらないと大変なことになりませんかといふことなんです。心配ございせんか、いまのままで。

○政府委員(渡辺喜一君) 国債につきましては、基本は、あくまでもできるだけ発行の量を圧縮していくといふことにあるわけでございます。今後とも、五十六年度以降の予算編成を通じて、できるだけそういう趣旨で努力をしたいと思つておるわけでございます。

それにつけ加えて、いま委員のおっしゃいましたようないろいろな販売消化の多様化といふますか、できるだけ消化先のニーズに合ったような発行方法あるいは銘柄、種類、こういうものを考えていきたいといふことで、せつかくいろいろ検討をいたしておるところでございますが、基本の問題が解決していきませんと、そういうもろもろの補足的な手段をやつてみましても、なかなか基本的な解決にはつながらないというのが現状でございます。しかしながら、やれることはぜひともやつていきたいと、こういう姿勢でまいりますが、このことを検討はいたしておるわけでございますが、やはりいろいろ問題がございまして、にわかにはまおっしゃるようなことをすぐ実施するといふところまでは踏み切れない現状でございます。

○丸谷金保君 制度的に、いますぐ踏み切れるという問題ではないと思ひます。大臣、この問題はいろんな絡みの中で非常に大変な事でござります。たとえば、電算の促進の議論が行われた四十九年当時も、一方では歳出抑制、経費削減制というのを盛んに言われたんです。言おれませんでした。結局はなかなかやらないでふくらんでござります。だから、いま理財局長さんが歳出を抑制すると言つた。これは理財局長さんでござらないで、後始末をやらなければならぬわけなんです。だから、さういふ歳出抑制も大事ですけれども、いまの国債消化を中心にしたこの種の総合的な問題の中で、もっと民間と言つても金融機関でなく一般大衆が国債を持つ、このことによつて、やはり国政に対する認識の度合いも深まつていくと思ひます。

こゝら辺の総合的な形の中で、エネルギー政策、石油政策、対外援助、あわせて財政収支のバランスをとつていくための国債対策を、大きく考へなければならぬ時期に來ているんじゃないか。いまの制度でどうもならぬというところ、いまの制度でいいかというところの見直しをするときに來ているんじゃないかということとは別なことなので、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 国債管理政策の基本につきましては、理財局長から、まず発行額が大きいからそこをいろいろな摩擦が出てくると、これは認識は、私も共通しておるところであります。したがつて、そのときどきのニーズに応じ、まさに適時適切に弾力的に対応しなければならぬという原則のもとに今日まで来たにもかかわらず、現実、消化難等の言葉によつて表現されるように、国債消化が大変な重大なところに立ち至つておるのではないかと認識は、私もひとしくするところでありま。

なかつた。したがつて、まさに個人消化、すなわちそうなりますと、窓販問題とかいふような問題が出てまいりますが、そういう問題に対して非

常に關心を払つて、内部でそれぞれのつかさつかさにはお任せ、これは銀行局とか証券局とかいふような問題はござりますが、慎重にこれが対応について検討の時期に來ておるという認識は私も持つております。そして現実、それぞれの場で検討はそれなりに進められつつあるというふうな事は認識をいたしておるところであります。

○丸谷金保君 エネルギー問題のいろいろの問題もありまが、あしたも通産その他、エネルギーも引き続き同じような関連する問題をやらなきゃなりませんが、最後に一つだけ御注意申し上げておきますが、先日どなたかの答弁で、過去に銀行の窓口等で国債を売ったことはないという御答弁がありました。しかし、どうも私の記憶では私自身が扱った記憶があるので、古い方に聞いてみますと、どうもあつたやうでござります。それじゃ何年何月か、どういふ形であつたかといふところまで詰めておきまされんけれど、私の方で詰めるよりは御答弁した側で調査をしていただきたい。戦前に私は扱った記憶があるので、これは記憶たどりでございますから詰めておりません。答弁した側で絶対になかつたかどうか、もう一度ひとつよく調べていただきたい。

二、三の人に聞いてみますとどうもあつたやうでござりますので、私の方で調べるよりはそちらで調べていただきたいことをお願い申し上げて、本日のところ、この辺で質問を終わらしていただきますと思ひます。

○多田省吾君 私は、まず本題に入る前に、大蔵大臣がこのたびIMFの暫定委員会に出席されておられますので、二、三その点に関連いたしましてお尋ねしたいと思ひます。

一つは、前の本委員会でも私は金の復権の問題に絡んで御質問いたしました。従来、IMFは金を廃貨し、わが国もIMFの方針に従つて金廃貨に努力してきたわけであつた。金の廃貨をねらいにIMFでは四年がかりで保有金の三分の一、五千万オンスを五月七日の競売を最後といたしまして、一応各国の通貨当局や民間市場に還流

したわけであつた。折から金価格の高騰で競売の差益が非常にふくらんだといふことで、発展途上国の開発への目的も十分達成されたわけであつた。しかしながら、その反面、御存じのやうに各国の金準備がふえたので、欧州各国はもとより、金廃貨の先鋒を切つていた英国までが金の再評価といふことをやり始めているわけであつた。

その結果、外貨準備の中で金の役割りは高まるといふ結果にならざるを得ない。いままでも、昨年の三月にいわゆるEMSですが、欧州通貨制度が発足したしまして、金を裏づけの一部としてあるわけ。そのほか、IMFでは、SDRの代替勘定のかたに金を置こうとしているんじゃないかと、また、ロンドン金市場のガイ議長なんかも、外貨準備に金の積極活用を訴えているといふやうなことも報道されております。このやうに、金の復権といふことがいま大変大きな問題になつておるわけであつた。大蔵大臣は前回の御答弁でもそのやうな傾向を否定されましたけれども、今後大蔵大臣といたしましてはIMFに対しても、具体的な働きかけをなさるおつもりか、また、今回IMFの暫定委員会に御出席なされてどのような感触を得られたか、その辺をお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 今度のIMFの暫定委員会の際、金の問題につきましては金そのものとしての格別の議論はなかつたわけであつた。ただ、代替勘定の設置に伴つて、一部保有金を売却したかどうか、いや売るべきものでない、こゝろいふやうな議論があつたことは事実でござります。が、全体的に見まして、金復権の方向について国際的な合意が得られる状態には私は今日のところはないといふ考え方にはありま。

が、しかし、いまの御質問、それなりの具体的な例示をもつての御質問でござりますので、大蔵次長の方から正確な答えをさすことをお許しいただきたいと思ひます。

○政府委員(大場智清君) いまの大臣の答弁を若干補足させていただきます。先生御高承のとおり、通貨には三つの役割りがござります。第一が計算単位としての役割り、それから第三は取引通貨と申しますか、決済としての役割り、三番目に準備通貨としての役割りでございます。

金につきましてはこの三つの点について考えてみますと、第一の計算単位という点になります。たとえば先週末は一オンス五百十ドルでござりましたが、ことしになつて一番高いときは八百ドルを超えている状況にござりました。このやうに価値の変動が大きいものは、通貨として適当ではないのではないかと感じを持っております。それから第二に、決済通貨でござりますが、金の量は制限がござりますので、これもやはり決済通貨として使う場合には量が足りないという問題があると思ひます。

最後の、準備通貨としての金ということだけは、これは各国の通貨当局が非常に金を持つていて、このことからおわかりいただけますやうに、準備通貨としての金の役割りは認めざるを得ません。しかし、全体として考えますと、金が通貨としての役割りを果たすのは非常にむづかしいのではないかと、このやうに考えているわけであつた。

○多田省吾君 この問題で時間は余りとれませんのでこれでとめますけれども、やはりいまIMFの金の売却でもほとんど産油国に行つていふんじゃないか、あるいは産油国がドルの価値の低下を心配いたしましてソ連や南ア等から金を入れて、そして原油を売つていふやうなことも聞いておりますし、この問題はまだまだ尾を引くと思ひますので、ひとつ対応をしっかりとお願いしたいと思つております。

二番目といたしまして、現在、為替相場は変動相場をとつておりますが、非常に経済運営の面から見ましても野方図な状態にござります。そこで、前からの問題でござりますが、通貨安定体制の意味から固定相場に復帰することはどうい

ないと思ひます。新しい安定体制をとるにはいろいろの対策があると思ひます。三、四年前にもいろいろ言われたわけですが、どういふことを今度のIMF暫定委員会に話に出なかつたのか、あるいは今後訴える必要がないのか、その辺を大蔵大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 先ほどお話ししたように、いま準備通貨としての代替勘定を設定するに当たり、保有の金を売却したらどうだ、いや、すべきでない。この議論はあつたことは事実でございます。が、各国ともドルが大変に——大変にと申しましうが、必ずしも安定してないという表現といひまじうが、そういう状態の中にあつて、やはり通貨の安定体制の意味するところが非常に重要であるという認識はどつておるべきであります。

したがつて、SDRというものが自分でできましたのも、十六カ国の通貨を一つのバスケットに入れました。比較的変動性の薄いものとしたというところにもその意義があるところでありまじうが、今回の議論の中でやはり主として出ましたのは、したがつて、その通貨の安定というものは、各国のそれなりの経済政策の調和というものが必要じやないか。各諸国がそれぞれ経済政策の調和というものを国際経済全体の中で図つていくことによつてまず安定をすべきではないか。

直接わが国の問題で申しますならば、先ほどもお答えいたしました一つの点といひまして、たとえば西ドイツの連銀とのスワップ協定ができる準備に入つたといふことは、アメリカ、そしてスイス、そしてドイツ・マルクというところにも通貨のある程度の協調性が保たれたといふのも、一つの金融政策の調和の努力ではなからうかといふふうに思ひまじうが、そうして、代替勘定というものの検討もやはりその点から議論をされてきた。したがつて、代替勘定といふものは主として先進諸国の方に關心が充ちておられる。これは通貨の問題からそのいふ關心がおのづから

よけい出てきたのではないかと、いふふうに思ひわけですが、委員もいま御指摘のように、固定相場というものの復帰するといふことはこれは非常に困難なことではございませうけれども、通貨の安定を求める雰囲気といひますか、環境はそういうものであつて、そうした努力は今後ともやつていかなければならないという認識はひとしくいたしたところでございませうが、直ちに何と、何といひますか、大蔵省の発想といふふうなものが出てきたという段階にはないといふふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○多田省吾君 今回のIMF暫定委員会に出席されて、大蔵大臣はオイルマネーの還流対策の一端といひまして、国債の産油国売却を発表されました。

そこで三点お尋ねいたしますが、一つには、売却先の長期保有についてはその見通しがあるのかどうか。

二番目には、今後どの程度の売却を見込んでいるのか。

第三点といひまして、国債売却以外にオイルマネーのリサイクリングはどのような方法をとるおつもりなのか。

以上、三点についてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 非常に具体的な問題でございませうが、大蔵次長から補足をいたします。が、このいわゆるオイルマネーの還流対策と、また、産油国から見れば自己資金の安定的運用と、さういふことにならうかと思ひます。そこへいろいろ相互の理解の度合いがいろいろあります。直接、日本国政府が産油国へ国債を売却するといふシステムではないわけではございませうけれども、中央銀行間の話し合いの中にそのいふものが取り入れられた。そうしてその総額といふことは新聞等で五百億等々が伝えられておりますが、これはいわば現実問題として相手方の資産の運用でございませう。こちらでその額をこのように額になるであらうといふようなことを発表するのは、必ずしも適當でないではないか。

そしてまた、オイルマネーのリサイクリング、国債以外の問題について、今日、どの程度かといふことを正確に把握することはできませんけれども、証券市場等々の中へもそういうものが若干入つてきておるといふふうに私も見ておりますので、一般的な有価証券でございませうか、そうしたところへも入り得るまた環境をつくることは、可能な問題ではなからうかといふふうに考えております。

若干具体的な問題があるかと思ひますので、大蔵次長から補足をいたします。

○政府委員(大場智清君) まず、産油国等の日本への投資について、できるだけ長期保有をお願いしてゐるところでございませうが、これは投資する商品といひますか、資産形態によつて違つてくると思ひます。この一三月を見ましても、大体株式で六億ドルぐらゐの流入超過がございませう。公社債等で五億ドルぐらゐの流入超過がございませう。これはいづれも非居住者全体の数字でございませう。このうちのどの部分が産油国かといふことははっきりいたしておりませんが、かなりの部分が産油国によるものだといふふうに考えております。そういたしますと、やはり預金形態によるものよりは、こういった株式なり公社債等への資金の流入の方が長期的性格を持つてゐるということとが言えるかと思ひます。

それから、数字につきましては、これは今後どうなるかといふことでございませうが、債券への投資の場合には、第一には債券の利回りを産油国等は重視いたしますが、第二には為替相場、円相場についての見通しとその投資の場合の大きな要素になつてゐるようではございませう。したがつて、今後為替相場が安定していきまじうと、円相場が安定していきまじうと、かなりの額の資本の流入が見込まれるといふふうに考えております。

それから、国債売却以外にどのようなリサイクリングの方法があるかといふお尋ねでございませうけれども、同じ公社債といふことでございませうと金融債等がございませうし、また先ほど申し上げ

ましたように、株式への投資ということもございませう。それからまた、短期のものでございませうと、銀行への預金が最近かなり増加してございませう。それから、そのほかに一般企業の借り入れといふこともあるわけではございませう。さらに、大臣が御指摘申し上げましたが、たとえばサウジアラビアの五カ年計画に対して技術協力なり、あるいは経済協力で協力するといふこともまた一種のリサイクリングである、こういうことが言えるかと思つております。

○多田省吾君 それでは、電源二法案に對しまして一問だけ質問しておきたいと思ひます。

今回の改正は、代替エネルギー対策を目的としてとられる措置であります。代替エネルギー対策は国民的課題でございませうが、代替エネルギー政策は国民的課題でございませうが、非常に緊急なものであります。同時に、原子力あるいは一部の石炭以外は代替エネルギーの実用化といふものは非常に長期的に実を結ぶことを期待してゐる程度でございませう。こう考えますと、今回の措置といふものは安易に電源開発促進税を引き上げて、これをもつて財源に振り向けるといふことにすぎません。単なる特別会計の拡充で対処するだけと言へるわけではございませう。この今回の措置を、なぜ一般会計から財源を繰り入れる方式をとらなかつたのか、その点をまずお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(西垣昭君) いま言われましたように、代替エネルギー対策といふのは差し迫つた重要課題でございませうが、今後、中長期的に代替エネルギーの開発利用を進めるためには、巨額の資金を安定的に確保していくという必要がございませう。ところが、そのすべてを一般財源に求めることは、現在の厳しい財政事情から見ても困難でございませう。この点は御理解いただけたと思ひます。他方、代替エネルギー対策の効果は、電気の安定的供給の確保や石油の需給、価格の安定を通じて、一般電気事業者や石油の消費者に受益関係を生ずるものであるといふことを考慮いたしまして、受益者負担の観点に立ちまして措置するこ

とが妥当と認められる範囲で、特別会計におきまして電源開発促進税や石油税を財源とする施策を実施することとしたものでございます。

なお、広い意味では、石油代替エネルギーの開発を図る施策でありまして、当面実用化のめどがなく、受益者負担にはなじまないと考えられる基礎的研究等につきましては、一般会計におきまして一般財源で措置しているところでございます。

○委員長(世耕政隆君) 午前中はこれまでにいたしましたので、午後一時まで休憩いたします。

正午休憩

午後一時開会

○委員長(世耕政隆君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、多田君の質疑を行います。

○多田省吾君 私は、代替エネルギー対策の財源を特定財源に求めるのは非常に安易な考えだと思っております。特定財源ということになりますと受益者負担という形をとるわけでございまして、今回の電気料金的大幅な値上げに見られるように安易な値上げが行われ、これが物価高騰にどうしてもつながってまいります。このようなことから、私はこの電源開発税の引き上げというものは物価対策の上からも見送るべきではないかと、このように思いますが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) この五十五年度予算におきまして電源多様化対策を促進することとしたわけでございしますが、これらの施策につきましましては、まず今後中長期的に膨大な財源が必要であることと見込まれるのでありますが、厳しい財政事情のもとでは、一般財源で措置することはとうてい困難であるということが一つでございます。

第二点は、電気の安定的供給を確保することを通じて一般電気事業者が受益関係というものが存在していること。このことから、これらの対策に要する財源は、電源開発促進税の引き上げによつ

て措置することが必要であるという考え方に立つたわけでございますので、この点は御理解を賜りたいところであります。

この場合、電源開発促進税の税率引き上げの電灯料金に及ぼしますところの影響は、改定前の電灯料金の一・一％程度、月四十円程度でございまして、物価、家計に与える影響はきわめて小さいので、代替エネルギー対策の重要性というものを考慮しますならば、この程度の影響というものはみんながまんをしていただく許容限度内にあるものではなからうかというふうに考えておるところでございます。

○多田省吾君 午前中の最初の質問に対する御答弁にもありましたが、一般財源は厳しい財政状況にあるので特定財源の形で求めるんだというのが大蔵省の見解のようであります。石油税は、原油高騰の折でございまして自然増収も大幅に見込まれております。これを代替エネルギー対策の財源に充てることも十分可能だと思いますが、いかがですか。

○政府委員(高橋元君) 確かに最近の原油価格の高騰、また、経済見通し作成時よりも実際に生じておりますところの円安、こういったことによりまして、五十五年度の石油税は五十四年度に比べましてかなりの大幅な増収が見込まれることは事実でございます。

いまの御質問は、石油税をもって電源の多様化及び一次エネルギーとしての石油代替エネルギー同様の開発に充てたらどうかという御趣旨かというふうに住みますが、電源の多様化対策ということにつきましては、ただいまも大臣からお述べになりまして、電気の安定供給を確保することを通じて一般電気事業者が受益関係が認められるというところがございまして、一次エネルギーとしての石油代替エネルギーということになります。これは石油の需給なり価格の安定を通じて石油の消費者に受益関係が認められるということになります。したがって、目的税なしの受益者負担という考え方がいたしますと、電源の多様化

の財源ということ、一次エネルギーとしての代替エネルギー対策の財源ということ、負担をお願いする局面が変わってまいらうというのが税制上の立場であらうというふうに私どもは考えて、御理解をいただきたいと思うわけであります。

なお、一次エネルギーとしての石油代替エネルギーというのにつきましまして、五十五年度は三百四十九億でございますけれども、今後逐次その研究ないし実用化の進展が見込まれまして、昭和六十五年までにやはり一兆四千五百億円という巨額の財源を必要といたします。電源につきましては午前中もお答えしましたように、これまた、昭和六十五年までに現在の見通しでは一兆四千五百億円という巨額の財源が必要であるわけであります。石油税の大幅な増収が見込まれると申ししましても、その増収だけをもちて両者の財源を賄うことが長期的に見込みがたいということも、あわせて御理解いただきたいというふうに考える次第であります。

○多田省吾君 いませっかくの御答弁でありますけれども、今回の改正で代替エネルギー対策に充てられる額は千百七十六億円でありまして、そのうち八百二十七億円が電源多様化勘定であり、電源開発税引き当てが充てられるわけだと思えます。しかし、石油税というものは、五十五年度見通しでも四百百億円あるわけでございまして、しかもこれが増収の見通しも考えられるわけであります。私は、そういった受益者負担云々という考えをもう少し拡大して、ストレートにやはり石油税から組み込みたいのかという考えはまだ持っているわけですが。

次に、私は、代替エネルギー対策の予算のあり方でありましても、非常にわかりにくい構成になっております。たとえば、石油税にいたしましても、四百百億円の中から二千五百二十億円を特別会計に組み込む、それに原油油関税三百十二億円を加え、さらにその中から三百四十九億円を石油代替エネルギー対策に充てる。またさらに、電源開発促進税の電源多様化勘定から八百二十七

億円を加えたものが代替エネルギー対策予算となつていまして、こういう構成になっているわけでございしますが、このように複雑な形をとるということは、国民の目の届かないところで何かやっていると、国民の目からいって疑問もあるわけですが、こういう税制や特別会計制度を改めて、すっきりと一元化する考えはないのかどうか。

○政府委員(西垣昭君) お答え申し上げます。

仕組みが非常に複雑であるという御指摘でございますが、私も似たような感じをしております。整理したつもりでございます。先ほど大臣からお答え申し上げましたとおり、今回、石油代替エネルギー対策についての財政面での仕組み、枠組みを整えるに当たりましては、現在の厳しい財政事情も考慮いたしまして、受益者負担になじむ多額の財源は受益者負担の観点に立つて措置することとした次第でございます。すなわち、代替エネルギーによる発電を促進する施策が電気に受益関係を生ずるところから、電源開発促進税の使途拡大及び税率引き上げで対処する。その他の一般的な代替エネルギー対策は石油の需給、価格の安定を通じて石油消費者に受益関係を生ずるところから、石油税の使途拡大により対処することとしたわけでございまして、また、基礎的な研究や近い将来に実用化されるめどの得られていない技術開発など、受益者負担になじまない施策は一般会計で措置しております。

このような財源措置に對応しながら、今般、特別会計制度の改組、拡充を行っているため、制度的にはやや複雑だとの御指摘をいただき、この点はまことに恐縮でございますけれども、対策とその財源、受益と負担の関係を明確に整理しながら、長期的、計画的な対策を実施するためにこのような仕組みをとることが適当であると判断している次第でございます。もちろん、この仕組みのもとにおきまして、石油代替エネルギー対策が総合的、効率的に行われまして、全体として所期の成果を上げるよう努めるということは申すまでもないことでございまして、今後ともこの点につ

きましては十分留意してまいりたいと考えております。

なお、一般会計、特別会計を通じます石油代替エネルギー対策の予算でございますが、特別会計がいま御指摘のありましたように石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計に三百四十九億円、電源開発促進対策特別会計に八百二十七億円、合計千七百七十六億円でございますが、このほか一般会計に千七百二十一億円の予算を計上いたしております。一般会計、特別会計を合計いたしますと二千八百九十八億円ということで、強力に対策を講じていきたいと考えておる次第でございます。

○多田省吾君 次に、通産省にお尋ねいたします。

エネルギー政策の資金需要について伺います。通産省の試算によりますと、昭和五十年代の十年間で約六十八兆円としておりますけれども、民間調査機関の調査によりますと、二百兆円は必要だという声も上がっております。いろいろな外国の例等から見ましても、政府の見方は非常に甘いと云々を得ませんが、こうした見通しの差を通産省はどう見ておりますか。

○説明員(深沢直君) お答え申し上げます。

先生、現在通産省の五十年代におきます資金需要、エネルギー対策資金需要六十八兆円、この点につきましては見方が甘いのではないかと御指摘でございます。これはちよつと戻りますけれども、昭和五十二年の八月に、通産大臣の諮問機関でございます総合エネルギー調査会というのがございますが、そこでの試算でございます。これは御指摘のように、五十一年度から六十年年度まで、五十年代におきますわが国のエネルギー対策所要資金量というものを試算したわけでございます。これは五十一年度価格で表示いたしまして、六十八兆円ということで試算してございます。これはもう先生御案内のとおりでございますけれども、この試算自体、一定の仮定のもとでいろいろ試算しているものでございます。これはエネルギー関

係のコストなり、それから技術開発の進捗状況なり、そういった各種要因の変化によりましてこれはいろいろ変わるものでございます。

ただ、これは民間の機関の指摘にもございまして、いずれにしましても、中長期的なエネルギー制約の克服ということを図ってまいりますためには、今後やはり膨大な資金が必要になると見込まれるというふうに感じております。それで通産省といたしましては、このエネルギー関係投資がやはりリスクが大きいということ、それから収益性とか懐妊期間の長さとかいろいろの点がございまして、したがって、民間企業だけで十分に対応し切れないという側面がございまして、それから、御案内のとおり、国際石油情勢が非常に厳しさを増す中で、主要先進国の中で日本が石油依存度というのが一番高うございまして、こういった事態を踏まえて、将来にわたりますエネルギーの安定供給確保ということにつきましては、国全体としてその推進を図っていくということが必要でございます。こういう観点から、このエネルギー関係資金につきましては思い切った国家資金の投入ということが必要不可欠というふうに考えているわけであります。従来からこの所要資金、所要対策を講じてまいっておるわけでございますけれども、今後とも内外のエネルギー情勢を見きわめながら計画的かつ重点的な支出ということに努めてまいり所存でございます。

○多田省吾君 いまおっしゃったように、これは昭和五十二年八月に出されたものだ、昭和五十一年度価格の所要資金であると、こういうお話でございますが、おっしゃる通りに、原油の高騰等が見られたわけでございます。また、代替エネルギーの必要性というものが非常に緊急になっておりまして、通産省といたしましては、中長期における所要資金と申しますか、資金需要について最も新しい考え方はどういうお考えでございますか。また、それによればどの程度の試算になりますか。

○説明員(川田洋輝君) お答えいたします。

代替エネルギー対策を今後強力に進めてまいりますためには巨額の資金投入が必要でございますけれども、具体的にどの程度の所要資金量が必要であるかという点につきましては、技術開発の進み具合など不確定要因も多うございまして、確定的に申し上げることは非常にむずかしいのでございますけれども、当省において試算したところでは、現在財源対策でお願いしております関係の所要資金といたしまして、昭和六十五年度までの間に約三兆円程度の資金が必要ではないかということでございます。

これにつきましては、先ほど来お話の出でございますが民間企業が設備投資のような形で行っていただきますものは別でございます。それから、先ほど大蔵省の方からお話ございました基礎的な研究の推進などに充てるもの、これもまた別の形で企業化をできるところまで持っていくお金といたしまして、私どもの試算では約三兆円程度が必要であらうということで試算をいたしております。それから、その残りの企業化の促進、実際に民間企業が使ってまいります資金につきましては、いろいろな数字があるようでございますけれども、現在確定的な数字は持ち合わせておりません。今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○多田省吾君 それでは、昭和五十二年八月に出されたような、いわゆる昭和五十年代の十年間で約六十八兆円というものに見合うような新しい試算というものはまだ出してないということですか。

○説明員(深沢直君) 五十二年の六十八兆円、これは先ほど申し上げましたように五十年代のエネルギー対策、いま申し上げましたのは代替エネルギー対策で三兆円という意味でございますけれども、これ以外に石油とかそれから省エネルギーとか、代替エネルギー対策以外のところに非常に多くの資金がかかります。その点につきましては、現段階においてはしてございません。代替エネルギー対策関係中心で、今後十年ぐらいの間に三兆円程度ということでございます。

○多田省吾君 私は、やはりこういう原油の高騰あるいは代替エネルギーの相当早期の必要性というところから見まして、昭和五十二年八月に出した通産省の試算というものは相当古くなっていると思ひますので、またこれに見合うような形の新しい試算というものが必要ではないかと、このように申し上げておるわけです。

次に、エネルギー開発に投入された国家予算を国際比較するのはいろいろな点から見てむずかしいものと思ひますけれども、一応、東京電力の調査では、昭和五十年から五十四年までの五年間に日本では合計一兆九千八百億円、アメリカでは七兆五千七百億円と四倍近い投資でございます。また、工業技術院の調査では、五十四年度の新エネルギー技術開発予算の比較では、日本が百三十億円、アメリカは十六億二千五百億円となっております。エネルギー基盤がアメリカに比べて著しく弱い日本の投資がアメリカよりも格段に少ないということは、政府のエネルギー対策がまだなまぬるいのではないかと、このように思ひますけれども、これはどうですか。

○政府委員(石坂誠一君) 御指摘のとおり、新エネルギー技術開発の予算につきましては、これまでアメリカ等と比較いたしまして相当規模的の差異があるというところは否めないと思ひます。しかし、五十五年度におきましては、サンシャイン計画の加速的推進等もございまして、財政面でも特段の御配慮をいただいているわけでございまして、前年度に比較いたしまして二・四倍に相当します約二百九十億円の予算を計上しておるところでございます。これによりまして、また、これにサンシャイン計画以外のものも合わせますと、予算面では欧米の水準に相当近づいていくのではないだらうかというように予想しておるわけでございます。

なお、新エネルギーの技術開発でございますが、これは非常に長期間を要する困難な課題でございます。まして、所要資金の確保も長期的に御配慮いただく必要があると思っております。

が、アメリカの状況をちよつと申し上げますと、米國はすでに大規模なプラント開発の段階に入っておりまして、また、アメリカの技術開発の方法といたしまして、手段といたしまして、非常に多くの手法を同時に進めていくというようなこともございますので、わが國の場合よりは相当大きな資金を必要とするような状況にあるのではないかと考えるわけでございます。

わが國におきましては、今後新エネルギー総合開発機構の活用などを図りまして、効率的な研究開発の推進をいたしまして、新エネルギー開発計画を円滑に推進してまいりたいと思つておるわけでございます。

○多田省吾君 いまは新エネルギー技術開発予算、まあ本年度は前年よりも二、四倍の二百九十億円に上つた、このようなお話でございますが、それでもアメリカ等から比べると非常に立ちおくれしているわけでございます。

大蔵大臣にお伺いいたしますけれども、エネルギー対策には巨額の資金が必要でございますが、一つの方法といたしまして、これは五十三年度実績でございますが、七十四兆円に及んでいる資金運用部資金の配分を考へて活用していくとか、あるいは五十四年度の財政投融資の不用額が六千八百四十八億円にも及んでいると言われておりますが、こういった中から対応資金に充てるとかという考えはございませんか。

○政府委員(渡辺喜一君) 財政計画につきましては、エネルギー対策の重要性にかんがみまして、特に五十五年度の計画におきましてはかなりの配慮をしたつもりでございます。五十四年度の計画で、エネルギー関係は事業費ベースで八千八百八十九億円というところでございましたが、五十五年度は一兆三千五百一十億円を予定しております。これは前年度に対して四八・四〇というふうに大きく伸びておるわけでございます。

財政投融資計画の資金配分につきましては、従来から国民生活の安定向上に資する分野というものは重点的な配慮をしてまいつたわけでござい

ますが、そのときどきの政策的緊要度の高い資金需要にこたえていくというのが本来の使命であると考えておるわけであります。財政投融資原資の大宗を占めておりますのは資金運用部の資金でございますが、この資金運用部資金につきましては、最近の厳しい原資事情の中で経済政策全般との関連にはもちろん配慮をいたしつつも、各般のそういう資金需要にこたえてまいりたいと考えておるわけであります。

五十四年度の資金運用部資金の不用額についてのお話でございますが、この五十四年度の不用額につきましては、五十五年度の財政投融資計画の編成時点におきまして、すでに約六千億程度の不用が見込まれるというところでございました。

で、五十四年度の事業の進捗状況を洗い直しまして、その見込まれた不用額を五十五年度の財政投融資の原資として活用をいたしておるわけでございます。つまり、六千億の不用は、五十五年度の財政投融資計画の原資に充てられておるわけでございまして、そういう意味で資金の効率的運用に努めておるわけでございます。これをまた別途にエネルギー関係にそれを充てるということではございませんで、五十五年度計画全体としてこのエネルギー関係には非常に力を入れた計画を編成いたしました、こういう次第でございます。

○多田省吾君 次に、エネルギー対策の財源について伺います。

エネルギー関係諸税といたしまして、現行税制では国税の方で揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税、航空機燃料税、電源開発促進税の六つの税目と、それから原油開採税があります。また地方税では、軽油引取税、電気税、ガス税の三税目がありまして、全体では十種の税目が存在しております。これらの税目のうち揮発油税、地方道路税、それから石油ガス税、軽油引取税は、その税収の全額が道路財源に充てられるいわば実質上の目的税であり、他の税目は、地方税の電気税、ガス税を除いて、これまた実質上目的税となつております。まあ石油税の一部は一般財源にも

充てられております。揮発油税以下の四税目が道路財源のための税である。これがまた財政硬直化の大きな要因の一つになっているわけでございまして、その是正が放置されている現状というものを政府はどう見ているのか。

それからもう一つは、昭和五十四年度で見ましても二兆八千三百六十億円に上るエネルギー関係諸税のうち、道路財源に七五・五の二兆一千億円が充てられております。エネルギー対策費は、わずか一三・三の三千七百億円にすぎません。このような状況で、どうして代替エネルギーの開発ができるかという事です。すなわち、ガソリン税をもつとエネルギー対策に向けられないか。

この二点を明確にお伺いしたいと思います。

○政府委員(高橋元君) 五十四年度、確かに総額二兆八千三百六十億円のエネルギー関係諸税の中で道路に充てられましたものはその七五・五、二兆一千五百五十八億円でございますが、エネルギーに、ことに代替エネルギー対策の重要性というところが本年度の予算の骨格の一つでございます。五十五年度の予算でございまして、総額三兆三千二百七十八億円、先ほどお挙げになりました十税目を加えますとそうなるわけでございしますが、その中で道路に充てられますものは六九・四の二兆三千八百八十六億円、エネルギー対策に充てられますものは二〇・七の六千八百八十八億円、エネルギー対策に、飛躍的に大きなウエートが割かれたわけであります。

税制調査会で昨年、五十五年度税制改正の御審議をいただきました際に、エネルギー対策財源を、現行の道路特定財源に充てられておる揮発油税を一般財源化してこれに仰ぐべきであるという御議論があつたことは事実でございます。しかし、そのためには、まず現在の道路に対する財政需要と申しますか、道路の整備水準と申しますか、その点につきましてこれを抑制、削減することとが相当であるという御議論がございまして、道路整備水準は近年向上はしておるもの、まだ十分でない、なお整備の推進を図るべき

であるということが、税制調査会の中でも強く御主張がございました。そこで、現在のところ、特定財源のために道路整備事業費が他とのバランスを失して過大となつて財政硬直化の原因となつておるといふ認識は、税制調査会としては持たなかつたわけでございます。

いずれにいたしましても、道路整備の財源を道路利用者の負担に求めることには、長い間の経緯からも御推察いただけますように、それなりの合理性があるわけでございまして、揮発油税を他の使途に充てることにつきましては、道路整備の必要性なり、受益と負担の関係なり、さまざまな角度から今後税制調査会におきましても中期的に検討を進めてまいりたいというふうに存するわけであります。

○多田省吾君 五十五年度はようやく代替エネルギーに対する予算が多少多くついているようでありまして、根本的には私はまだ矛盾があると思ひます。税調の答申によりますと、電源開発促進税を引き上げるとは石油の消費に負担の増加を求めることであり、石油消費の節約、資源の有効利用にも資することになるとあります。大蔵省も基本的にはそう考へておると思ひます。しかし、この道路財源に関する答弁を伺つておると、大変疑問に思つておる。国民に負担をかける電源開発促進税の引き上げは、省エネルギーの面から有効であり、同時に代替エネルギー開発に役立つんだと言ひ、道路財源につきましては、ガソリン消費を増加させる道路建設が不足するから他には回せない、これは全く矛盾した考へと思ひますが、大蔵大臣はどうこれを考へておられますか。

○国務大臣(竹下登君) 道路特定財源という問題が、いつも一つは議論になる問題でございます。しかし、私も、道路の整備水準について近年向上してまいつておりますもの、それでは十分かと言われますと、どの点を基準にとつて十分であるか十分でないかという議論は別といたしまして、なおこの整備を求める声というのは、これは

大変強いものがございます。したがって、毎年特定財源の額を上回る国費を投入して、こういうのが実態でございまして、したがって、これが財政硬直化の原因になっておるということには必ずしも考えていないところでございます。

一方、税制調査会の答申の考え方は、石油の消費費に対して負担の増加を求めれば、石油価格の上昇を通じて石油の消費節約にも資するものである。これは、よく先進国ども石油節約の問題について議論されるときに出てまいります。価格によってむしろ節約を誘導していくという政策的な考え方は、私どもにも理解できるところでございす。しかし、他方、道路整備が国土の均衡ある発展とか豊かな地域社会の形成とか流通の合理化に寄与する基本的な施設である、そうして、現段階で、先ほどの、まだなおこれが国民的な要求というものは非常に高いから進めていかなければならぬというようなことを考えますと、道路整備が進むことによって輸送効率等の経済効果が上がる等を考慮してまいりますと、道路投資をガソリン等の消費増加に結びつけるのは必ずしも現段階においていかなるものであろうか、論理の矛盾性というものがそこにあるとあるというふうには理解をしていないというところでございます。

○多田省吾君 道路に関してはまだまだ私納得できませんが、後に譲りまして、次に省エネについてお伺いしておきたいと思ひます。

日本のエネルギーは産業用六〇%、民生用二〇%、輸送一〇%強となっておりますが、省エネ対策といましては産業用がかなり進んでおりますけれども、これまでは資金のかららない方法、つまり操業を効率的にしたり、廃熱を再使用するなどの対策が中心で、一、二年で投資分が回収できたのに対して、今後はこういった企業が単独で行うには非常に限界が出てきていると思ひます。これまで民間主導型で進められた省エネに、今度は国が果たす役割というものがふえてきたと思ひます。

一方、民生用でも、国としての何らかの措置を

必要としておると思ひます。アメリカではソーラーシステムを含めて省エネ予算が七九年度で三億七千万ドル、約八百億円、八〇年度で九億七千万ドル、約二千億円の予算を組んで、一般家庭の断熱に対する補助あるいは税金免除を行っております。

そこで、わが国でも、こういった省エネのための民生用の補助あるいは税金免除などを行う考えがないか、また、財政が厳しいというのであれば、国民金融公庫あたりが全額融資をする等の措置がとれないのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(西垣昭君) 財政面につきまして、特に歳出の面につきまして私から御説明させていただきます。

ソーラーシステムの普及促進につきましては、五十五年度予算におきまして幾つかの措置を講じております。ソーラーシステムを設置する医療、教育、福祉等に係る公的施設に対しまして設置費の二分の一を補助するというのがその一つでございます。また、これは百五十件、予算額三十億円を予定しております。それから、住宅及び事業用施設におけるソーラーシステムの設置に係る資金を低利融資するために金融機関に預託する融資原資及び利子補給の基金を助成するという事で、融資規模百億円、金利が住宅用五分五厘、事業用六分五厘、予算額二十二億円を予定いたしております。

それから、ソーラーシステムのほかに断熱建材の問題を言われましたが、断熱建材はすでに商業ベースの実用段階にございまして、直接的な補助を行うことはいかかかと考えているわけでございす。また、断熱建材の品質向上のために通産省において指導普及対策を行うための経費をいたしまして、五十五年度予算に八百六十四万円を計上いたしております。

それから、ただいま諸外国の例を挙げられまして、そういった例にならつて、もっと直接的な補助を行うべきではないかという観点からおっしゃったように聞き取ったわけでございす。わが

国の財政のあり方といたしましては、すでに実用化されている施設を個人や企業が導入するといふ、いわば私有財産の形成に對しましては直接的に補助することはしないというのが普通の扱いでございまして、むしろ、こういったものにつきましては、ソーラーシステムの例のように、必要な範囲で金融的手段による方が適切であると考えているわけでございす。諸外国とはいろいろと財政の役割にございまして、考え方方が違つたり、財源の事情も違ひますし、いろいろと沿革もございすので、諸外国でこういった例があるからというだけの理由では、なかなかわが国で同じようなことを導入するというわけにはまいらないのではないかと考えております。

○委員長(世耕政隆君) 時間がございませぬので、答弁はひとつ簡略にお願いします。

○政府委員(西垣昭君) 以上でございす。

○政府委員(米里昭君) 金融面の助成でございす。国民公庫、中小公庫におきまして、まず、省エネルギー施設資金貸付制度というものがございまして、御指摘のいわゆるソーラーシステムあるいは断熱壁などの必要資金につきまして特別貸付制度を設けております。この特別貸付制度の中身は、簡単に申し上げますと、貸付限度の拡大と貸付期間の延長ということを中心にしております。

なお、民生面につきましては、住宅公庫におきまして五十三年度から断熱構造化工事を行います場合の割り増し貸し付けがございす。五十五年度から新たにいわゆる太陽熱温水器あるいはまた、効率型の暖房給湯システムにつきましても、設置費用に際しまして一戸当たり十万円から五十万円までの割り増し貸し付けを行つておるという状況でございす。

○政府委員(高橋元君) 税制の面でございす。現在、特定設備の特別償却という御案内の制度がございまして、その中に省エネルギー設備、これは多種多様にございすわけでございますが、それにつきまして、初年度、本年度からは二

割の特別償却を認めるということにいたしております。本年は格段の財政事情のもとに租税特別措置の大幅な整理を行つたわけでございす。その中にありまして、省エネルギー設備として追加されました項目は十数項目でございす。そういう点で、省エネルギーの推進にはかなり配慮しておるというふうな考えでございす。石油貯蔵施設につきましても、一定の容量以上の新規の石油貯蔵タンクにつきまして、取得後五年間四割増しの割増し償却を認めるというふうな制度を開いておるわけであります。

なお、一般住宅用の断熱材なりソーラーシステムの導入につきましての税制上の優遇を諸外国にならつてやつたという御示唆かというふうな伺つたわけでございす。アメリカの場合には連邦、州にわたりまして強制的断熱基準というものを設けて、はなはだしくは、それに違反した場合に電気を引き、中古住宅でも販売する前に断熱をしなければならぬという義務を課するとか、それからドイツにつきましても、省エネルギーに関する強制基準に違反した場合には罰金を課するとか、フランスでも同様、強制的な断熱基準につきまして六百ないし千フランの罰金を課するとか、かなり強制的なそういう省エネの住宅設備の基準というものがございまして、それのものとでの税制上の優遇でございす。日本の場合とは事情を異にするというふうな考へるわけでございすので、御理解をいただきたいと思います。

○佐藤昭夫君 まず、大臣に総論的にお尋ねをいたしたいと思ひますが、政府は深刻な財政危機の現状にもかかわらず、いわばエネルギー対策を最重要課題の一つとして位置づけをし、予算の編成も行つておるわけでありまして、従来のエネルギー政策は輸入依存一辺倒の傍ら、国内自給能力の拡大についての努力は皆無に等しいと言つてよいほどの状況であつたと思ひます。このため、石油危機を契機に、国民生活や産業の基盤となる経済的諸情勢さえも崩れるということになつて、世

界の中でも最も深刻な経済的危機に陥ったことは、論を待たないところだと思います。

こうして政府のいわゆる石炭つぶしを初めとする施策の結果、今日の危機的状況を招いているわけでありまうけれども、今日時点で振り返って、政府としての今日までのエネルギー政策について、一定の反省、見解があるのかどうか、今後の方向にかかりまうので、まずその点をお尋ねをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) これは、場合によつては通産省からお述べになるのが適當かと思ひますが、さういふことも、私なりに考えますことは、やはり一九六〇年代におきまうところのいわゆる石油資源というものが完全な買い手市場の中に価格形成も行われ、そのときにひた走りに高度経済成長政策の路線を選択したと。そして、一九七〇年代を過ぎまうからいわば石油価格というものが売り手市場の手に移り、そしてまた、世界的にも資源有限時代という認識が深まうた際、強いて私も申し上げておきまうならば、いま緊急な施策として御指摘のようなエネルギー対策等々があるいはその時期から検討するだけの余裕というものがもつとあつたらそれにはこたはなかつたらうという反省は、私は素直にいたしております。

○佐藤昭夫君 いま一定の反省の弁も申されておるわけでありまうけれども、今後のエネルギー政策の推進に当たつて、いま言つたような見地に立つて、従来の考え方を転換をして次の三つの方向が私、必要じやないかと思ひます。

一つは、いわゆるメジャー依存ではなくて、産油国政府と平等互恵の立場で二国間協定等による原油の直接取引を拡大していくという方向。二つ目は、原子力発電計画は平和と安全の立場から根本的に見直しをして、原子力平和利用三原則の厳守、自主的、民主的な研究体制の確立を図り、既設の原発については防災体制の整備を進める問題。三つ目は、産業、交通の省エネルギー型への転換を進めるとともに、石炭、水力など国内資源の活用をもつと重視をしていく。こういう

三つの方向を、今後の諸施策を総合的に打ち出す場合の基本に据えるべきではないかというふうに思ひますが、この点の見解はどうでしようか。

○國務大臣(竹下登君) いまお述べになりましたものも御指摘の点について、必ずしも全部を否定するものではございません。

今後のエネルギーの安定的供給というものを確保して国民生活と国民経済の安定、発展を図るといふ点につきましては、私もいたしまして、おおよそ三つのことを重点に置いております。

○佐藤昭夫君 具体的に、予算の上から見たエネルギー対策の問題をもう少しお尋ねをいたしたいと思ひますが、五十五年度予算によりまうと、深刻な財源難にもかかわらず、電源開発促進税のいま御提案の三・五倍引き上げ、そういう問題も含めて一般会計では対前年度比三・一・九%の増、予算全体の伸び率一〇・三%でありまうから、いかにこの分野に重点を置いておるかというところは明らかでありまうが、その対前年度比三・一・九%増、予算総額の一%、四千二百四十一億円を占めております。さらに、電源開発促進対策特会、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特会、今回つくられるものでありまうが、これを合わせまうと七千数百億円にもなる。そのうち原子力関係、これにどれくらい予算が組まれるのかということとを、まあ不明な部分はありますけれども、明確に分けてもはば三分の一を占めるんじゃないか。

その一つは、産業、民生両分野におきまう省エネルギーの徹底ということでありまう。その二つには、中長期的視野に立つた石油代替エネルギーの開発利用の推進でありまう。二つ目のこの柱というのについては、いわば原子力による代替エネルギーに対する考え方については、佐藤さんと基本的に異なる点があるかと思ひます。それから第三番目は、やはり大きな比重を占めざるを得ません石油安定供給の確保の問題でございまう。これに對しては、メジャーというものの依存することなく、産油国との直接取引という御提案でございまうが、必ずしもこれも私の所管とは言へませんが、そのような方向をも模索し現実化しておるという状態ではないかというふうに考えておるわけでありまう。

○佐藤昭夫君 ところで、問題の原子力関係というものは、もうよく御存じのように、例の昨年のスリーマイル島の原発事故以来悪名をはせてきている軽水型炉、これが中心でありまして、例のアメリカのケネディ報告でも、原子力は本来危険をはらんでいふと口に出して言う態度に変えなければならぬと当委員会では確信をすとか、最も危険な先入観は、だれもが装置の安全を信じ込むことであるといふふうに指摘をしておるところでありまうけれども、こういう安全不安な原子力発電の開発、立地を急ぐために、三分の一に相当する莫大な国家資金を投入をしておるといふ今日のエネルギー対策予算の體格的な姿、これらが果たして妥当と考

したがつて、私もいたしまして、そういう角度の上に立ちまして今後重点的に代替エネルギーの開発利用につきまうては、きよう御審議いたしておりますまさに電燈二法あるいは石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律によりまして、五十五年度より必要資金の長期的、安定的確保、そして安定的、計画的な予算措置、そして中核的な推進母体の設立、この基本的仕組をつくることにしたわけでありまう。これに一刻も早い御賛同を得まして、何としても積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておるところであります。

省エネルギーにつきまうては、これは各官庁のそれぞれ所管のその場における行政措置と

えておられるのか。私は、だれが見たつて国民に不安を与える、同時に予算の構成から言つても、いびつな偏つた予算ではないかという国民の当然の危惧が生まれると思ひますけれども、この点についての見解はどうでしよう。

○國務大臣(竹下登君) これは、エネルギーの安定供給を確保していくということになりますと、まあ各種代替エネルギー、これについてそれぞれの技術開発の状況でありまうとか、石油代替効果の大きさ、費用と効果の対比等々を総合的、長期的かつ効果的に対策を実施するといふことが基本的に必要であると思ひます。だが、目前に迫つたところのエネルギー危機というものを乗り切るためには、私はどうしても長期的にエネルギーの安定を図つていくには、やはり中期的でも申しまうし、やがて、そういう範疇の中では、何にも増して期待しなければならぬといふのは原子力であると思ひます。したがつて、その開発利用を進めていくためには、まず安全確保対策であるいは技術開発について、当面、相当の重点を置いて取り組んでいくといふのが、これは私は中期的に見ては当然のことではないかというふうに思ひます。

石炭、地熱、太陽熱等々の代替エネルギーについても、その利用可能性についての見直し等を踏まえながら積極的な財政措置を講じておるところでありまうが、この中期の段階でやはり最も一番私どもが力を入れなければならぬし、そして、その安全性に対する研究、技術開発あるいは国民に対する理解を深めていくための努力、そういうものを図りながら、やはり中期的には原子力というものに依存していくという立場を理解していただいて、それが施策を総合的に国民の安全性の理解と並行しながら進めていくといふのが、より大切なことではなかつたかというふうに考えておるところであります。

○佐藤昭夫君 さらにお尋ねをしますが、いま申し上げましたのは、予算の全体としての総枠がどうかという問題だけではなくて、たとえば今回引

き上げとなります。電源開発促進税の、先ほど午前中丸谷委員も指摘をされておりました電源立地促進対策等交付金の問題、これは、電力会社が進める原発を中心とした発電施設の建設を円滑に進めるためということで、当該地域の自治体に対して、いわば原発建設の宣撫工作といえますか、建設促進の地ならしとして補助金を出すというものではないか。

で、公共施設の建設、必要な場合には、自治体に対して本来的に地方交付税等による本来の国の資金の援助を行って、それをそれとして進めるというのとは当然のこと。しかし、それを電立地対策というこのことを通して、そういう交付金の交付をえさに、いわば地元を丸め込んで建設を推進をしていくというやり方は、本来的に見て間違っている。そういう予算の使用のあり方というのをもう一遍原点に戻すべきだというふうに思いますけれども、その点についての見解はどうですか。

○政府委員(西垣昭君) エネルギー対策を進めていく上におきまして、技術的な問題のほかに、電源立地がおくれているのをどうするかというのがきわめて大事な問題でございます。ことに原子力発電につきましても、地元の理解と協力を得ながら立地の促進を図っていくかなければ、予定された電源の開発もできないという状況でございます。

それで、この電源立地を円滑に進めていくためには、いま御指摘がありましたような安全対策、これはもうきわめて大事な問題でございますが、この安全対策や環境対策につきましても遺憾なきを期するのは当然のことでございますけれども、同時に、立地を受け入れていただく地元市町村等におきまして、住民福祉の向上に必要な公共用の施設を整備して側面的に地元の理解と協力を得るということが、これは必要かつ適切な施策ではないかというふうに考えております。したがって、いまこの電源立地交付金制度、御批判はございませうけれども、私どもはこれは大切な制度であるというところで今後も進めていかなければならないの

ではないかと、かように考えます。

それから、先ほどの大臣の答弁をちょっと補足させていただきますが、現在の代替エネルギーの開発というのはきわめて深刻な問題でございます。現在、長期エネルギー需給暫定見通しにおきましても、あと十年間のうちに相当程度の輸入石油を確保しながら、なおかつ、輸入石油に対する依存度を七五%から五〇%に引き下げなければならぬ。そのためには、相当な代替エネルギーの開発をしなくてはならないということでございます。ほかに石油にかわるエネルギー源と並びまして、原子力につきましても相当なことを期待せざるを得ないというのが実情でございます。

それで、石油だけに重点を置いているわけではございませんで、先ほどおっしゃいました地熱とか水力とか太陽とか、そのほかのエネルギーにつきましても同じように、技術開発の状況に応じまして必要の予算を計上していくというのが私どもの姿勢でございます。

先ほど一般会計、特別会計を通じてという話がございますが、代替エネルギー対策費全体につきましても一般会計、特別会計を通じて見ますと、五十四年度の一千七百九十三億円を、五十五年は二千八百九十八億円にと二二%増加させておりますが、この内訳を見てみますと、原子力につきましては、五十四年度一千五百七十六億円を、五十五年は二千四百億円、二九%の増加、あと石炭につきましては四・七八倍、地熱については四・三二倍、それから水力につきましては三十五倍、太陽につきましては三・九五倍、その他のエネルギーにつきましては二・六七倍というふうな、それぞれエネルギー源につきましても重点を置いてやっているというところでございますので、ひとつその点は御理解をいただきたいと思っております。

○佐藤昭夫君 後段言われた、そのエネルギー予算の内容ですけれども、私が言っているのは、諸外国と比較しても、原子力を除くいわゆるこの新エネルギー開発、この分野における力の入れ

方、それと加えてスリーマイル島事故という問題も起こって安全性が厳しく問われておる今日、こういう従来型路線の路襲で果たしてよろしいのかというところで問題を言っているわけですから、もう時間がありませんから、その問題はまた後で通産大臣の質問の機会もありますので、そのときに譲ります。

私が前段でお尋ねをしておるこの部分です。仮に原子力発電を増設をしていくとしても、その際、安全の問題や環境対策の問題や、こういう立地対策が必要だということのことも全面的に否定しておるものではない。問題は、そういう立地対策という言葉を言いながら、やれ体育館をつくらせたり、公園や道路の整備をやったり、こういう仕事というのは、地方交付税を中心とした地方財政対策で、原子力発電所が置かれようが置かれまいが、本来的にやられるべき問題ではないかと。だから、そういう原則的見地というか、考え方の原点というか、ここに立ち戻って、この立地対策のための交付金制度の内容についても一回見直しをすべきではないか。

だから、逆に聞けば、そういう公園をつくったり体育館をつくったり、道路を何したり何したりという、いわば原発設置促進のえきに使おうという形になっておるそういう批判があるこのやり方を、今後一層拡大をしていくというのか、できればそれはひとつ縮小をしていくという方向、今後の方向としてどっちをとるんですかというところでお尋ねをしておるんです。方向を聞いておるんです。

○政府委員(西垣昭君) 先ほども申し上げましたように、現在のエネルギー事情からいいますと、電源開発がおくれるということは、日本の経済の安定のためにも、国民福祉の向上を図るためにもきましても、大変深刻な問題だと思っております。

それで、それを促進するためにどうしたらいいかという問題につきましては、先ほども申し上げましたように、スリーマイルアイランドのような

問題がございしますので、安全対策というのはどうしても必要なことでございますが、それだけではなかなか立地が進まないのが現実でございます。そういう意味で、私どももいたしましては、まず環境対策、安全対策等に万全を期するとともに、電源立地の必要性につきまして国民的合意の形成、これを何としても図っていかなくちゃならないというのがまず第一だと思います。

それから、やはりそれぞれの地元にはそれぞれの地元なりの御事情があると思いますので、電力需給の安定確保のため重要な電源を中心にしたしまして個別地点ごとに関係行政機関、地方公共団体等による電源立地連絡会というようなものを設置いたしまして、関係省庁等が協力して立地の推進を図る等の電源立地推進体制を強化するというようなことも必要ではないかと思っておりますが、あわせて電源立地促進交付金制度の運用改善を図って、やはり地元の人たちに歓迎してもらおうようにしなくちゃならないということを考えておりますので、いま御指摘のように、やめるという方向で検討するということではなくて、いかに役立たせるかというふうなことも含めまして検討していきたいというふうに考えております。

○佐藤昭夫君 答弁になっていない。私がお尋ねをしているのは、るる私が指摘をしておるそういう問題を含む交付金の内容、これを一層拡大する方向を今後とるか、縮小の方向をとるか。大臣、原子力発電が本当に安全であつたらこんなお金は要らぬわけでしょう。不安があるから、不安をなだめるために、体育館をつくりましょう、道路をよくしましょう、公園をつくりましょうという、こういうことを過渡的にやらにやらぬというところですわね、言ってみれば。

だから、本来的には、原子力発電の安全性の確立、ここに一番力を入れて、こういう公園をつくら何つくだり、こういうお金はこれはこれでやらずにやいかぬこと。しかし、それは本来の姿としては、地方交付税というふうなこういうものを通して全国的にやる問題ということで、原

発をつくる特定の地域にこういうことをわざわざやらなくちゃならぬということは、本来的にはこの原点へ戻して漸次縮小していくと。片一方は安全性の確立にうんと力を入れるという、これが目指すべき方向だと。これさえ確認できぬというならば、これは大変なことだと思ふんですが、大臣どうですか。

○国務大臣(竹下登君) これは認識の問題もあるうかと思ふのであります。特に、唯一の被爆民族としてのわが国の国民の、いわゆる原子力という言葉からくるところのある種の恐怖感というものがござります。それからいまい一つは、安全性というものが確認されなかつたり、あるいは不慮の事故が起つたという現実的な問題との両面が、日本、なかなか日本人の思想の中にはその両面が私は併存しておると思つております。したがって、実体としてこれを説明していくためには、安全性の確立というものが科学的にも現実的にも解明されていくということが何よりも好ましいことであるという認識の上には、私も同じように立っております。

ただ、現実問題といたしまして、まずその認識の中に、原子力発電というものが百年河清を待つような形で国民の中に安全性が意識されていくよりも、具体的な環境の整備等々を通じての住民対策の中に、よりその安全性に対する認識が促進されていくということは、私は好ましい姿であるというふうに思ひます。

したがって、この立地交付金の問題等につきましては、内容等改善すべき点はあるかと思ひます。が、改善し、なおかつ縮小していくということではなくして、改善しつつまた内容も充実していくべき課題ではないかというふうに理解をいたしておりますので、その点については、佐藤さんと私の見解の中にはかなりの距離が存在しておるということを、この問答を通じてながら私も認識しますし、佐藤さんも認識されて、それがだんだん近づいたら、いい日本の国ができるのではないかとこのように考えております。

○佐藤昭夫君 やっぱり大きな認識の違いがありますね。

もう一つお尋ねをしますけれども、そういう原発設置の立地対策を進めていく上に、国の資金を使つて交付金という形で、いま言ったような、どう見ても本来の姿から外れたことがやられておる、この問題が一つ。

もう一つ、電力会社にそういう立地対策についての負担をさせるというこの方向をもっと増強をすべきではないかというふうに思ひますが、この点についてはどうですか。

○国務大臣(竹下登君) これは、いわゆる電気事業者そのものがその自助努力の中に、そのような努力を過去において、現在においても、将来においても続けていかれるということはまた好ましいことであると思ふのであります。が、それ以上に、私はいまのエネルギー事情からいいますと、この電気というものは、決して電気会社そのものの電気というものは、決して、国民全体のエネルギーであるという考え方の上に立つたときに、国は国なりに、また地方は地方なりに、果たすべき住民に対する役割りというものはおのずから存在しておるというふうに理解をいたしております。

○佐藤昭夫君 やっぱりいまの御答弁にはしなくとも、本来もつと電力企業が果たすべき責任、ここをまあ言うなら免罪というか、そこを見逃して、国民の負担、国民の税金、結果としてはここに転嫁をされていく。国の資金を使つて本来の姿からゆがんだ交付金の行政がやられていく、これを今後とも続けていくのだということ、どうしてもここは改めていただく必要があると思ふのです。同じ、国民の負担を軽減をしまふ企業に対しては、責任を持たせていくという角度からの問題でなければ、今回の電源開発促進法の税率三・五倍引き上げ、これによる増収額というのは八百二十七億円でありまして、この納税義務者は電気事業者とはなつていますが、つまるるところ、その負担はすべて電力の消費者いわゆる国民に転

嫁をされてくる。さきに五割を超える大幅な電力料金の引き上げに加えて、さらにもしこの法律が可決をされれば、その分が国民の負担に上乗せをされてくるという問題になると思ふのです。

本来的に、そのことにわが党としては反対でありますけれども、上乗せをされるにしても、現在の電気料金単価、北海道、沖縄以外の電力八社について見ますと電灯が二十七円七十三銭、電力が二十二円四銭、これが二十一円五十銭の税率引き上げに伴うその中の二十一銭分が上乗せとしてかぶるわけでありまして、電灯二十七円九十四銭、電力二十二円二十五銭ということに、一律に二十一銭上乗せをされてくる。この問題について、今日物価問題というものが非常に深刻な国民の不安を呼んでおるという時期でもありませんし、庶民の負担を軽減をするという角度から、電灯などについては、一律に二十一銭上乗せをするということではなくて、若干の軽減施策、軽減措置が講ぜられてしかるべきではないか、そのことを検討される必要があるのではないかとこのように思ひますが、大臣どうでしょう。

○政府委員(高橋元君) さきに地方税法について御審理をいただいたわけでござりますが、これは自治省の所管でござりますけれども、今回の電気料金の引き上げというものを契機といたしまして、税金の引き上げといたしまして、電気税の免税点を二千四百円から三千六百円に引き上げるといふ措置を講じております。

それから、ただいまの電源開発促進税法を成立させていただきました際には、すべての電灯、電力を通じて二十一銭だけキロワット当たり上がる、それがもう少し少なければこがつけられなかったかといふことでござりますが、これは基本的に資源エネルギー庁が所管いたしております電気料金政策の問題ではござりますが、たまたまび申し上げておりますように、電気の安定供給というところが一般電気事業者の持つております義務でござりますし、また、電気需要家からしましても、安定供給を受けるということが国民生活にないし経

済面での基本的な利益でござりますから、そういう意味で一般電気事業者の利益に基づく税金、そのコストが一般家庭をも含めてすべての電気の消費者に及ぶということも、これまたそういう筋道ではないかと思ふわけであります。

先ほどお話のございましたように、電力会社が自己の負担でたえば立地交付金に相当するような支出をするという場合でも、それはやはり発電の総原価という形で何らかの形で需要家に電灯、電力料金を通じて負担が戻ってくるわけでござりますから、そこを、八銭五厘の電源開発促進税を三十銭に引き上げるといふことを国民にお願いをいたすことによつて、統一的新しい電源の開発なり電源の立地なり、また、新しい代替の電源多様化なりということが促進されるというところの意義をお認めいただければ、ありがたいと思ふわけであります。

○佐藤昭夫君 国民向けの電灯であれ産業用の電力であれ、今回の税率改正に伴う料金上乗せ、これは一律でいかにざるを得ないということを言われるわけですから、それは絶対減税をつけることができないものか。私は、やる気になればやれる問題だといふふうに思ふのです。これは別の角度から数字も明らかだと思ひます。

たとえば、電力の将来の需要見通し、日本電力測量委員会ですか、測定委員会ですか、この第五十四回電力需要想定、ここで打ち出しておる数字を見ましても、五十三年度の推定実績、電灯が千二百億キロワットアワー、これが五十八年度千三百三十六億キロワットアワー、六十三年度千七百四十六億キロワットアワー、ですから、十年間の間に七百二十六億キロワットアワーぐらゐ増大していく。一方、産業用の方は、五十三年度二千九百四十二億キロワットアワー、これが五十八年三千八百四十九、六十三年度四千八百八十七、そのふえ方は十年間の間に千九百四十五と二倍以上の総量で産業用の消費、需要というものがどんどんふえる。

いわば、この分野が大きな原因になって、結

果として国民への負担にそれが逆作用をしてく
る、こういう姿になっているわけでありまし
私に指摘したのは、立地対策に対して電力企業
の負担を、責任をもっと明確にすべきだとい
題やら、あるいは今回の税率改正の問題につ
て、企業と国民の負担に過減の区分をつけてし
るべきではないかということを書いてあるわけ
ですけれども、これらの問題を総合的にとらえ
て、いま物価高で深刻な時期になっているとき
に、国民の負担をどう軽減するかという見地から一定
の積極的な検討、対応が政府としてあつてし
るべきではないかということを書き込んでしま
うべきではないかと、大臣どうですか。

○委員長(世耕政隆君) 時間がそろそろ来てお
りますので、簡潔に御答弁願いたいと思います。
○政府委員(安田佳三君) ただいまの御質問の中
で、電気に関します点、簡潔にお答え申し上げま
す。

まず、過増あるいは過減を採用するかどうか
につきましては、これは電源開発促進税の税率が
受益の程度に応じて定められております関係上、
税率がそういうふうには決まりません、あとは電
事業の料金算定におきましては原価主義の原則に
よりましてそれぞれ料金を計算いたしますので、
電灯あるいは電力双方ともに二十一銭五厘が上乗
せされるということになるわけでございます。た
だ、現実には、五厘という端数がございます。た
だ、二十一銭を上乗せするというところで、過増ある
いは過減にはなっていないところでございます。

次に、電力の需要の点でございますが、先生い
まおっしゃったのは、多分五十四年度の需要見通
しの数字ではないかというふうに思いますが、私
が、ただいま手元にその数字を持っております
が、大ざっぱな感触を申し上げますと、今後民生
用の需要も相当ふえてまいりますので、産業用の
伸び、あるいは民生用の伸び、それほど大きな差
はないのではないだろうかというふうに考えてお
るところでございます。

以上、私の関係だけお答えいたしました。

○佐藤昭夫君 まだありますけれども、次回にし
て、本日はこれで終わります。

○市川房枝君 私は、いま議題となつております
二法案について、大蔵大臣及び関係当局に二、三
お伺いをしたいと思います。

日本は、昨年のサミットで五%の石油消費量の
節約を約束しましたが、五十四年度の日本の節
約量は一体どれだけであつたか、それをまず伺
いたい。

○説明員(高島章君) 御説明申し上げます。

五十四年度の日本の石油消費量は二億九千二百
万キロリットルでございます。実質の経済成長
率六%、それから、大幅な鉱工業生産の伸びから
考えますと、大体五%、千五百万キロリットルの
節約が実現できたというぐらゐに考えておりまし
て、この数字は五十三年度の数字よりも少ない数
字になっております。

ちなみに部門別に見ましても、たとえば産業部
門で申し上げますと、鉱工業生産は非常に伸びま
したけれども、それに必要な重油はほぼ横ばいで
ございます。あるいは民生部門では灯油が一番関
心でございますが、これもことは暖冬とはい
いまして、昨年よりは実は若干低くございまして、
それを勘案いたしますと、大体五%消費が落ちて
きております。自動車のガソリンにつきましても
登録台数はふえておりますけれども、これもやは
りそれほど伸びはございません。たとえば高
速道路の乗り入れの台数もほとんど減っているの
が実情でございます。そういういろいろな具
体的な数字を勘案いたしまして、大体五十四年度予
定しております五%の節約は達成できたものと
いうぐらゐに考えております。

○市川房枝君 私は、四月一日の日経新聞をここ
に持っていますが、これをよく読んでみましたら、
いまのお話の五%というのは大体目的を達して
いるというお返事でございまして、けれども、そ
れはいまもちょっと話が出てきておりまして、た
だ、五十四年度に増加すべきを必要とする量
を見て、そしてそれと比較して五%になるので、

実際の石油の五十四年度の消費節約量は○・五%
なんだと、こういうふうには書いてありますが、こ
の数字はごらんになりましたか。その点はお認め
になりますか。

○説明員(高島章君) IEAで五%の節約を各国
は守ろうと約束をいたしましたのは、それぞれの
国のその年の想定需要量、すなわち、経済成長を
これこれすればどれぐらゐるであろうといった
目標値から五%を減らそうということでございます
して、先ほど申し上げましたように、その想定し
ておりました需要量から申し上げますと、わが国
は五%を達成し得たということでございます。対
前年、すなわち五十三年度と五十四年度とがど
うであるかという別の面での数字の比較
は、いろいろとまた言われているところでござ
います。

○市川房枝君 細かい経済問題になりますとどう
も弱いんですが、いまのお話、なお検討し
てみまして、もしいま新聞の書いてあるようなも
のでも、たまたま五%という数字はサミットの
数字と合うだけども、しかし、こじつけみた
いな、あるいはもつと言葉を悪く言いますと、何
だかごまかしみたいなふうにもとれるんでありま
す。これは国際的な約束でございますので、私は
日本としては非常に重大な問題であり、こういう
計算なんかでも正直に私は計算をしてほしいとい
うことだけを申し上げておきます。

いまのお話ですという五%節約ができてい
るということなんですが、私も一般の民間の者か
ら見ますと、省エネルギーの必要が国際的
にも約束をさせられたりしているのだけれども、
町を見ますと前のお話のネオンサインが夜中じ
ゅうも輝いている、あるいはテレビも深夜テレビ
が相変わらず続いている、ということなんかで、一
体どこで節約がされているのか。いや、一般の
消費者、家庭はある程度節約をせざるを得ない、
物価が高くなるということではあるけれども、
も、そうでない、いわゆる産業の方その他一般
で、省エネについて政府が、私もには少なくも

余力をしないのじゃないかという実は感
じを持っておられるわけです。

次には、電源開発促進税を一キロワット時八
五厘だったのを三十銭に、一度に三・五三倍引
上げたのでありますが、この引き上げの率とい
いますか、その根拠というのはどこにあるのでし
ょうか。

○政府委員(高橋元君) 五十五年度予算で、代
替エネルギー対策を強力に促進するという基本
的な方針が決められて、そのもとで予算編成を進
めたわけでございますが、その際、代替エネルギ
ーの開発導入を総合的また長期的、計画的に進め
る、それは喫緊の課題でございますから、その財
源を確保するために、たびたび申し上げておりま
すように、一般電気事業者の受益関係というもの
を基本的に考えまして、電源開発促進税の税率の
引き上げと、税収の使途拡大を考えまして、た
だいま御審議をお願いしておりますわけでござ
います。

税率につきましては、五十五年度で八百二十七
億円、平年度で九百九十三億円というのが今回の増
税によりまして増収規模でございます。その九百九
十三億円、約千億円の平年度税収を今後十一年間
想定されます電力需要の伸びに応じて積算をいた
しますと一兆四千五百億円ということになりま
して、ただいまの時点で通産省、科学技術庁その
他関係の代替エネルギー対策、電源多様化対策を
御企画になつておられます諸官庁、専門家の御意
見を総合いたしますと、おおむね一キロワット時
あたり三十銭に引き上げさせていただいた新しい税
率をもって電源の多様化が図られるという、こう
いうことで税率を決めさせていただいて御審議を
仰いでいる次第でございます。

○市川房枝君 この税金は目的税でありまして、
特別会計になつていことは承知をしておりますが、
すが、いままでの特別会計の収支といひますか、
残金がずいぶんあるのだと、こういうことを聞
いておりますが、その点はどうですか。

○政府委員(西垣昭君) これはそのとおりござ
いまして、過去、電源開発促進政策特別会計にお

きまして大きな剰余金が生じております。しかし、これは電源の立地につきまして地元との話し合いがなかなかつかないというふうな問題があるために、年度当初に予定しておりました電源立地がおくれたために立地促進交付金の支出が予算を下回つてしまふ、こういった事情によるものでございまして。

しかし、立地促進交付金につきましては、これはその性格上、電気事業者の施設計画が予定どおり進捗するということを前提といたしまして、そのために必要な交付金の額を予算に計上することが必要でございまして。また、電源立地計画どおり進みますと、いままで剰余金ということが余つていくように見えますけれども、これが解消していくことになりまして。そういったことでございまして、かつて不用を生じた立地計画はまた改めて施設計画に計上されまして、剰余金も改めて予算に計上する必要があるということでございまして、その剰余金が必要なくなつてしまふというものでないわけではございません。

したがって、今回新たにこの特別会計で実施しようとしております電源多様化対策の財源に、余つていくやつを使えばいいじゃないかと、うふうなことにはならないということをお断りしたいと思ひます。

○市川房枝君 開発促進税の大幅な引き上げは、結局は一般消費者に転嫁されると思ひます。電気、ガス料が五割も大幅に値上がりした現在、またこの開発税が結局は消費者の方に加重されるということになるのではないかと、このことを心配するんですが、その点どういふふうに当局は考えておいでになりますか。つまり、国民生活への影響をどういふふうにお考えになっておりますか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(高橋元君) 代替エネルギー対策と申しますか、電源の多様化、つまり、現在七割が火力でございまして、石油をたいて七割の電氣をつくつておるといふ状況がそう長い間続けられるはずがない、したがって、水力なり地熱なり原子力

なり、石油以外の電源の多様化ということを図つてまいらなかならないわけではございますが、それは中長期的に相当大きな財源を要するわけではございます。また、研究も、いわば先端技術でございまして、これから研究の進捗に応じて新しい多様化の方策というものも考えられてくるわけでありまして。

そういうことを考えますと、中長期的にやはり安定した財源ということが必要でございまして。また、そういう安定した財源のもとに中長期的に電源多様化政策を進めてまいることが、電氣会社と申しますか一般電気事業者、ひいてはまた電氣の消費者の方々の利益になるというふうな確信をいたしておるわけでありまして。

そこで、ただいまお示しのありましたように、各需要家について一キロワットアワー当たり二十一銭五厘、つまり引き上げ率にいたしまして、引き上げ前の電力料金に比べて電灯料金は一・一%、電灯、電力の合計で一・四三%に当たるかというふうに思ひますが、御負担をお願いいたすわけではございませんけれども、これはもちろん家計に御負担をお願いしなければならぬことではないかというお立場からの御質問かと思ひますが、電灯料金の一・一%で大体月四十円という御負担にならうかと思ひます。

先ほど大臣からお答えのありましたように、この将来にわたる代替エネルギー対策ないし電源の多様化ということが国民生活に持つております重要な意義づけというものが考えますれば、こういうオーダーの引き上げということ、大臣の言葉をかりて申し上げさせていただきます、許容限度の中ではないかというふうにお考えのわけではございませんので、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○市川房枝君 私は省エネルギー、これをもっと徹底させれば、今後電源開発事業をそれほどしなくてもいいのではないかと、うふうに思ひます。また、石炭などの代替エネルギーの開発に必要な資金は、大衆課税ではなくて不公正税制の是

正、あるいは大企業あるいは高所得者に対する課税によつて賄うべきではないかと思ひます。

この間、五月一日に高所得者の番付の発表がありました。国民は貧富の差の大きさに驚くばかりでありました。土地成金からばもつと税金を取つてもいいのではないかと、あるいは国会議員の所得には不明朗な点があるといひます。届け出をしていないいわゆる政治献金に対して課税をしていいのではないかと、うふうなこととも考えられるのであります。今回のこの法案は、私としては、その省エネへの取り組み方が十分でないということ、それから結局は、大衆課税による国民生活の圧迫というふうな点でどうも納得をしかねるのでありますけれども、大蔵大臣の御意見を伺いたしたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) まず一つは、省エネの問題に対して先生の御意見を交えての御見解の表明がございまして、省エネという問題については、政府は政府なりに、たびたび部内の会合を開きましてそれぞれの所管の立場からそれなりの行政指導をやつてきた結果、私はそれなりの数字にあらわれたのではなからうかと思つております。私も先生と同じような気持ちで、会議の中で、少なくともオংশインさんというのは要らぬじゃないかと、そういうふうな議論はしたことではございません。しかし、その省エネに与える分量とも申しました、そういうものは私どもが想像しておつたよりも意外に少ないものだ。しかし、それにしても、やはり削減すべきは削減しようという行政指導は、それなりにできておつたと思つております。確かに、また、国会におかれましては十八度というふうなのを守られましたし、予算委員会など少し部屋が広うございまして、やっぱり長いズボン下をはいてございまして、やっぱ長いズボン下をはいてございまして、きやいぬか、うふうな対応をみん

なして努力したのじゃないかというふうに思つております。

それから、次が税の問題でございまして、私は事実問題といたしまして、石油というものが資源

有限であると言われており、そうして、されば無限なものとは何かと言へば空気が水と太陽だと、空気と水と太陽そのものをエネルギー源として使用していくためにはなおかつそれには時間がかかることである、そのために中期的な代替エネルギーとかいふことが考えられますときに、やはり私は、それこそ国民全体として新しい世代への、また、われわれの与えられた暮らしの財産とでも申しましようか、そういうものを引き継いでいくための責めとしては、このようにみんなが負担した中に代替エネルギー対策があるというの、私はそれなりの意義がむしろあることではないかというふうにお考えをしております。

したがって、いま御指摘になりました、一方、不公平税制の問題でありますとか、貧富の差でございまして、これは先生のかねての御主張でございまして、それは日本の税制というものは、累進税率は世界で一番高いといふような感じ方から持ってくるかといひますならば、それなりにまた評価すべき点もあるかと思ひますので、しかし、その中で、少なくとも不公正感を与えないような税の仕組みなり取り方をすべきだと、また納める方もそういう考え方の上に立つべきだというのは、先生の絶えざる御指摘の中に、私なども先生から御質問を受けておりますと、それなりにえりを正さなやいぬか、うふうな気持ちになるわけではございません。しかし、その観点に立つての物の考え方は税制の上で責めべきことであると思ひます。が、この電源開発の面にその思想を入れるべきかどうか、この点は意見の分かれるところではなからうかというふうにお考えを。

○市川房枝君 ありがとうございます。

○野末陳平君 最初に通産省に聞いておきますが、原油価格の上昇がこれからまだあるのではないかと不安がありますけれども、通産省としてはどのように見通しを持っておられるのかを、ちよつと先に一言。

〔委員長退席、理事細川護国君着席〕
○説明員(浜岡平一君) 大要予測がむずかしい問

題でございますが、昨年と比べますと、基本的には需給はやや緩和状態でございますので、昨年のような急ピッチな上昇はないのではなからうかというぐあいに思っております。ただ、依然として、産油国側には強気の国もございまして、プレミアムの要求等も顕著でございますので、決して楽観はできないというぐあいに考えております。

○野末陳平君 これを、そんな予測ができるはずのものでもないけれども、どの程度覚悟して今後の対策を考えるかという点で大事だと思ふんですね。価格の問題ばかりやっていられませんが、もう一つの供給の方と二面から、当面一番これが必要なのですね。供給の面でやや緩んできているというが、それほどの心配がないように当面は見られるんですが、しかし、イランの問題とかサウジでも今後どうなるか、もちろん全くわからない部分が多過ぎる。

そこで、この備蓄ですが、とりあえず九十日ぐらいが当面の目標となつていようですが、何かもう少しこれを上げた方がいんじやないかという不安もいふ言えないですね。そこで通産省としては、この備蓄は九十日でまず全く不安がないということなのか、それとももう少し今後引き上げる方向が検討されるべきなのか、どういふふうにお考えですか。

○説明員(浜岡平一君) ポイントが二つあるかと存じます。

一つは、民間備蓄でございますが、御指摘のとおり九十日という目標を持っております。季節によつてかなり変動がございまして、日本の場合には三月末が一番低い水準になります。本年の三月末が八十八日でございますが、やはりこれは何とか五十五年度中には九十日レベルに持ち上げたいというぐあいに考えております。

それから、それ以外にいわゆる国家備蓄と申しますか、石油公団が担当いたしておりますが、この問題がございまして。現在、石油公団では御承知のとおりタンカー備蓄という形で七日分の備蓄、

約五百万キロリッターを保有しておるわけでございますが、長期的にはこれを二千万キロリッターという程度に引き上げていきたいというふうな目標を考えておまして、逐次陸上備蓄に移行しながら、そういう方向に進んでまいりたいというぐあいに考えております。

○野末陳平君 国民に安心感を持たせるためにも、この点については十分に常に流動する事情に合わせて検討してほしいと思ふのです。

さて、この問題の法案に關することですが、大臣、やはりエネルギー問題というのは非常に深刻でまた困難であるというところは素人でもわかるわけですが、そうすると当然金もこれはもう必要である。その必要さ、どのぐらい必要になるか見当がつかないというぐらいな覚悟をしないければいけないと思ふんですね。それにしても、先ほどの道路の特定財源のことにしても、ちょっと物足りないようなお答えなんです。改めてお聞きしますが、エネルギー研究の開発費とか、それからいまの石油の備蓄のためのいろんな費用とか、こういうものをひくるめましてやはり予算化していくという方向はどうなんでしょうか、必要じゃないかと思ふんですけれども。

防衛費を引き合いに出すわけじゃないけれども、たまたま防衛費も何で一％だとかという数字が出てきたか知りませんが、やはりある程度GNPのこのぐらゐまでは必要だというふうな考え方も当初あつて、この問題に取り組むのがいんじやないかと思ふんですが、どうでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) すべての歳出目標を対GNP比幾らと、こういうことは、ある意味において非常に財政を硬直化さす要因になると思ひます。したがつて、今度これが特別会計としてお願いしておることそのものが、とかく一つ一つの予算項目をいねば対GNP比でこれをしつぱした場合における硬直化要因、そして、そのときどきのニーズに依つて優先順位をどうしていくかと、そういううち外にこの特別会計を置いたということが、私はある意味において、いま野末さんのおっしゃ

っている別格扱いにしろと、ちよつと表現は適切でないかもしれませんが、それにむしろ対応した私は措置ではなかったかと、こういうふうには実は理解をしておるところであります。

○野末陳平君 この財源が一番問題になるわけですね。先ほどの揮発油税とか石油ガス税を道路に使つてゐる。これを一般会計に繰り入れてという議論の続きなんです。どうも先ほど聞いていますと、やはりさらに道路は整備する必要がと、これは確かにいろいろなプラスがあることはわかりますけれども、それともう一つ、エネルギー問題の重大さというものを、これをはかりにかけてどっちを選ぶというわけのものじゃありませんよ。しかしながら、これからは金が必要というときに、道路の方に使う金が仮にエネルギーの方に回せるならば、やはりそれは一つの意味のある選択だと思ふんです。

そこで、先ほどの大臣、それから大蔵省のお答えですが、道路の整備を求める声は強いと言ひけれども、建設省がそういうことを言うのはわかるんですが、大蔵省がそういう考え方を堂々と言うのは、ぼくはびんとこないんですね。何かそんなことを言つてゐると、国民の方はなおのこと、それは道路があつて道がきれいになったら便利だしきれいでいいやという、ぼくは何と言ふのか、古い常識で満足しちゃつて、エネルギー問題の重要さなんというのはさっぱり認識しないと思ふんですね。道路の整備とエネルギー問題とが直接関係あるのかどうか、これは別ですよ。議論のあるところでしょうが、やはり道路もかなりよくなつたと。それからその道路をどこの国と比べてまだ足りないと言ふのか、その辺のこともあまいですけれども、ぼくはこの五十七年いっぱいでは大体かなり道路の整備はできたと思ひていいのではないかと。五十八年からは、この道路に使う財源を特定化しないで、やはり一般的に特にこのエネルギー問題に振り向けっていくような姿勢をもういまから決めるのが当然ではないかと、そんなふうには考えてゐるんですよ。

ですから、重ねて伺ひますが、まだまだ道路の整備は必要なのか。そして、その整備によるプラスと、この重大なエネルギー問題になかなかお金が回つていかない、この辺の兼ね合いをどういふふうにお考えなのか。ここをちよつとお聞きしたいんですが。

○國務大臣(竹下登君) これは、あるいは補足してお答えいたさなければならぬかと思ひますが、私もとかく誤解を受けやすい点は、建設大臣をおわすかでございますが、一年ほど本気に務めておりました、したがつて、そういう誤解を受けることは最初から差し引いていただくとしたら、事実上この五十五年度予算の編成に当たりまして、事実上この五十五年度予算の編成に当たりまして、最初に、当初いろいろな事情を勘案したときに、いわゆる特定財源を食い込ましてくれぬかと、逆に言えば貸してくれと、こういう下世話な言葉で相談をしておつたわけでありまして、しかしながら、結果として一般財源をわずかながらこれに追加しなければ、もろもろの計画、あるいはニーズに対応することができなかった、こういうことになつたわけでありまして。

で、確かにこの道路、公共事業予算というものが大きな比重を占めて、その六〇％が建設省の所管となり、また、その六〇％が道路になるという性格でございますから、非常に大きく目立つ予算であることは事実でございます。されば今度建設省の、いわば陳情というものがすべての声を代表しておるという基準にするわけじゃございませぬけれども、陳情の恐らく八五％から九〇％は依然として道路問題でございます。それだけニーズの強いものであるということは、これは知っておかなければならないということであると。

もう一つは、日本が今日世界に冠たる経済国家と言われつつも、社会資本の充実の一つとしての道路整備というのが、各国の舗装率でございますとかいろいろなことからすると、まだ追いつかない点があるというふうな面がございまして、道路を日けて悪者扱いにするということにはやはりくみしてはならないと、素直に私もそういう

気持ちになつておるところであります。したがって、それはそれ、これはこれとして考えるべきものではなからうかという考えを、いつでもこの道路に関する特定財源の点について御質問を受けますときには感ずるわけでございます。

これらの総合調整をして、どこら辺にその調和点を求めていくかというものが結局政治というものでないかという認識の上に立つて、私どもはその都度都度にみずから言い聞かせながら、この予算編成等に取り組んでおるというものが今日のまでの歴史的経過というのではないかなど、それが急激にある日あるとき、そういうニーズがなくなつてしまふというような性格のものではないではないかという気がいたしております。

ただ、言えることは、道路というようなものをも最も熱烈に要望されるのは、ふるさと意識の強い大地方出身の方でございまして、大都市出身の方は意外と道路等には余り興味がないというように感じは、これは私が政治家の実感として持つておることをあえてつけ加えさせていただきます、お答えにさせていただきます。

○野末陳平君 しかし、ちよつとひつかかるんですがね。やはり陳情がある、これは確かにニーズです。しかし、どちらが大事かという点で言えば、電力に関する、あるいはエネルギーに関する、これは陳情はありませぬ。しかし、ニーズは強いですね。こちらの方がやはり優先だというふうには考へてゐるもので、それが都会にいますからそうなんだというにはならないと思ひます。道路ももちろん必要であるという意味で言えば、まだまだ道路の整備も必要でしようけれども、それだけにこの揮発油税や石油ガス税等を使つてしまふのでなくて、エネルギーの方に回せないかと、ただでさえこれは赤字でお金がないのにという意味でばくはい言つたんです。だって、道路なんかいまないわけじゃないので、もうどんな田舎へ行つたつて——ばくのところも相当な田舎だけれども、かなり整備されましたからね。どうも何か地方出身と都会生活者との間に

ギャップがあつてそれは違ふんだと言われちゃうと、そうでもないと言ひたいところなんです。

いずれにせよ、ひとつあくまでも道路財源として特定化するといふような硬直した考えをなくして、今後はもつと一般財源に繰り入れて、しかもこのお金がエネルギー関係にも使えるような幅を持たしてほしいと思ひますがね。それだけをお願いしておきます。

そして次に、さつきちよつと出ました電源立地なんです。これはなかなか進んでないんです。ね。ぼくなどの郷里の方でも反対が多いんです。ね。そうすると、こんな発電所の建設というのは、これはもうこのままでいくと恐らく一向に進まないで、ただいたづらに時間がたつてしまつて、ある日気がついたら電力の安定供給なんというのはいくらでもないという、大きな犠牲を払わなきゃならないという不安を感じるんです。感じるんだけれども、現実には地元の反対が確かにあるから、さつきも大分質疑に出ていましたけれども、うまくいかなければ現状ではよくわかつています。しかし、これをうまくいかなければ、いままで済ましていい問題かどうかという点で、いままでのような安全とか、あるいは環境の保全とか、それから地元に対するいろいろなお金ですね、これだけでも果たして今後電源立地の問題は解決するんであろうか。少なくともいままでよりも速いピッチで推進させなきゃならないのには大丈夫なのかどうかと、この辺なんです。どうなんでしょう、見通しは。

○國務大臣(竹下登君) まず最初に、ちよつと私、表現を誤つたかも知れませんが、優先度という点においては、私も野末さんと認識はひとしくいたしております。したがつて、伸び率においては最高であつたといふふうに御理解をいただければ幸いです。

それから、道路財源の問題につきましては、将来の課題としていろいろ検討しなければならぬところでありまして、これを別途また新交通体

系システムの特定財源にしろと、こういう議論もあるといふこと、これは別にそういう実態を御説明するにとどめておきます。

そこで、電源立地の問題でございしますが、このようなことだけで、実体的にこれからの計画に間に合うかといふ問題になります。これは通産当局から御答弁なすつた方が適切かと思ひうのでございまして、そこにはこゝろを立地問題について、こゝろ歴史的に見ますと、一番最初は変な迷信、すなわち何と申しましようか、火葬場とか、そういうようなものをきらう風潮があつたやうでございまして。

それからその次は、国民の理性の中で一番抵抗の強かつたのが、都市の方に水を送るために自分たちがダムの水没地域にならなきゃならぬといふ被害者意識とでも申しましようか、これがいままだ残つておりますもの、いろいろな人間関係とか施策の中でだんだん逐次薄れつてやつてきたと。その次がこの電源立地に関する問題で、これはまた非常に与える影響の範囲も広まつてきたといふところにいるいろいろな問題を包蔵しておるわけでありまして。

それに対するいろいろな角度からの施策が行われておるわけでありまして、絶えず並行して行われなければならないのは、まさに優先度の高いこれらの施策に對しましての国民に対する説得力あるいは安全性の問題ばかりであります。また、あるいは漁業補償の問題でございまして、そういうものも国民の問題についての積極的な取り組み方と、国民に理解を得ていくという不断の努力といふものが、私はこれから一層それぞれのつかさつかさにある人に課せられた大きな使命ではなからうか。

それを強権をもつて行わんとするといふ思想を前面に出すことをむしろ一番避けて、説得これ説得の姿勢で進めていくべきではないか。

立つて進んでいくことが、何よりも基本的な姿勢ではないかといふふうに考へております。銭金以前の問題として、そういうことをあえてつけ加えさせていただきます。

○野末陳平君 通産省。○政府委員(安田佳三君) 電源立地につきましては、関係者相当努力をしていられるところでございまして、現実には先生御指摘のように、相当おくれを示しているという状況でございまして。

電源立地を進めます場合に、電源開発調整審議会というところのいろいろ御審議いただくわけでございますが、その審議会で議決をお認めいただいたところだけの開発が今後進むといたしますと、昭和五十七、八年ごろからは一部の電力会社におきましては供給に余裕が余りないといふような事態も予想されるわけでございまして。そういうわけでございまして、私どもとしては、今後大いに電源開発を促進しなければならぬわけでございますが、その一つのよすがが、この電源三法の活用によりまして地元福祉の向上でございまして、そのほかにも地方公共団体との連絡を緊密にするとか、あるいは通産省内部におきまして、電源立地企画官を派遣するなど、個々の立地点の実情に応じましたきめの細かい対応を推進したいと思つております。

なお、当省におきましては、政務次官にもお願いいたしまして、重要な電源につきましては、それぞれ個別的な立地促進策を講じておるところでございまして。

○野末陳平君 時間もありませんが、最後に一つ気になることとお聞きしておきます。今度の増税はいかに——増税はいいと思つてゐる人はいないと思ひますが、それにしても、悪でない増税もあるわけですね。必要な増税も当然あるわけですね。ところが、大蔵省の方も何か増税となると消極的といふか、受け身になるのがちよつとおかしいと思ひます。いまの電燈促進税ですが、これはいろいろ質を聞いてみますと、何かもう単純なる物価値上げと、国民に負担

をかけるから悪であるという議論がまかり通っている。それに対してやや積極的というか、むしろよくなんか、消極的なお答えが返ってくるのでそこら辺物足りないんですが、どうですか大臣、これは要するに月四十円の負担ができるできないの話じゃなくて、これが百円になったって必要なんだということを積極的にPRしないと、これからますます窮地に陥ると思うんですよ。

ですから、これは増税とは言っても、結果的に安定供給を保証することにつながるもので、この増税をいやがるのはけしからぬとは言えませんが、少なくともやむを得ないものだという認識を国民が持つようなそのぐらゐのPRを積極的にしないと、この程度でこれじゃ、これからが思いやられると思うんですよ。ぼくは、増税すなわち悪なりというの、これはだれもが言うことだけれども、大蔵省としてはやはりこの増税は、そちらは増税はみんな必要なものでしょうけれども、しかし、こういう点で理解をしてほしいという積極的なPRがちょっと足りないんじゃないですかね。

ぼくは、これをもう少し通産省とともにやるべきだと。いまこの程度の小さい——小さい増税かどうか知りませんが、この程度でもっておびえないで、この際にはつきりしておくと今後のために必要だと思うので、ぼくの個人的な見解ですが、それだけをおっしゃいます。

○国務大臣(竹下登君) 増税という問題についてのいまの御見識でございますが、われわれも共鳴するところの多い御見解でございます。

今回の問題は、まさに私どもが長い人類の歴史の中で今日享受しておるその財産を、何とか子孫にも伝承したいという意味において、みんな負担してそれらの代替エネルギー、具体的な問題として言えばそういうものを後世に伝えていこうという意味で、私はそれなりの国民の皆様方の理解を得ることができようという考え方のものと、御提案申し上げて御審議を賜っておるところであります。

そこで、私ども政権政党に長らくあった場合

に、ある意味において一つの情性と、そして逆の意味において、この情性の中におけるひきょうきとでも申しましようか、情性の中における消極性というものが、また政権を陳腐たらしめる一つの要因になりはしないかということも、絶えず心の中で切磋琢磨していかなきやならぬことだと思っております。決して一党が永遠に政権を担当するなどというほど私どももおこがましいものではないでございますけれども、とかく長期な政権の中に立つて一つの情性というものはイーजीに陥りやすいと同時に、もっと積極的にやるべきものに対する勇気もまた失っていくということについての反省は、野末さんの意見に対して、私どもの平素の反省を披瀝してお答えにかえさせていただきます。

○委員長(世耕政隆君) それでは、対通産。○丸谷金保君 通産大臣に質問と思いましたが、いま同僚の野末委員の方から税の問題が出ておりましたので、それに関連してちょっと一つだけ。直接税と目的税の関係なんです、どうも目的税というのは、これは大蔵大臣にひとつお答えをお願いしたいんですが、どちらかというと負担感というものが余りないんです。むしろそこに、これを目的税にしたことによってそういうPRの仕方もなくなってくるし、負担感がないということに私はやっぱり目的税の問題があるんじゃないか。電源開発促進税なんかの場合、一般国民にはびんとこないわけですね。びんとこない形の中でずらっと入っていくと、むしろそのことの方に、財政のチェック機能というふうなものが働いていく。ですから、そういう点では積極的に直接税の一般財源の中で取り上げて、こういうことは必要なんだという行き方ができない弱みを逆に大蔵当局が持っているんじゃないかと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これはあるいは主税局長からお答えした方が当然かとも思うのであります。元来から財政当局で言いますならば、単純な言葉で言えば、できるだけ入ってくるものは色の

つかないものであつて、その色のつかない財源に對して優先順位をおのずからのニーズによって決定し国会の御審議を仰ぐというのが、一番理想的な姿であるというふうに私も考えております。しかし、世の中のニーズに對応した中に、それぞれの必要に応じて、特定財源であるとか、あるいは目的税であるとかいうものができておる。

したがって、いま素朴な感じとして答えるとおっしゃいますならば、確かに目的税というものが国民のニーズの中に非常に抵抗なく入り得る性格を時として持つものであるという認識は、私も実は持つておる一人でございまして。

○丸谷金保君 それで結局、これは目的税として徴収すれば、きわめてイーजीにその予算に使えますわね。しかし、一般財源から出すとすれば、代替エネルギーはどんな主張していただける大きなニーズがあります。国民的なコンセンサスも得られると思うんです。しかし、この半分以上を占める電源開発の中の原発の予算にこれだけ振り向けるということに対する国民ニーズということになると、簡単にコンセンサスが得られない。ここに、積極的な姿勢を大蔵当局が出せない、出さないで上手に原子力の方に予算を回していくという、そういう面が今度の電源二法の中に隠された意図としてどうもあるような気がするんです。このことは、さらに明後日、もっと突っ込んでいきたいと思うんですが、いままたまた議論が出ましたので同僚のようですが、そこら辺におたくの方及び腰があるんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(高橋元君) どういう形で国民に政府の費用を御負担願うかということにつきまして、先ほどの大臣のお答えで尽きておるわけでございますけれども、さまざまな方法があると思うのです。

おっしゃいますように、法人を含めましての所得課税というやり方で御負担をいただくというのが本来の筋道であると思ひますけれども、税というのは体系でございまして、一般財源の中に

も酒税とか、たばこの専売益金とか、そういういわゆる間接税はございまして。間接税の中で特定の歳出から受益をする人たちが、そういう方々がその歳出に必要な費用を負担していただく、いわゆる受益者負担の関係というものを構成しやすい、また、構成した方が、一般の税負担でお願いするよりも、よりスムーズに財政の運営が図れるという分野のあることも事実でございまして。

一般に、財政の歳入を総括し財政の歳出を総括して、重要性に従つて配分をするということが財政の理想的な姿でありますけれども、いずれの国を見ても、そういう受益者負担的な租税というものがあることはあるわけでありまして。そういうものをできるだけ減らしていつて、一般財源ですべての財政支出が賄えるような財政体質に一刻も早くならないかなければならぬというのが、私どもが日夜考えております財政再建の道でございまして、けれども、ただいま重要な代替エネルギー対策というものを考えていきます際に、そこに長期にわたつて安定的な財源を付与すると申しますか、国民に御負担を願うという必要のあることも事実でございまして、その辺を折衷案いたしまして、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、電源開発促進税の税率の引き上げ、それから電源開発特別会計及び石油特別会計への使途拡大ということをもつて対処させていただくという原案で御審議を願つておる次第でございまして、御理解をちょうだいしたいと思ひます。

○丸谷金保君 その問題はまた明後日掘り下げるというしまして、さしたった問題として通産省にお願ひしたいんですが、メキシコの石油交渉、われわれ新聞で見たりニュースで聞く範囲しか理解できないわけでございますけれども、何かこううまくなかつたようでもあり、うまくいきそうでもあり、今後に話を残したという大変微妙な形ですが、先行きの見通しについて通産当局はどのように判断しておられますか。

○政府委員(森山信吾君) メキシコの原油問題につきましては、御承知のとおり、新聞報道等で三

十萬バレルという数字がかなり喧伝をされたわけ
でございまして、大平総理が行かれて、エネ
ルギー問題は重要な話の一つとして大きなテ
ーマとして取り上げられたわけでございます。

そこで、結論的に申し上げますと、いま先生御
指摘のとおり、三十萬バレルの増量につきま
して一九八二年までに日本側として強い期待を表明
いたしました。それに対してメキシコの大統領
の方から、その日本の期待に対して政治的な配慮
をする、善意をもって対処する、こういうよう
な表現で共同コミュニケが出されたわけござい
まして、これをどういうふうに評価するかとい
うことになるかと思ひます。そもそもメキシコ
の油は一九八〇年、つまりことしから直接取引
のことで話がまとまったわけございまして、現
在は二萬五千バレル入っておりますが、これが五
万になり七萬五千になり、年末には十萬になる
という段階的な経過をたどつておるわけござ
います。

そこで、十萬バレルことしの末に入つてまい
りますものを、一挙に三十萬バレルに三倍に増
大するといふことは、私どもの口幅の広い方
でございますけれども、石油の専門家から見
ますと、これは大変なことでございます。そ
う一氣に三倍になるということも考えられ
ないといふこと、ある一つの目標年次が
決まらなかつて、それで段階的にさうい
つた目標に向かつてアプローチしていき
くという方法が開かれました。これは、大
変私どもは有意義なことであるのではない
かといふふうに評価いたしておりまして、
これを具体的にどういう詰めていくかとい
ふことが今後の課題でございます。さうい
ふ意味では、大平総理に大変りっぱな道
を開いていただいたといふことと同時に、
私どもエネルギー行政を担当しております
者が、それをいかに具体化に結びつけ
ていくか、大変大きな課題を背負つてお
る、こういうような認識をしておる次第
でございます。

○丸谷金保君 そうしますと、総理は大
体三十萬

バレルというのは何年度くらいまでに日本
としてメキシコから買ひ受けたいという
ような申し入れをしたんですか。何年ごろ
というふうなおおよそのめどはつけての
話ですか。いかがですか。

○政府委員(森山信吾君) 一九八二年
度までに三十萬バレルの増量、三十萬バ
レルにしようという日本側の希望を持
つておりました。その希望を率直に相手
側に表明したということでございます。し
たがいまして、共同コミュニケの中に
も、一九八二年という数字と三十萬バ
レルという数字が両方書き込まれてお
りまして、それに向かつて両国が今後折
衝を続けていく、こういうことございま
す。でございますので、いま御質問の御
趣意はいつまでということございませ
んので、一九八二年に達するように鋭意
努力を続けてまいりたい、こういうふう
に考えておる次第でございます。

○丸谷金保君 八二年三十萬バレルとい
うふうなことで、これは通産省があら
かじめ調査し根回しした上に乗つての
総理のメキシコ政府に対する要請だと思
ひます。いまの状態からいって、港灣あ
るいは港灣までの輸送、そういうふうな
ものをあわせて可能な数字なんです
か。どうなんですか。

○政府委員(森山信吾君) 先ほどもお
答えいたしましたように、一九八〇年つ
まりことしは十萬バレルということござ
いまして、これはもう物理的にさうい
うことが可能といふことで、これは日
本側は民間の受けざらにございまして、
共同の会社を設立いたしまして十萬バ
レルを購入するわけでございます。そ
ういふことで正式な調印がなされてお
るわけでございます。これが三倍にな
つた際に、相手国側のインフラストラ
クチャーが間に合うかという御質問だ
ろうと思ひます。さういふわけで、今
後の日本側の経済協力との関係も出て
まいるわけでございます。当然にさうい
つたインフラストラクチャーの整備等
につきましては日本側の協力といふこと
も、これは別に石油とリンクした経済
協力といふ考え方はございませんで、
メキシコの経済発展

あるいは国民生活の向上という観点に
立つたインフラストラクチャーに對する
日本側の御協力を申し上げる、さうい
ふ姿勢と、結果的に石油の対日供給とい
うものが結びつくのではないかと
ございまして、私どもは目標年次までに
三十萬バレルが可能になるような諸般の
対策を講ずる必要があるのではないかと
、さういふふうに考えている次第ござ
います。

○丸谷金保君 いまさういふふうな
お答えなんです。メキシコ政府の方は
明らかに石油輸出を増額するために、ま
ず港灣の施設、それから漁業に對する
アフターケアの問題、あるいは国鉄の
電化、それから観光開発といふような
ものを具体的に挙げて、わが國に對し
て石油とペアで要求してまいります。そ
れをいまの長官のあれですと別だとい
います。別じやなくてセットにしてき
てゐるんじゃないですか。どうなん
ですか。

○政府委員(森山信吾君) まあ石油
の取引も両国間の一つのきずなと思
ひます。メキシコと日本の間のつなが
りは決して石油だけで成立するわけ
でもないといふことも、また事実じやな
らうかと思ひます。さういふことで、
かねてからメキシコ側は、国力の増
大と申しました。それから、いわゆる
インフラストラクチャーを含めた発展
計画をつくつておるわけございまして、
それに対して日本側が協力をするか
といふ考え方、これが石油とリンク
いたしまして、石油を欲しいから経済
協力をするのだといふ考え方では、
両国間のつながりといふものは基盤
がさう強くないのではないかと感じ
ます。私どもはさういふわけでござ
います。

したがいま、メキシコと日本の緊密
感をさらに強くするためには経済協
力を通ずる、あるいは文化的な交流
も通ずる両国間の緊密な連携があ
つて、初めて石油の安定供給とい
うのも出てくるんじゃないかとい
ふことございまして、私ども石油を
担当する立場から言いますと、石油
が欲しいという気持ちは十分に持
つておるわけでござ

ざいますけれども、それだけでメ
キシコとアプローチをするとい
う考え方もおかしいのではない
かと。さういふことでござい
まして、広く総合的な観点か
ら日墨兩國間のつながりを強
化していきたい、さういふふう
な考え方を持つておる次第
でございます。

○丸谷金保君 こちら側の姿勢として
は、いまの答弁でわかるんです。し
かし、メキシコ側からの要望は
どうなんですか。セットにして
いるのじやないんですか。三十
萬バレル、八二年、それなら
さういふこともやつてくれと、
さういふ要求はなかつたんです
か。

○政府委員(森山信吾君) 基本的には、
メキシコ側も私どもが考えておる考
え方と一致をしておるのではない
かと思ひます。さういふわけで、
一つの問題として、メキシコが
現在抱えておられます。さうい
ふ問題の解決を願つておるわけ
でございます。さういふ問題の
解決を願つておるわけございま
す。さういふ問題の解決を願つ
ておるわけでございます。

したがいま、短期的な考え方でのア
プローチが果たしていいのかとい
ふこともございまして、さうい
ふことから、今回総理が訪墨さ
れて、さういふ基本的な考え方
の意見の交換ができたといふこ
とは大変有意義ではなからう
かといふことございまして、いま
先生の御指摘の、メキシコ側が
日本に油を供給するためにこれ
のことをやつてほしいといふよう
な御意見は御意見として拝聴
いたしておりますけれども、そ
れがすべてではないといふよう
な認識は、両首脳がお持ちにな
つておるさういふふうに考
えております。

○丸谷金保君 それで、その御意見は
御意見として拝聴しておるとい
う、その拝聴した中身をさ
きから聞いておるんです。さ
ういふことをメキシコが要求
しているんですか、これをひと
つ教えてください。

○政府委員(森山信吾君) 総理に
随行いたしましたわが省の担当
者もまだ帰つてきておりませ

し、公電その他で聞いている範囲でございますけれども、私がそれにお答えをするのが適当であるかどうか、ちょっと疑わしいわけでございまして、たとえ鉄鋼プロジェクトの問題でございすとか、あるいは港灣の拡張計画の問題でございすとか、あるいはいま先生のおっしゃいました漁業の問題等々が議論として出されたわけでございすけれども、それはあくまでも一つの議論として出されたわけでございまして、今後その具体化につきましては双方で話し合いを続けていくということ、結論めいたことは一切出されなかつたということでございます。

○丸谷金保君 それじゃ、帰ってきてないというなら、田口経済協力部長はいつ帰るんですか。

○政府委員(森山信吾君) 田口経済協力部長の帰国の日取りは私承知いたしておりませんが、私の方から次長の古田というのを随行させておりまして、それが八日に帰ってくる予定でございます。

○丸谷金保君 エネルギールの方から、おたくの方から向こうへ行っている方というのは、石油問題で行っているんでしょう。それから、通産省の方からは援助の問題で行っていますね。そうすると、援助の問題については、おたくの方の入りは通産省の方から行っている方がアプローチを受けて詰めているわけですね。その方の話はどうかですか。これはちょっと、エネ庁長官が答弁する事案で私ないというふうな気がするんです。通産省の方、いかがなですか。

○政府委員(森山信吾君) 田口経済協力部長の具体的な日取りにつきましては、私、先ほどお答えいたしましたとおり承知いたしておりませんけれども、しばらく現地に滞在いたしまして、総理一行と離れまして、メキシコでや具体的な詰めをするために当分残るといふことをいま聞いておる段階でございまして、いつ幾日ということは私は聞いておりませんので、また後ほどお答えをさせていただきますかと思ひます。

○丸谷金保君 長官、ですから要するに、メキシコ側から受けたアプローチについて、長官の方で

は所管事項じゃないわけでしょう。所管事項でないことを、一生懸命長官一人で答弁しようとするからどうもかみ合わないんですよ。この問題については通産省の方から答弁してください。あなたの方はわかっているはずだ——わかっているけれどもないだろうけれど、所管事項でないで、結局は、いつ帰るかわからない人が帰ってこなくて、それはおたくの方に公電は入っているはずがないんで、通産省の方に逐一そういう状況は入っているはずなんで、そういう点で通産省側としてはどうか。エネルギールの方の長官の方はセットでなくて別々に理解していると言われれば、メキシコの方はそうではないでしょう。

○政府委員(戸塚進也君) お答えいたします。

ただいま丸谷委員の御指摘の点でございますけれども、私もまだだいたい長官お話しのように、まだ現地から省内の関係者も帰ってきておりませんので、内部的にまだいろいろな検討をしているという段階ではないわけでございますが、ただ認識といたしましては、公電関係につきましては省内にはそれぞれ省内外の幹部、責任ある者はそれぞれ回覧もいたしておりますので、大體認識といたしましては、ただいま長官が丸谷委員に御答弁申し上げたような認識と心得ております。

詳しくにつきましては、これは関係者が帰国次第、至急に検討いたしまして、必要なことにつきましては、また丸谷委員にもお答えをさせていただきますかと思ひます。

○丸谷金保君 総理が石油問題でアメリカを回ってメキシコに行かれた、これは明らかにされております。そして、恐らくこのことは、まずアメリカ、特にメキシコの石油の開発についてはメジャールの力が相当強いんですね。そういうふうな関係で、アメリカ側の了解を取りつけてメキシコに乗り込んだと思うんですよ。本来、そのために、わざわざアメリカへ寄ったなというくらいに私どもは理解したんです。逆に言うと、まずアメリカか

らメキシコへ行かないやならない理由はそこにも一つあるだろう。

ですから、通産は通産で、このエネルギール関係でなくて、経済協力のセクションからいち早く人を出して、相当なこちら側の考え方、経済協力に對する考え方を総理が着く前に出かけて、大蔵大臣が先ほども言われた、いわゆる根回しをなかなか手際よくやっているというふうには私は見ておったんです。もっと先に出ているんですから、総理が行くよりも先に通産から、根回しを上手にやっているから、きつともう少し共同コミュニケーションが出るんではないかと期待を持っておったところが、意外と国民の期待するほどのはつきりした形のものが出なかった。

しかし、将来のことだから、これはこの程度でいいんだというエネルギール長官の考えのようでございますけれども、それにしても、こちらから持っていくたおみやげと、向こうの方でセットにして要求してきた中身との間に相当の食い違いがあったために、非常に総理が行ってからも難航されたとでないか。難航しなかったかもしらぬけれども、新聞報道等においてはなかなか一回ですらつといかなくてというふうなことで、非常に難航した。

ですから、それはメキシコ側の要求したものがないという中身で、日本がそれをすらすらとむかへては、やっぱり国会の中で議論もしなきゃならぬいでしょうし、予算の問題もあると思ひます。そういうことを踏まえてこれからエネルギール対策の問題を議論していかないと、もうエネルギール問題というのは、そういう意味では経済の問題でなくて政治の問題だということ、この国会の議論を通じてしばしば言われていることでございす。

したがって、そこいら辺について、きょうはおわかりにならないと言うんですけれども、できるだけ早く通産側として海外経済協力という面でのメキシコに對する対応、これらを明らかにして国会にも御報告願ひたいと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(戸塚進也君) お答え申し上げます。

すでに御承知のとおり、総理も御帰国後、衆参両院におきまして、帰国の報告並びにまた御質問も受けるやに伺っております。もちろん、わが省としても派遣いたしました関係の職員から十分メキシコのありましたことをいろいろつづさに検討いたしまして、御指摘のように、できるだけ早い時期に折を見て丸谷委員の御質問に對してお答えを申し上げます。

○丸谷金保君 各省呼んでいてなかなか入れなくて申しわけないんですが、できるだけ一つずつ支出の関係について御質問していきたいと思ひます。

建設省にお伺いしますが、この今度の多様化勘定、それから三石特会、これらの中でソーラーシステムというふうな問題がございまして、これに関連して、たとえば太陽熱利用の何といひますか、屋根の上で受けているものがございすね。ああいうものは、今後の住宅金融公庫とかそういうものの貸し付けの枠の中にそういう経費を見ていくというふうな考え方はございすか。

○政府委員(大田敏彦君) お答えいたします。

住宅につきましては、居住水準の向上を図りながら省エネルギール対策を推進していく必要がございまして、その場合、住宅におきましても給湯暖房用エネルギールはすでに他に比べて高いウエートを占めております。今後とも増加する傾向にもございす。そういうことで、全体の省エネルギール対策の推進上、住宅の断熱構造化を図るとともに、暖房給湯設備の省エネルギール化を図ることはきわめて重要であると考えております。このため、公庫におきまして五十三年から既存の住宅の改良、あるいは五十四年からは新築の住宅につきまして断熱構造化に対する割増融資を講じておりますが、さらに今年度から太陽熱利用給湯システム、それと効率型の暖房給湯システムにつきまして公庫の割増融資の対象としておりま

○丸谷金保君 これらについて、それぞれの地域の省エネ対策として地方自治体等でもいろいろ補助金の上積み等がなされております。きょう自治省は午後からおいでになっていなかったですが、これは建設省の方でお願ひしてもいいんです。そういうのを基準財政需要額の中で取り上げるような、そういう形のことを建設省としては自治省との間で話し合はしておりませんか。

○政府委員(大田敏彦君) ただいまお答えしました公庫住宅につきましては、公庫から個人にじかにお貸しするわけでございまして、公共団体を通してはいるわけではございません。

○丸谷金保君 それで、公庫の融資住宅はそういうことなんです。ただ、たとえば、融資住宅のそういう太陽熱利用の施設にそれぞれの自治体が上積みして補助金を出して奨励すると、こういう制度が行われておるのを御存じですか。

○政府委員(大田敏彦君) まだ審議に就いて聞いておりません。

○丸谷金保君 そういう傾向が非常に出てきているわけなんです。それじゃ問題をかえませんが、今度はこれはいまの公庫融資でなくて、公営住宅その他についてはどういふふうにお考えになりますか、建設省。

○政府委員(大田敏彦君) 公営住宅につきましては目下検討しておりますけれども、何分集合住宅でございまして、いろいろな技術面あるいは管理面に多少問題があるかと思ひますが、目下検討の最中でございます。

○丸谷金保君 それで集合住宅なんです。たとえば一棟四戸というふうな、地方へ行くとい棟四戸ですね。これを二棟二戸にすると、この種の問題が非常に楽にいくようになるんです。ところが、なかなか一棟二戸にすることは建設省は許可しないんですよ。しかし、地方自治体が将来の考え方で、多少かかっても一棟二戸にしてそういう問題を具体的に解決しようという場合に、ごく一部一棟二戸を認める場合もあるんですが、その場合には補助率は同じなものですから、自治体の

持ち出しが非常に多いわけです。省エネ対策として、今度はそういう一つの角度からのそうした対応を地方自治体が行った場合には、建設省としてはどう対応していただけますか。

○政府委員(大田敏彦君) いま先生御指摘の、共同住宅よりも一棟二戸の方が省エネ上よろしいという御指摘でございますが、われわれはむしろなるべく各戸が寄せ集まりまして壁を共有した方が、省エネ上非常に効果があるという前提で施策を進めております。いま御指摘のような二戸にすれば省エネ上どういふことは、まだ地方自治体からじかに聞いておりませんし、どういふことをなさるうかというところはつきりしました時点です。

○丸谷金保君 私の言いがちよつと足りなかったんですが、一棟二戸にすれば太陽熱利用等の施設が、一棟四戸だからなかなか集合住宅ではできないけれど、その点から見れば、一棟二戸にすればできるわけですよ、これは。そういう面からの判断はどうかと、一棟二戸にしたことそのものが省エネという意味じゃないんです。そのこととををひとつもう一度、そういう意味で質問しておりますので、そういうことの場合にどう対応していただけるかということなんです。

○政府委員(大田敏彦君) 太陽熱利用の、主として温水利用のことかとも思ひますけれども、そういうことを含めまして、そういう機器が住宅の構造物にどういふ影響を与え、またそれが各戸の排水なり、あるいは負担なり、使用料なりにどういふふうな及ぶかということもいま検討している最中でございまして、その辺、公営住宅とか公団住宅にござわしいタイプのものが出てきた場合には十分検討してまいりたいと、こういうふうな考えでおります。

○丸谷金保君 通産省か、あるいはエネルギー庁になりますか、三石特会の中で石油代替エネルギー対策としての三石特会の方で持つ分の予算支出でございしますが、これはほとんど調査関係の

もので、実施段階のものは入らないんですか。石油代替エネルギー対策、多様化勘定以外のものですね、三石特会の方で予算措置をしていく。

○政府委員(志賀孝君) お答え申し上げます。石油及び石油代替エネルギー勘定でございますが、石油代替エネルギー勘定の関係とそれから石油代替エネルギー対策の関係とございますが、石油代替エネルギー勘定の関係は、これは従来から石油勘定でやってまいりました。たとえば石油公団に對します原油の探鉱に對する投資資金あるいは開発段階におきます債務保証それから備蓄関係の諸事業等々、いろいろ実際に事業をやつてまいります上に必要な資金が含まれております。確かに一部調査関係も含まれておりますけれども、メインはむしろ事業関係の予算ということでございます。

○丸谷金保君 そうしますと、たとえば石炭液化、ガス化、こういうふうな代替エネルギー対策として行つた石油税と原油関税の面から入ってくる歳入を充てた支出についても、これは調査研究といふことではなくて、実施段階まで踏み込んでいくという考え方に受け取つてよろしゅうございしますか。

○政府委員(志賀孝君) たとえば石炭の液化関係でございますが、すでに実証的な共同研究事業に参画しておりますけれども、そういうものに對する補助というふうなものも含まれておるわけでございます。

○丸谷金保君 結局は、調査をすることと補助をすることと、この勘定で実施するといふものはなにかということですね。どうなんですか。

○政府委員(森山信吾君) 石油関係の特別会計、今回は石油代替エネルギー勘定を設けさせていたが、勘定としておるわけではございません。それと、御承知のとおり、石油税は、石油勘定に使つております石油代替エネルギー勘定に使うもの、この二つがございします。それから、電源特会の方で、電源多様化勘定を新設させていたが、勘定としておるわけではございません。

○丸谷金保君 勘定としておるわけでは、その分を合わせまして代替エネルギー対策をやるわけでございますが、基本的な考え方は、基礎的な技術がある程度成功いたしましたして、特に企業化を進める必要があるものを、いま申し上げました代替エネルギー勘定として使わしていただきたいということでございます。

したがって、その中には事業の実施、たとえばパイロットプラントの建設等を含め、事業の実施の面まで踏み込んで実施をさせていただきますといふこととございまして、ただ、あくまでも企業化の段階になりますと、これはそれぞれの企業化をする部局で、これは主として民間会社にならうと思ひますが、これは主として民間会社にならうと思ひますが、企業化の一手手前までの業務は、代替エネルギー勘定として実施をさせていただきますといふふうな考えでおります。

そこで、先ほど御指摘のございました石炭液化あるいはガス化等の事業につきましては、この代替エネルギー勘定の中から捻出させていただきますといふふうな考えで、おる次第でございます。

○丸谷金保君 どうもそのところがよくわかりません。わかれないという疑問に思つておりますけれども、たとえば石油税とか関税とかから出てくる三石特会の中で、代替エネルギー勘定が一つございします。それから多様化勘定の中から出てくる代替エネルギー勘定。これがミックスされないで、ぴちぴちと分かれておるんです。財務的にも、それから勘定科目も分かれておるんですね。これを見ていきますと、たとえば石炭火力であるとか、あるいは水力というふうな、現実にもうそれぞれの企業が実施して、それにどう応援していくかというふうなものについては、多様化勘定の方に費目がずつと見える。

それから、石油税その他の方からくるところの代替エネルギー勘定につきましては、要するにテストプラントとか、そういうふうなものはありますし、研究補助といふふうな、何かそこそこ

できちつと割っている感じがするんですけれど、
どうなんでしょう。

○政府委員(森山信吾君) 御高承のとおり、特別
会計が二本ございまして、石油関係につきま
しては、原重油関税と石油税で賄わしていただ
いて、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー
特別会計というお願いをしているわけでござい
ますが、その内訳は、石炭勘定と石油勘定及び石
油代替エネルギー勘定と、それから電源特会
の方に新たに電源多様化勘定を設けていただ
いているということでございまして、まず最後の電
源多様化勘定につきましては、電力の安定供給に
役立つための代替エネルギーの開発はこの勘定で
やらせていただきたい、それ以外の代替エネル
ギーにつきましては、石油及び石油代替エネル
ギー勘定で賄わしていただきたい、こういう区
分をさせていただいている次第でございまして、

○丸谷金保君 そうすると、電力に關係するもの
は多様化勘定の方で、それ以外のエネルギー対
策というのは三石特会の方の代替エネルギー費で
いくと、こういう大分類で理解してよろしくご
いますか。

○政府委員(森山信吾君) 原則といたしまして
は先生御指摘のような考え方で、電力の安定供給
のための代替エネルギー対策は電源多様化勘定で
分組をしていただきたい、それ以外は石油代替
エネルギー勘定で賄わしていただきたい、こう
いう区分けをしておる次第でございまして、

○丸谷金保君 そのところは非常によくわか
ったんですが、そうしますと、たとえばアメリカと
いふ共同研究しております、シエルなんかと一緒
に共同研究しております石炭液化、それからいま
国内でも国内炭を使った石炭液化のテストプラ
ントをやっておりますね、これらの石炭液化とい
うのは一体何なんでしょう。石炭液化をしたもの
は、これは電力に使うことを考えているんじゃない
んですか。電力のための石炭液化でないんです

か。そうでないのだというふうに割り切つてよろ
しゅうございませうか、これは。

○政府委員(森山信吾君) 確かに石炭液化された
もの、あるいは石炭ガス化されたものが電力に使
用されるということも一つの大きな使途目的であ
ろうかと思いますが、それすべてが電力用ではな
いということもございまして、石炭液化というも
のを石油にかわるエネルギー源といたしまして、
電力以外の分野で使う期待がまたかなりあるわけ
でございまして、そういうものにございましては
石油及び石油代替エネルギー勘定で賄わして
いただきたい、こういうふうに考えておる次第で
ございまして、

○丸谷金保君 石炭を液化いたしましたして、それ
をそうすると電力以外では具体的にどういうもの
に使っていくというお考えを持っておるんです
か。

○政府委員(石坂誠一君) まあ石炭液化の様式も
いろいろございまして、一概には申し上げられま
せんが、様式によりましては、軽質分の高い液化
の方式もあるわけでございまして、この場合に
はガソリン代替として使える分が出る。と同時
に、中間三品に当たるようなものも出るというこ
とでございまして、要は方法次第というようにお
答えできるかと思ひます。

○丸谷金保君 だんだんよいわからなくなつて
くるんですけれど、もうこの表自体が非常に複
雑なんですよね。こう御丁寧に説明はいただきま
すけれど、どうしてこれだけ複雑な機構に、エネ
ルギー対策の機構といふんですか、こう組み込ん
でいかなければならぬのかということについて、ど
うも合点がいかないんです。私は私なりに、ああ
そういうことでございまして、私は私なりに、ああ
あとと思ひましたら、それでそのような御答弁を
いただきましたけれど、さらに質問いたしますと、
両方ともに使っていくという話になりますね、い
まの御答弁ですと、そうすると、そういう大分類
もこれはないことになりまして、先ほどのエネ
ルギー庁長官の話とちよつと変わってくる。こっ

にも使つしこつちにも使つしということでしょう、
簡単に言いますとね。そうすると、そういう私が
考えた大分類、そして、そうすると言われた長官
の答弁も、違ふということになってくるわけであ
る。きょうは違ふということまで指摘して、次回
に譲ります。

○多田省吾君 まず、石油問題からお尋ねいた
します。

去る五月一日に、IEA、国際エネルギー機
関では一九八一年、八五年、九〇年の石油需給見
通しを明らかにしましたが、それによりまして、八
一年の自由世界の石油需要量に對しまして、OPEC、
非OPECを合わせた供給の超過は、わ
ずか一日量二十万バレル、また、ケース3の場合
でも八五年は三十万バレルの供給超過。しかし、
これも国際レベルでの各国の石油需要引き締め策
が完全に効果があつた話である、このように言
つております。IEA事務局案では、単に価格効
果だけに期待してれば八五年に日量二百二十万バ
レル、九〇年に日量五百七十万バレルの供給不足
になる、このように警鐘を鳴らしているわけでござ
いまして、この案は、今月下旬のIEA閣僚理
事会で承認後、六月のベネチアサミットのエネル
ギー政策の基礎となると言われております。

こうして見ますと、わが国はさらに東京サミッ
ト以後またまた非常に苦しい立場になるわけでござ
いまして、長期エネルギー需給暫定見通しの長
期的な石油の確保、年間三・六六億キロリットル
というものはなお困難になるのではないかとと思
われますが、これはいかに考えておりますか。

○政府委員(森山信吾君) いま御指摘の三億六千
万キロリットル、これを日量に直しますと六百三
十万バレルということになるかと思ひます。現
在は、御承知のとおり五百四十万バレルというこ
とで一日当たりの石油を購入しているわけでござ
いまして、確かに数字の上から見ますと、かなり
な伸び率を私どもとしては期待をしておるわけ
でございまして、

の見通し等から言ひまして、八五年あるいは九〇年
に、世界的に見ましてかなり逼迫をしてくるとい
うことも歴然たる事実でございまして、そういう
石油の国際情勢が緊迫した中で、いかに日本
が必要とする原油の調達をしていくかということが、
今後大きな課題になってくるのではないかと
いう認識を持っておる次第でございまして、

先ほど引用されました長期エネルギー需給暫定
見通しは一応二つの前提条件を置きまして、その
二つと申しますのは、その一つは、いまお話し
の後中長期を見まして、どの程度の石油の確保が
可能であるかという前提条件と、それからいま政
府で持っております経済社会七カ年計画、これを
ベースにいたしまして、いゆる経済成長の歩みと
いうものをどう調整していくかということござ
いまして、その間隙を埋めるものといひまして
代替エネルギーの開発をしなればならぬ、
こういうような命題を私どもは課題としてとら
まえておるわけでございまして、三億六千万キロ
リットルの石油の入手が大変困難になってくる
ということになりますと、この計画全体がまた大
きな問題になりますので、そういう問題意識か
ら、国際的な需給関係は非常にタイトでござい
ますけれども、何とか三億六千万キロリットルの石
油の確保に努めなければならぬ、こういう基本
的な認識を持っておる次第でございまして、

○多田省吾君 今回の大平総理のメキシコ訪問
で、メキシコ原油の対日供給増量問題、これは維
統協議という形で終わったわけでございまして、
当初の予定でありました、八〇年までに三倍に当
たる日量三十万バレルというわが国の申し入れは
実現しなかつたわけでございまして、今回の例に
明らかなように、わが国の石油外交というものが
非常に甘いとやられてもやむを得ないと思ひます。
今後の石油確保のあり方について、政府はどのよ
うに考えておりますか。

○政府委員(森山信吾君) メキシコの話につきま
しては、先ほど丸谷先生からの御質問にお答えし
たとおりでございまして、現在、こ

は十万バレルの購入に成功しておるわけでございまして、メキシコの資源温存的な考え方、あるいはメキシコの石油の生産計画等々から見まして、これを直ちに一挙に三倍にするということは物理的に困難ではないのだからかという意識は私も持っていたわけでございます。そこで、八二年に三十万バレルになるようにということで双方の首脳が合意をされましたことは、大変有意義なことだという認識を持っておりまして、あとはこれをいかに段階的に現実のものにしていくかということの仕事が課せられておるといふふうに考えておる次第でございます。

メキシコに限らず、その他の産油国との取引の問題、これは大変大きな問題でございまして、先生も御承知のとおり、かつてはメジャーから八割近い供給を受けておったわけでございましてけれども、現在はメジャーの依存度が四五%程度に落ち込んでおります。相対的にメジャーの依存度が減った分を直接取引、これをD Dと言っておりますけれども、あるいは政府間取引、G Gと言っておりますが、そういったものに切りかえていくというふうな政策をとっていくべきではないかということでございます。現在、着々そういう成果があらわれてきておりまして、いまのところ、メジャーの依存度と同等程度の依存度までD D、G Gの取引がふえておりますので、こういった面をさらに今後強化することによりまして、石油の安定確保ということに努めてまいりたいというふうに思っております。

○多田省吾君 いまの長官の御答弁の中で、八二年までにメキシコははつきり日量三十万バレルを日本に供給するということは確約したんですか。
○政府委員(森山信吾君) 日本側の期待に對しまして、政治的な配慮あるいは善意をもって対処するというところでございまして、いついつまでに具体的に三十万バレルの供給を確保するという段階ではございませんでした。

○多田省吾君 原子力について伺います。
現在、わが国の原子力発電所は五十五年四月一日

現在で二十一基、認可出力の合計が千四百九十万キロワット。建設中が七基で五百八十三万キロワット、建設準備中が七基で七百十萬キロワット。これらの合計が三十五基、出力二千七百八十八万キロワット。これだけでも、需給見通しで言うところの六十年三千万キロワットには達しないわけですから、また、建設準備中の六十一一年運転開始予定の発電所二基分二百五十万キロワットを除きますと、二千五百八十三万キロワットと、需給見通しの目標を大きく下回るわけでございまして。このままでも目標達成は非常に困難であるのに加えて、最も大事な安全性の問題、それから原子力発電所の新規立地の問題、こういった困難な状況が重なりまして、需給見通しにおける原子力の目標というものは、私は絶対これは達成できないと思っております。この辺の見通しをお伺いしたい。

○政府委員(安田佳三君) 原子力開発の見通しにつきましては、長期エネルギー需給暫定見通しにおきましては、先生御指摘のように、昭和六十年年度の目標三千万キロワットというふうになっておるわけでございまして、これは昨年の八月に策定されたものでございまして、その後、昨年の十二月に電気事業審議会というものがございまして、その中の需給部会におきまして中間報告がございまして、その中間報告におきましては、アメリカのスリーマイルアイランド原子力発電所事故の影響等によりまして立地のおくれというものを考慮に入れた上で、そして昭和六十年年度の目標につきましては二千八百万キロワットないし三千万キロワットというように、ある幅を設けて目標を定めたわけでございまして。

現時点におきまして私どもの判断といたしましては、昭和六十年年度末における目標三千万キロワットというものの達成は若干おくれるのではないだろうかというふうに予想いたしております。実際には、いま先生が御指摘になりました二千八百万キロワット弱程度になるといふふうに考えているわけでございまして。

当省としましては、御指摘のように、安全性の確保というものにつきましては、これに万全を期したいというふうに考えておりますが、さらに電源三法の活用、広報活動の充実等によりまして積極的な立地促進策を展開いたしまして、そして開発目標達成のために最大限の努力を払ひまして、少しでも早くその目標を達成したいというふうに考えているところでございまして。

○多田省吾君 特に安全性の確保につきまして、万全の体制をお願いしたいと思ひます。
次に、新エネルギーの開発でありますけれども、これも需給見通しどおりに進捗しているのかどうか、非常に疑問でございまして。簡単に結構です。たとえば太陽熱利用の現状とか、あるいは太陽電池、あるいは石炭液化、風力利用、火力利用、潮力利用あるいは地熱利用の問題、あるいは水素、こういったいろいろ新エネルギー、また代替エネルギーの開発が予定されているわけでございまして、その現状をお知らせいただきたいと思ひます。

きのうあたりの報道によりますと、風力利用を三カ所程度科学技術庁でやった結果、いずれも結果が思わしくないと、初めからもう断念するような姿があらわれますけれども、これは全くそういう風潮はよろしくないんじゃないか、このように思ひます。また、石炭液化につきましても東ドイツ—DDRあるいは南ア等においてはいま現在行われているわけでございまして、やはりいろいろな石炭の値段の問題とか、あるいはその製品の問題とか、問題がたふさふさあると思ひます。ガソリンにかかわるような石炭液化生成物というものは今後十年、二十年とかかる問題だと思ひますが、そういった現状、それから水素にいたしましても、電解するのでは私は代替エネルギーとしてふさわしくない。原油から電気をつくって、その電気を使ったまま電解するというのが効率率がよろしくないんじゃないか、このようにも思ひますし、その辺の見通しも含めて、ひとつ簡明にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(石坂誠一君) 御質問が多岐にわたっておりますので、なかなか簡単に申し上げられないかと思ひますけれども、逐一申し上げたいと思ひます。

まず、太陽熱でございまして、現在、御承知のとおり温水器が大変普及してまいりまして、五十四年度は三十万戸がこれを使ったというように報告されております。なお、サンシャイン計画でやりましたよりも少し複雑なシステム、ソーラーシステムと申しておりますが、こういったものも五千軒ぐらいに拡張しておるわけでございまして。そのほか、太陽熱発電は現在一千キロワット級のプラント二基を香川県に建設中とございまして、今年度末にはほぼ完成の状態になるといふ予定でございまして。これは世界に先駆けたプラントでございまして。

それから、太陽電池でございまして、太陽電池は、現在のところ灯台とか、あるいは遠隔地の通信用というように、非常に特殊用途に限られておるわけで、一ワット当たりの単価も非常に高うございまして、今後技術的な努力によりましてコストを大幅に低減することが可能であるというふうに見ておりますので、数年後にはかなりのところまでいくだろうというふうに見ておるのでございまして。

それから、石炭の液化でございまして、日本におきましては、サンシャイン計画で独自の方式の技術開発を進めておるところでございまして、現在基礎的な段階からプラント開発に移ったという段階でございまして。したがって、これが実用化につなげるのは約十年後になるのではないだろうかというふうに見ておるわけでございまして。それから、地熱でございまして、これは御承知のとおり、現在六地点、十六万二千キロワットの発電所が稼働中とございまして。したがって、これは実際に電気が使われておるといふことでございまして、ただ今後は、現在の浅井戸に對しましてもう少し深い、三千メートル、四千メートル級の井戸を掘って、一カ所で大きな発電ができる

ようにするべき努力が必要であるというように思っております。

それから、風力についての御指摘がございました。ただいま科学技術庁が指導いたしまして、小型の風力発電の実験をいたしておるわけでございます。風力につきましては、風があるかないかというところが死命を制するわけでございまして、適当な立地を選び、使いやすい環境にこれを施設するというのが重要な問題になるかと思っております。サンシャイン計画におきましては、数百キロワットから千キロワット級をねらって、いまま素技術の技術的な研究をやっておるというところでございまして、まだこれも将来の問題というように考えておるわけでございます。

そういった状況でございますので、現在すぐに代替量としてまとった量を新エネルギーで賄うというのは無理であると思っておりますが、十年後には、代替量といたしまして五%くらいをめぐりに技術開発を進めていきたいというように考えておるわけでございます。

○多田省吾君 代替エネルギーも大事でございますが、産業廃棄物とか、あるいは生活廃棄物を活用するという点、これはもう一つの変った代替エネルギーでありますし、また省エネルギーとも言えると思えます。聞くところによりますと、古タイヤなんかセメント製造に大変使われているようでございます。重油の使用が節約されるというふうなことも聞いておりますが、いま問題になっております公害に關係しますが、生ごみの処理利用あるいは廃棄プラスチックの燃料活用への道、こういったことはどの程度研究が進んでいるのか、また実用の見通しはどうなのか、これも簡明にひとつお答えいただきたい。

○政府委員(石坂誠一君) ただいまお話ございました古タイヤの利用につきましては、セメント会社等におきまして非常に積極的にこれを利用する方向に進んでおるといふように聞いております。そのほか都市ごみを有用に使うというために、工業技術院におきましてスターダスト80という計画

を現在横浜市で進めておりますが、これは都市ごみを、たとえば厨芥とか紙の部分だとか、あるいはプラスチック部分に分けて、それぞれを有効に使おうという計画でございまして、そういった成分の中からトイレットペーパーを實際につくって、これを使っていたらいいというふうな状況にあるわけでございます。同時に、分けました成分を資源として使うという方向のほかに、エネルギーとして使うという方向もございまして、現在たとえば厨芥からメタンをつくるというふうな方向についても研究を進めておるわけでございます。

なお、そういった意味でのいままで使われていなかったエネルギーを有効に使うにはどうしたらいいかというふうなことに關連いたしまして、工場の廢熱をうまく回収利用する技術についても、鋭意研究開発を進めておるところでございます。

○多田省吾君 石炭について伺います。国内石炭産業は、石炭見直し論の中にあつて二千万トン体制の維持が非常に困難な状況でございますが、石炭産業振興の基本方針をお尋ねいたします。

また、世界石炭研究会は、本年六月のベネチアサミットで石炭生産利用拡大計画を提案すると言われておりますが、石炭への回帰というものがいよいよ本格化すると思えます。現在、わが国ではそれにもかかわらず、年間二千万トンを予定しているにもかかわらず、千八百万トンが限度と言われておりますが、二千万トン達成の裏づけを明確にしたいでございます。

特に、産炭地で問題になっております労働力の確保、採炭の深度化あるいは輸入炭との価格差、また、国内炭の需要拡大等の問題について具体的な御答弁をお願いいたします。

○政府委員(高瀬郁雄君) お答えいたします。まず、国内炭の二千万トン体制の問題でございますが、現在、第六次答申というところで、それを受けて長期施策を進めております。将来ともこの第六次答申の線に沿ひまして二千万トン体制を維

持していくという体制のもとで、具体的な諸対策を進めておるところでございます。特に、生産面の局面では、わが国の炭鉱というのはいまかなり老朽化してまいりましたので、保安の面、生産面の技術開発を徹底的にするというところで維持に努めてまいりたいということが第一でございます。

したがいまして、わが国の国内炭というのは、現在の置かれてある自然条件の中では二千万トン体制を維持することが最大の目標ではないかと考えております。したがいまして、今後代替エネルギー政策の一環ということで増大してまいります石炭需要に対しては、海外炭を開発輸入して安定的に利用するという方向にいかざるを得ないと考えます。その時点で問題になりますのは、国内炭と海外炭との調整問題があります。これにつきましては需要家の協力を得まして、国内炭を優先引き取りをしていただくという方向で現在も進めております。

具体的に申しますと、セメント等が一番油から石炭への転換が早うございまして、それについては、国内炭を一定量引き取ることを条件にして輸入を認めるということを考えております。

なお、国内炭と海外炭の価格差問題というのが将来の問題として起こってくるわけでございまして、これはそういう問題点があるということを念頭に置いて具体的な検討を行っているのが、現状でございます。

○多田省吾君 じゃ時間もありませんので、最後に、原子力発電を初め石炭の問題等を含めまして、この長期エネルギー需給見通しというものはいずれも目標値実現が私は困難であり、無理ではないかと思つておるわけであります。原子力発電にしましても、昭和六十年に二千万キロワットといふますけれども、これも私は大幅に下回ると思ひますし、その他も同様です。私は、實際に即した長期見通しの練り直しが必要だと思ひますが、その改定についていまだどのように考えているんでしようか。

○政府委員(森山信吾君) ただいま御指摘のござ

いました長期エネルギー需給暫定見通しは、昨年の八月に総合エネルギー調査会の需給部会から中間答申として答申をいただいたものでございまして、今回私も国会へ提出いたしております石油代替エネルギーの開発導入促進法に基づきまして、こういった中長期の供給目標につきましては、閣議をもって決める、通商産業大臣が閣議の議を経た上で公表するというものになっております。

従来の需給暫定見通しと今回法案に盛り込まれております供給目標との關係がどうなるかということからお答え申し上げます。従来は、先ほど申し上げましたように、総合エネルギー調査会の中間答申という形で処理をさせていただいたわけでございまして、あくまでも中長期の供給目標ということになりまして、内閣全体の責任というところでお出しするということになりますので、若干その性格が変わってくるのじゃないかというところでございまして、それから、長期エネルギー需給暫定見通しの中に織り込まれております各項目につきましては、先ほど御指摘のございましたように、それぞれの中身をよく分析いたしてみますと、やや現状にそぐわない面も出てきたような感じがいたします。

そこで、こういったものをより現実的なものにするために、私どもといたしますれば、現在お出ししたしております法案が成立をいたしました暁には、政府の供給目標という形で仕上げをしていきたいというふうに考えておりますけれども、基本的には、代替エネルギーの開発目標は余りそう現実と乖離したものであつてはならないと思ひますけれども、また、現状に立脚し過ぎて規模が小さいものでも困るという感じがいたしますので、従来の政策パターンをより強化することによりまして、これだけの代替エネルギーの開発をぜひとも達成したい、こういうような考え方で新たな供給目標というものをつくらしていただきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○佐藤昭夫君 主として通産省への御質問でありますので、そういう角度からお尋ねをいたしたい

う、そういう角度から言っているわけじゃない。この数字が出されてきておる根拠、言うならば、どこにこの主たる省エネルギーを求めていくのか、この角度を実はお尋ねをしておる。

またまたいまの御答弁で、国民的石油消費運動といいますが、消費節約運動を七%をめどに置いてやってきた、これの定着化、ここを土台にしてこれからいよいよ中期的計画を立てていくんだ、勢いそれは民生部門、ここが中心になるであ

りまして、そういうようなお話になりますと、なおさら実はお尋ねをしたくなるということ、実は昨年の秋から冬にかけての現象としては石油消費節約ということでありまして、しかし、現象というものは表に出たあれですが、実際はあの時期、御存じのように便乗値上げ、あるいは売り惜しみ、こういうことによって民生用とか農業用の燃料とか、中小企業用の燃料が確保できずにいふ国民生活が節約を強制される、こういう局面があった。それを実際に石油消費節約の実績だ、その定着を図るんだ、こういうことではないか、今後の国民生活全体の上にいると困難を定着をしていくということになれば、これはもう大変なことになると思うんです。

私も一貫して言っていますのは、エネルギー多消費分野、多消費産業、ここにこそ省エネルギーのメスをいろいろ入れるべきではないかということをお尋ねをいたしたいと思っております。この省エネルギーの定着化ということをお尋ねをいたして、去年の秋から冬にかけて起こりましたようなああいう事態は絶対に避けたいということ、行政上の指導を徹底していただくことがまず大切だと思っております。この点については確認できますか。

○政府委員(森山信吾君) おっしゃるとおりだと思っております。物が不足をいたしましたので、その不足をカバーするために消費節約ということでは、これは本末転倒だと思っております。私どもは基本的認識をいたしまして、必要とされる

量は確保するということがまず先決ではないかというところでございます。その上で、その必要とするものにつぎまして、逐次国民の皆様方にエネルギーを節約するというマインドが定着をしていただきたい、こういう考え方を持っておるわけでございまして、御指摘のとおり、物が不足したからそれを省エネルギーということですから、対策を考えると、いふふうには決して思っていないわけでございます。

それから、ちょっと先ほどの答弁で舌足らずでございまして、七%の消費節約は民生部門が中心になると申し上げましたけれども、量的に申し上げますと、産業界の方の節約の量が多いわけでございまして、私が申し上げましたのは、むしろソフトウエア的な考え方、つまりエネルギーを節約しようという国民の皆様方に対するアピールは、民生用でお使いの方々に強くアピールしたいという意味でございまして、決して産業界の方が省エネルギーの方をしないでいいという意味ではないことを、ちょっとおわびをして補足させていただきます。また、もう一つ、佐藤昭夫君、時間がありませんので、原子力のことで一点お尋ねをしておきたいと思っております。先ほどのあれで多少計画数字の手直しはあるんだということでありまして、いづれにしても、大ざっぱに言って、当面の代替エネルギーの中心は原子力という考えで原子力発電の一層の推進を図る。しかし、現在で見ましても、世界第二位の、アメリカに次いで規模でありまして、平地面積当たりの出力密度でいけば世界最高になると。これを、さらに長期計画によって六十年程度までに約二倍、六十五年程度までに約三・五倍に引き上げるといふ、途方もない計画だといふふうに私は思っております。

一方、昨年のスリーマイルの事故で明らかにいたしましたように、原発の安全性の神話は崩れたということでありまして、わが国の安全審査体制あるいは防災計画、これについてもさまざまな問題が提起をされておるといふ状況かと思っております。

けれども、そこでお尋ねしたい点は、この二月、衆議院の予算委員会の総括質問で、わが党の不破議員がかなりこの原発の問題について突っ込んで御質問をして、大平総理の方から、議事録に書いてあるんですけれども、重要な示唆に富んだ御指摘だと、慎重にかつ周到に配慮してまいるつもりでありますという答弁をなさっておるわけですが、これもこの総括答弁に沿って、責任官庁として原発の安全性の確立のために、以来どういふ具体的検討を開始されておるか、この点をお尋ねしたい。

○政府委員(児玉勝臣君) 原子力発電所の安全問題は、これは原子力発電所の開発の基本でございまして、これを第一として考えておるわけでございまして、ただいま先生が御質問の米国スリーマイルアイランドの原子力発電所の事故を教訓といたしましてどういふような施策をしたのかということでございますが、これにつきましては……

○佐藤昭夫君 いや、そうじゃなくて、不破質問に対する総括答弁に沿って、何か新しいことを始めていますかという質問です。

○政府委員(児玉勝臣君) 原子力発電所が、建設の時代というよりは運転管理というものが非常に重要だという御指摘が、不破委員からもございました。また、それにつきましてその審査体制というものも強化しなければいけないという御指摘があったかと覚えております。

そこで、通産省といたしましては、運転管理問題を特に強化しなければいけないということで運転管理専門官の常駐をいたしておりますし、また、監督体制の抜本的強化ということで、五十五年程度から逐次具体化に進めさせていただいております。また、安全審査機能の充実を図るために、新たななるいゆる調査機関というものを設けたいと考えておりますし、また緊急連絡網、これは防災の場合でございますが、その整備ということにも対応したいというふうに考えておるわけでございまして。

○佐藤昭夫君 どうも私の質問に対する答弁にな

っていないような感じがするんですけども、いま言われまして答弁は、二月の段階の質問にかかわらず、五十五年度予算案を軸にして五十五年度事業として政府として本来考えておった。しかし、予算委員会の場でのいろいろな議論を通してああいう総括答弁が出たことに基づいて、何か新しいことが始まっていますかということをお尋ねをしておる。ちょっともう一遍再答弁をしてもらって、終わります。

○委員長(世耕政隆君) 簡潔に御答弁を願います。時間が来ております。

○政府委員(森山信吾君) 予算委員会では御指摘になりましたことに対して総理が申し上げましたことは、私もかねがね考えておったところでございます。まさに不破先生から御指摘のような点につきまして、私ももうごらなうございまして、先ほど児玉議員から御答弁申し上げたような趣旨のことを考えておったわけでございまして、そういう趣旨に沿って、総理の方からそういう対策を進めていくというふうな御答弁をいただいたものというふうに私は考えております。また、それを着実に実行していくことが、国会での御審議にこたえる道ではなからうかというふうに考えておる次第でございます。

○委員長(世耕政隆君) よろしゅうございます。

○佐藤昭夫君 何も新しいことを始めてないという事です。終わります。

○委員長(世耕政隆君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回は、八日午前十時開会することにし、まして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願

請願者 岩手県岩手郡西根町平館大泉院
通 長根新一郎外三十九名

この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第二七四二号 昭和五十五年四月十四日受理
不公平税制改正等に関する請願

請願者 東京都目黒区目黒本町五ノ二六ノ
一五 森下英俊外四百九十九名

この請願の趣旨は、第一四二九号と同じである。

第二七五六号 昭和五十五年四月十四日受理
不公平税制改正等に関する請願

請願者 宮城県仙台市大谷地五ノ一六 佐
竹隆外千八百八十九名

この請願の趣旨は、第一四二九号と同じである。

第二七六二号 昭和五十五年四月十四日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願

請願者 北九州市八幡西区千代崎二ノ九ノ
四ノ一〇八全国有難損傷者連合会
福岡県支部内 織田晋平外四十名

この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第二七八一号 昭和五十五年四月十五日受理
一般消費税新設反対に関する請願

請願者 京都市山科区川田御出町二〇ノ
九 水野成孝外九十九名

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二七八八号 昭和五十五年四月十五日受理
一般消費税反対・大幅減税に関する請願

請願者 東京都田無市西原町三ノ二〇ノ

三 川崎久一外三百六十三名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第二七八九号 昭和五十五年四月十五日受理
不公平税制改正等に関する請願

請願者 大阪府守口市高瀬町三ノ二七 宇
野時又外九百九十九名

この請願の趣旨は、第一四二九号と同じである。

第二八二二号 昭和五十五年四月十六日受理
合理的な医療税制の確立に関する請願

請願者 名古屋市中区中割町四ノ六八片田
医院内 片田和之外九十九名

この請願の趣旨は、第一四二九号と同じである。

第二八二二号 昭和五十五年四月十六日受理
合理的な医療税制の確立に関する請願

請願者 名古屋市中区中割町四ノ六八片田
医院内 片田和之外九十九名

この請願の趣旨は、第一四二九号と同じである。

第二八二二号 昭和五十五年四月十六日受理
合理的な医療税制の確立に関する請願

請願者 名古屋市中区中割町四ノ六八片田
医院内 片田和之外九十九名

一、土地増価税法(衆)
一、国税通則法の一部を改正する法律案(衆)

土地増価税法
土地増価税法

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 課税標準及び税率(第十条―第十六条)

第三章 申告、納付及び還付等(第十七条―第
二十四条)

第四章 雑則(第二十五条―第三十条)

第五章 罰則(第三十一条―第三十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、地価の異常な高騰にかんが
み、土地等の増価額に対し土地増価税を課税す
るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土地等 土地(この法律の施行地内(以下
「国内」という。)にあるものに限り、以下同
じ。)又は土地の上に存する権利(当該権利の
対価として権利金その他の一時金が支出され
ているものに限り、以下同じ)をいう。

二 農地等 農地法(昭和二十七年法律第二百
二十九号)第二条第一項(定義)に規定する農
地及び同項に規定する採草放牧地並びに当該
農地又は採草放牧地の上に存する権利をい
う。

三 内国法人、外国法人、公共法人、公益法人
等又は人格のない社団等 それぞれ法人税法
(昭和四十年法律第三十四号)第二条(定義)に
規定する内国法人、外国法人、公共法人、公
益法人等又は人格のない社団等をいう。

と改良費の額との合計額(個人の有する土地
の上に存する権利についてはその存続期間の
更新をする場合におけるその更新の対価の額
を含みその更新に伴い所得税に関する法令の
規定により必要経費に算入された金額又は算
入されるべきであつた金額があるときは当該
金額を控除した金額とし、法人の有する土地
の上に存する権利についてはこれに準じて計
算した金額とする)をいう。

六 譲渡所得の金額又は雑所得の金額 それぞ
れ所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二
編第二章第二節第一款(所得の種類及び各種
所得の金額)に規定する譲渡所得の金額又は
雑所得の金額をいう。

七 土地増価税申告書 第十七条第一項若しく
は第二項(法人の期限内申告)又は第十八条第
一項若しくは第二項(個人の期限内申告)の規
定による申告書(当該申告書に係る期限後申
告書を含む)をいう。

八 期限後申告書又は修正申告書 それぞれ国
税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二
章第二節第一款(納税申告)に規定する期限後
申告書又は修正申告書をいう。

九 附帯税 国税通則法第二章第四号(定義)に
規定する附帯税をいう。

十 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項
(還付加算金)に規定する還付加算金をいう。

(基準日)

第三条 この法律において「基準日」とは、昭和五
十六年一月一日をいう。

2 土地増価税の納税義務は、基準日の午前零時
に成立する。

(人格のない社団等に対するこの法律の適用)

第四条 人格のない社団等は、法人とみなして、
この法律の規定を適用する。

(納税義務者)

第五条 基準日において土地等を有する法人は、
この法律により、土地増価税を納める義務があ
る。ただし、公益法人等又は人格のない社団等

については、収益事業を営む場合に限る。

2 公共法人は、前項の規定にかかわらず、土地増価税を納める義務がない。

3 基準日において土地等を有する個人は、この法律により、土地増価税を納める義務がある。
(所有者とみなす場合)

第六条 信託財産である土地等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる者がその信託財産である土地等を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。

一 基準日において受益者が特定している場合
二 基準日において受益者が特定していない場合又は存在していない場合
その信託財産である土地等に係る信託の委託者

2 前項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定は、基準日の現況による。

3 第一項の場合において、受益者が二人以上あるときは、これらの受益者がそれぞれその受けるべき利益の価額の割合に応じて信託財産である土地等を有するものとみなす。
(課税の対象)

第七条 法人に対しては、その有する土地等の第十条(法人の土地等に係る課税標準)に規定する増価税額について土地増価税を課する。

2 公益法人等又は人格のない社団等の有する土地等のうち収益事業に属する土地等以外の土地等の第十条に規定する増価税額については、前項の規定にかかわらず、土地増価税を課さない。

3 個人に対しては、その有する土地等の第十一条(個人の土地等に係る課税標準)に規定する増価税額について土地増価税を課する。

4 法人又は個人の有する農地等の第十条又は第十一条に規定する増価税額については、前三項の規定にかかわらず、土地増価税を課さない。
(法人の納税地)

第八条 法人の土地増加税の納税地は、次の各号

に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲げる場所とする。

一 内国法人 その本店又は主たる事務所の所在地

二 法人税法第四十一条第一号から第三号まで(国内に恒久的施設を有する外国法人)に掲げる外国法人 その外国法人が国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地(これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地)

三 前号に該当しない外国法人で、土地等を有するもの 当該土地等の所在地(その土地等が二以上ある場合には、主たる土地等の所在地)

(個人の納税地)

第九条 個人の土地増価税の納税地は、個人が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一 国内に住所を有する場合 その住所地
二 国内に住所を有せず、居所を有する場合 その居所地

三 前二号に掲げる場合を除き、所得税法第六十四條第一項第一号から第三号まで(国内に恒久的施設を有する非居住者)に掲げる非居住者に該当する場合 その国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地(これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地)

四 前各号に掲げる場合を除き、土地等を有する場合 当該土地等の所在地(その土地等が二以上ある場合には、主たる土地等の所在地)

第二章 課税標準及び税率

(法人の土地等に係る課税標準)

第十条 法人の土地増価税の課税標準である法人の土地等の増加額は、法人が基準日において有する土地等の基準日現在における標準価格の合計額から当該土地等の基準日現在における帳簿価額(当該土地等が当該土地等を目的とする土

地の上に存する権利(当該土地等の取得後に設定されたものに限り)が設定されている土地等である場合には、当該設定に伴い法人税に關する法令の規定により当該土地等の帳簿価額の一部が損金の額に算入された場合を除き、当該帳簿価額から、当該設定の直前における当該土地等の帳簿価額に当該設定の直前における当該土地等の価額のうちに当該設定の対価として收受した権利金その他の一時金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。)

の合計額を控除した金額とする。この場合において、当該土地等の基準日現在における帳簿価額が当該標準価格の百分の五に相当する金額に満たない場合には、当該金額をもつて当該帳簿価額とする。

2 次の各号に掲げる場合における前項に規定する増価額の計算については、それぞれ当該各号に掲げる金額を基準日現在における当該土地等の帳簿価額から控除した金額をその帳簿価額とみなす。

一 法人が基準日前にその有する土地等の評価換え(資産再評価法(昭和二十五年法律第十号)の規定に従つて行われた評価換えを除く)をしてその帳簿価額を増額した場合において、その増額額のうち旧法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)又は法人税法の規定による所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額

二 法人の有する土地等の最初の帳簿価額がその取得価額を超える場合においては、その超える金額

3 次の各号に掲げる場合における第一項に規定する増価額の計算については、それぞれ当該各号に掲げる金額を基準日現在における当該土地等の帳簿価額に加算した金額をその帳簿価額とみなす。

一 法人が基準日前にその有する土地等の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合にお

いて、その減少額のうち旧法人税法又は法人税法の規定による所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額二 土地等の最初の帳簿価額がその取得価額に満たない場合においては、その満たない金額

4 法人の基準日において有する土地等につき、基準日を含む事業年度開始の日から基準日の前日までの間において、法人税に關する法令の規定により当該土地等の帳簿価額を増額すべき事由が生じた場合における第一項に規定する増価額の計算については、当該増額すべき部分の金額を、基準日現在における帳簿価額に加算するものとする。

5 法人の有する土地等で基準日において帳簿価額のないものの第一項に規定する増価額の計算については、当該土地等の取得価額をその帳簿価額とみなす。

6 法人の有する土地等で取得価額の不明なものに対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる金額のうち当該土地等の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなす。

一 当該土地等について最も古い記録に記載された価額

二 当該土地等を有する法人又は当該土地等がその用に供されている事業と同一種類の事業を営む他の者が当該土地等の取得の時期と同一の時期に取得した当該土地等に類似する他の土地等の取得価額

三 当該土地等の取得の時期における当該土地等に類似する他の土地等の価額

7 前項に規定する土地等で同項の規定により難いものに對する第五項の規定の適用については、当該土地等の標準価格の百分の五に相当する金額をその取得価額とみなす。
(個人の土地等に係る課税標準)

第十一条 個人の土地増価税の課税標準である個人の土地等の増価額は、個人が基準日において、

有する土地等の基準日現在における標準価格の合計額から当該土地等の取得価額（当該土地等が当該土地等を目的とする土地の上に存する権利（当該土地等の取得後に設定されたものに限る。）が設定されている土地等である場合には、当該取得価額から、当該設定の直前における当該土地等の取得価額に当該設定の直前における当該土地等の取得価額のうちに当該設定の対価として收受した権利金その他の一時金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。）の合計額を控除した金額とする。この場合において、当該土地等の取得価額が当該標準価格の百分の五に相当する金額に満たない場合には、当該金額をもつて当該取得価額とする。

2 個人が贈与、相続又は遺贈により取得した土地等の前項に規定する増価額の計算の基礎となる取得価額については、次項に規定する土地等を除き、当該個人が引き続き当該土地等を所有していたものとみなす。

3 個人が贈与、相続又は遺贈により取得した土地等で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈をした者の譲渡所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上、当該贈与、相続又は遺贈の時にあって、その時における価額に相当する金額により、当該土地等の譲渡があつたものとみなされたものの第一項に規定する増価額の計算については、当該個人が当該土地等をその取得の時ににおける価額に相当する金額により取得したものとみなす。

4 個人が著しく低い価額の対価による譲渡により取得した土地等の第一項に規定する増価額の計算の基礎となる取得価額については、次項に規定する土地等を除き、その譲渡の対価の額が当該譲渡をした者の当該土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は当該土地等の昭和四十四年四月一日以後の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得価額及び譲渡に要した費用の額の合計額又は必要経費に満たない場合には、当該個人が引き続き当該土地等を所有していたものと

みなす。

5 個人が著しく低い価額の対価による譲渡により取得した土地等で、その譲渡所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上、当該譲渡の時にあって、その時における価額に相当する金額により、当該土地等の譲渡があつたものとみなされたものの第一項に規定する増価額の計算については、当該個人が当該土地等をその取得の時ににおける価額に相当する金額により取得したものとみなす。

6 個人の有する土地等で取得価額の不明なもの第一項に規定する増価額の計算については、次の各号に掲げる金額のうち当該土地等の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなす。

一 当該土地等について最も古い記録に記載された価額

二 当該土地等の取得の時期における当該土地等に類似する他の土地等の価額

7 前項に規定する土地等で同項の規定により難いものの第一項に規定する増価額の計算については、当該土地等の標準価格の百分の五に相当する金額をその取得価額とみなす。

（標準価格）

第十二条 土地（次項に規定する土地を除く。以下この項において同じ。）の第十条第一項及び第七項の土地等に係る課税標準並びに前条第一項及び第七項に規定する標準価格は、地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号第三百四十一条第十号（固定資産税に関する用語の意義）に規定する土地課税台帳（以下「土地課税台帳」という。）に登録された価額を一・七五倍した金額とする。ただし、当該土地の価格が当該土地課税台帳等に登録されていないとき又は当該土地について損壊、地目の変換その他特別の事情がある場合において当該登録された価格をその増価額の計算の基礎とすることが適当でないと認められるときは、当該土地の標準価格

は、状況の類似する近傍の土地の標準価格に比準する価格とする。

2 土地の上に存する権利の目的となつてゐる土地の第十条第一項及び第七項並びに前条第一項及び第七項に規定する標準価格は、当該土地が土地の上に存する権利の目的となつてゐないものとして前項の規定を適用した場合における同項に規定する標準価格に相当する金額から、当該土地の上に存する権利が土地の上に存する権利の目的となつてゐない場合においては次項に規定する標準価格に相当する金額を、当該土地の上に存する権利が土地の上に存する権利の目的となつてゐる場合においては第五項に規定するそれぞれの標準価格の合計額を、それぞれ控除した金額とする。

3 土地の上に存する権利（第五項に規定する土地の上に存する権利を除く。）の第十条第一項及び第七項並びに前条第一項及び第七項に規定する標準価格は、その権利の目的となつてゐる土地が土地の上に存する権利の目的となつてゐないものとして第一項の規定を適用した場合における同項に規定する標準価格に相当する金額に、当該権利の種類ごとに、かつ、土地の価額に対する土地の上に存する権利の取引価格の割合がおおむね同一と認められる地域ごとに当該地域の所轄国税局長が決定する割合を乗じて計算した金額とする。

4 国税局長は、前項の規定により同項の割合を決定する場合には、土地評価審議会の意見を聴かなければならない。

5 土地の上に存する権利が土地の上に存する権利の目的となつてゐる場合におけるそれぞれの土地の上に存する権利の第十条第一項及び第七項並びに前条第一項及び第七項に規定する標準価格は、前三項の規定に準じて政令で定めるところによる。

（法人に係る課税最低限）

第十三条 法人の有する土地等の第十条第一項（法人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額が五千万円以下であるときは、土地増価税を課さない。

（個人に係る課税最低限）

第十四条 個人の有する土地等の第十一条第一項（個人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額が三千万円以下であるときは又は個人の有する土地等の面積が三百三十平方メートル以下であるときは、土地増価税を課さない。

2 生計を一にする次の各号の一に掲げる親族（当該各号の二以上に該当する場合には、その該当するすべての親族とする。）については、その有する土地等の第十一条第一項に規定する増価額及びその有する土地等の面積をそれぞれ合算し、当該増価額の総額及び当該土地等の総面積について、前項の規定を適用する。

一 夫と妻

二 父又は母とその子（子については、その父又は母のいずれか一方の配偶者又は配偶者であつた者と親子の關係がないものを含む。）

三 祖父又は祖母とその孫（孫については、その父又は母と生計を一にするものを除く。）

3 前項第二号又は第三号の子又は孫には、配偶者又は子を有する者を含まないものとする。

（法人に係る税率）

第十五条 法人の有する土地等の第十条第一項（法人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額について課する土地増価税の額は、当該増価額に相当する金額から五千万円を控除した金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額とする。

（個人に係る税率）

第十六条 個人の有する土地等の第十一条第一項（個人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額について課する土地増価税の額は、当該増価額に相当する金額から三千万円と居住部分控除額とのうちいずれか多い金額を控除した金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前項に規定する居住部分控除額とは、同項に

規定する土地等の第十二条第一項に規定する増価額を当該土地等の面積の平方メートルで表わした数値で除して得た額に三百三十を乗じて計算した金額をいう。

3 第十四条第二項(個人に係る課税最低限)に規定する親族については、その有する土地等の第十一條第一項に規定する増価額及び当該土地等の面積をそれぞれ合算し、当該増価額の総額及び当該土地等の総面積について前二項の規定を適用して算出した金額を、それぞれの土地等の当該増価額にあん分して、それぞれの土地増価税の額を計算する。

第三章 申告、納付及び還付等

(法人の期限内申告)

第十七条 法人は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第二号に掲げる土地増価税の額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

一 土地増価税の課税標準である第十條第一項(法人の土地等に係る課税標準)に規定する増価額に相当する金額

二 前号に掲げる増価額に相当する金額につき第十五条法人に係る税率)の規定を適用して計算した土地増価税の額

三 前二号に掲げる金額の計算に関する明細その他大蔵省令で定める事項

2 前項第二号に掲げる土地増価税の額がある法人が、施行日の翌日から同項の規定による申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないので合併により消滅した場合には、合併法人(合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。以下同じ。)は、その消滅した日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、当該申告書を提出しなければならない。

(個人の期限内申告)

第十八条 個人は、施行日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載し

た申告書を提出しなければならない。ただし、第二号に掲げる金額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

一 土地増価税の課税標準である第十一條第一項(個人の土地等に係る課税標準)に規定する増価額に相当する金額

二 前号に掲げる増価額に相当する金額につき第十六条(個人に係る税率)の規定を適用して計算した土地増価税の額

三 前二号に掲げる金額の計算に関する明細その他大蔵省令で定める事項

2 前項第二号に掲げる土地増価税の額がある個人が、施行日の翌日から同項の規定による申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人(包括受遺者を含む)は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、当該申告書を提出しなければならない。

(法人の期限内申告による納付)

第十九条 第十七条(法人の期限内申告)の規定による申告書を提出した法人(同条第二項の合併法人を含む)は、当該申告書に記載した同条第一項第二号に掲げる金額の五分の一に相当する金額の土地増価税を、施行日の属する年から五年間、毎年一月一日から二月末日まで(同条第二項の規定により提出すべき当該申告書の提出期限の属する年に係る当該合併により消滅した法人の土地増価税については、当該申告書の提出期限まで)の間に、国に納付しなければならない。

(個人の期限内申告による納付)

第二十条 第十八条(個人の期限内申告)の規定による申告書を提出した個人(同条第二項の相続人を含む)は、当該申告書に記載した同条第一項第二号に掲げる金額の五分の一に相当する金額の土地増価税を、施行日の属する年から五年間、毎年一月一日から二月末日まで(同条第二項の規定により提出すべき当該申告書の提出期限の属する年以前の年に係るその被相続人(包括遺贈者を含む)の土地増価税については、当該申告書の提出期限まで)の間に、国に納付しなければならない。

括遺贈者を含む)の土地増価税については、当該申告書の提出期限まで)の間に、国に納付しなければならない。

(法人又は個人の期限後申告による納付)

第二十一条 土地増価税について期限後申告書を提出した法人又は個人は、当該期限後申告書に記載した税額の土地増価税を、当該期限後申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

2 前項の場合において、当該期限後申告書に記載した土地増価税のうち第十七条(法人の期限内申告)又は第十八条(個人の期限内申告)の規定による申告書(以下この条において「期限内申告書」という。)を提出していたとしたならば

第十九条(法人の期限内申告)又は前条の規定による納期が当該期限後申告書の提出の日までにまだ到来していないこととなる税額があるときは、当該期限後申告書を提出した者は、期限内申告書を提出していたとしたならば既に到来していることとなる当該納期に係る分の税額(附帯税を含む)については前項の規定により、期限内申告書を提出していたとしたならばまだ到来していないこととなる当該納期に係る分の税額については、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該納期において、国に納付しなければならない。

(法人又は個人の修正申告による納付)

第二十二条 土地増価税について修正申告書を提出した法人又は個人は、当該修正申告書の提出により増加した部分の税額の土地増価税を、当該修正申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

2 前項の場合において、当該修正申告書の提出により増加する前の土地増価税額のうち第十九条(法人の期限内申告)又は第二十条(個人の期限内申告)による納付)の規定による納期が当該修正申告書の提出の日までにまだ到来していない税額があるときは、当該修正申告書を提出した者は、その増加した部分の税額を

これらの規定による納期において納付すべき増加する前の土地増価税額にあん分して、既に到来している納期に係る分のその増加した部分の税額(附帯税を含む)については前項の規定により、まだ到来していない納期に係る分のその増加した部分の税額については、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該納期において、国に納付しなければならない。

(物納)

第二十三条 税務署長は、土地増価税の納税義務者である法人又は個人について第十九条から前条まで(土地増価税の納付)又は国税通則法第三十五条第二項第二号(更正又は決定の場合の納付)の規定により納付すべき土地増価税額を金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、当該法人又は個人の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、物納を許可することができる。

2 前項の規定による物納に充てることができる財産は、土地増価税の納税義務者である法人又は個人の土地増価税額に係る第十條第一項(法人の土地等に係る課税標準)又は第十一條第一項(個人の土地等に係る課税標準)に規定する増価額の計算の基礎となつた土地とする。

3 法人又は個人がその有する土地を第一項の許可を受けて物納した場合には、法人の当該事業年度の所得の金額の計算、個人の譲渡所得の金額の計算又は次条の規定による土地増価税額の還付若しくは免除については、当該土地の譲渡がなかつたものとみなす。

4 相続税法昭和二十五年法律第七十三号(第四十二条及び第四十三条(物納)(同条第五項中延納の許可に係る部分、同条第六項及び同条第八項第二号を除く)の規定は、第一項の規定による物納について準用する。この場合において、同法第四十二条及び第四十三条中「相続税」とあるのは「土地増価税」と、「財産」とあるのは「土地」と、「種類」とあるのは「地目」と、「物納財産」とあるのは「物納に係る土地」と、「不動産」

とあるのは「土地」と読み替えるものとする。

(土地増価税の還付及び免除)

第二十四条 法人又は個人でその有する土地等につきこの法律の規定による土地増価税額があるものが、基準日から基準日以後十年を経過した日の前日までの間に、当該土地増価税額に係る

第十条第一項(法人の土地等に係る課税標準)又は第十一条第一項(個人の土地等に係る課税標準)に規定する増加額の計算の基礎となつた土地等の全部又は一部の譲渡(建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含み、個人については所得税法第五十九条第一項第二号(贈与等の場合の譲渡所得の特例)に規定する対価の額による個人に対する譲渡を除く。以下この項において同じ。)をした場合には、当該土地増価税額(附帯税を除く。)のうち既に納付した額に、当該増加額のうち当該譲渡をした土地等に係る部分の金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する土地増価税額を還付し、当該土地増価税額(附帯税を除く。)のうちまだ納付していない額については各納期に係る税額ごとに、当該割合を乗じて計算した金額に相当する土地増価税額を、各納期において免除する。

2 前項に規定する法人が基準日から基準日以後十年を経過した日の前日までの期間内に解散し、当該期間内に残余財産の全部又は一部の分配が行われた場合において、当該残余財産の中に土地等があるときは、当該土地等の分配をその譲渡とみなして、同項の規定を適用する。

3 基準日から基準日以後十年を経過した日の前日までの間に所得税法第五十九条第一項第一号に掲げる贈与、相続又は遺贈により土地等の移転があつた場合には、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈をした者が当該土地等を譲渡したものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 第一項の規定による還付金については、還付

加算金は、付さない。

5 第一項の規定による還付又は免除の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(代表者等の自署押印)

第二十五条 法人税法第五十一条(代表者等の自署押印)の規定は、法人の提出する土地増価税申告書(当該土地増価税申告書に係る修正申告書を含む。)について準用する。

(申告書の公示)

第二十六条 税務署長は、土地増価税申告書に記載された第十七条第一項第二号(法人の土地増価税の納付税額)又は第十八条第一項第二号(個人の土地増価税の納付税額)に掲げる税額がある法人又は個人について、大蔵省令で定めるところにより、その法人又は個人の名称又は氏名、当該申告書に記載された第十七条第一項第一号又は第十八条第一項第一号に掲げる金額及び第十七条第一項第二号又は第十八条第一項第二号に掲げる税額その他の事項を公示しなければならない。

(土地課税台帳等の供覧等)

第二十七条 税務署長が市町村長に対し、土地課税台帳等その他土地増価税の課税標準の基礎となる土地の標準価格の調査について参考となるべき帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、市町村長は、関係帳簿書類を税務署長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(当該職員等の質問検査権)

第二十八条 国税庁の当該職員又は法人若しくは個人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、土地増価税に関する調査について必要があるときは、法人若しくは個人に質問し、又はその土地等若しくはその土地等に関する帳簿書類を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は法人若しくは個人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職

員は、土地増価税に関する調査について必要があるときは、法人若しくは個人から土地等の譲渡、贈与若しくは遺贈を受けた者若しくは受けたと認められる者、法人若しくは個人に土地等を譲渡し、若しくは贈与した者若しくは譲渡し、若しくは贈与したと認められる者又は土地を現に所有し、若しくは占有する者若しくは所有し、若しくは占有すると認められる者に質問し、又はその土地等若しくはその土地等に関する帳簿書類を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び法人の納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のもの所属する税務署又は国税局の所轄区域内に支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人に対する質問

又は検査について準用する。

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項(これらの規定を第三項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土地増価税に係る法人税法等の適用の特例)

第二十九条 土地増価税に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

法律		読み替へられる字句	
条	項	読み替へた字句	
法人税法	第二条第十八号(定義)	法人税	土地増価税(附帯税を除く。)
第三十八條第一項(法人税額の損金不算入)		納付する法人税の額	納付する土地増価税の額及び法人税の額
第六十七條第二項(同族会社の特別税率)		から、当該事業年度の所得	から、土地増価税法(昭和十五年法律第...号)第十五條(法人に係る税率)の規定により計算した土地増価税の額及び当該事業年度の所得
第四十五條第一項第二号(家事関連費等の必要経費不算入等)		所得税	土地増価税及び所得税
第十四條第二項(債務控除をされる公租公課)		再評価税	再評価税、土地増価税
租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)	第四十條の三(物納による譲渡所得等の非課税)	又は第三十三條	若しくは第三十三條又は土地増価税法(昭和十五年法律第...号)第二十四條(土地増価税の還付及び免除)
国税通則法	第二十一條第二項(納税申告書の提出先等、第三十條第二項(更正又は決定の所轄庁、第三十三條第二項(賦課決定の所轄庁)、第四十三條第二	贈与税	贈与税、土地増価税

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)	項(国税の徴収の所轄庁)、第八十五条第一項(納税地異動の場合における異議申立先等)及び第八十六条第一項(異議申立事件の決定機関の特例)	贈与税に係る土地	贈与税並びに土地増価税に係る土地等
-----------------------	---	----------	-------------------

2 前項に定めるもののほか、土地増価税に関する法人税法、所得税法その他の法令の規定の適用に必要なる技術的調整その他の事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第三十条 第十条から前条まで(課税標準等)に定めるもののほか、この法律の適用に必要なる事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十一条 偽りその他の不正の行為により、第七条第一項第二号(法人の申告に係る土地増価税額)に規定する土地増価税の額につき土地増価税を免れ、又は第二十四条第一項(土地増価税の還付及び免除)による土地増価税の還付若しくは免除を受けた場合には、法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。以下この章において同じ。)、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた土地増価税の額又は同項の還付若しくは免除を受けた土地増価税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた土地増価税の額又は還付若しくは免除を受けた土地増価税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十二条 偽りその他の不正の行為により、第十八条第一項第二号(個人の申告に係る土地増価税額)に規定する土地増価税の額につき土地増

価税を免れ、又は第二十四条第一項(土地増価税の還付及び免除)による土地増価税の還付若しくは免除を受けた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた土地増価税の額又は同項の還付若しくは免除を受けた土地増価税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた土地増価税の額又は還付若しくは免除を受けた土地増価税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十三条 正当な理由がなく、第十七条第一項又は第二項(法人の期限内申告)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十四条 正当な理由がなく、第十八条第一項又は第二項(個人の期限内申告)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十五条 第二十五条(代表者等の自署押印)において準用する法人税法第五十一条第一項から第三項まで(代表者等の自署押印)の規定に違反した者又はこれらの規定に違反する第二十五条に規定する土地増価税申告書の提出があつた

場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第一項又は第二項(当該職員の間接検査権)これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。の規定による当該職員の間接検査権を行使し、又はこれらによる検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

二 前号の検査に偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第三十七条 土地増価税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に關して知ることのできた秘密を漏らし又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第三十一条(法人に係る土地増価税を免れる等の罪)、第三十二条(個人に係る土地増価税を免れる等の罪)、第三十三条(法人に係る期限内申告書を提出しない罪)、第三十四条(個人に係る期限内申告書を提出しない罪)又は第三十六条(検査を拒む等の罪)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を課する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附則

この法律は、昭和五十五年十二月三十一日から施行する。

国税通則法の一部を改正する法律案
国税通則法の一部を改正する法律

国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 総則(第七十五条―第八十条)」を「第一款 総則(第七十五条―第七十八条)」第一款の二「国税審判庁(第七十九条―第八十条の六)」に改める。

第十一条中「国税庁長官、国税不服審判所長」を「国税審判庁長官又は国税庁長官」に、「又は税関長」を「若しくは税関長」に改める。

第十三条第一項中「国税不服審判所長」を「国税審判庁長官」に改める。

第七十五条第一項及び第三項から第五項までの規定中「国税不服審判所長」を「国税審判庁長官」に改める。

第七十八条及び第七十九条を削り、第八十条を第七十八条とする。

第八章第一節中第一款の次に次の一款を加える。

第一款の二 国税審判庁

(設置)
第七十九条 内閣総理大臣の所轄の下に、国税審判庁を置く。

(所掌事務)
第八十条 国税審判庁は、国税に係る行政庁の処分についての不服に対する審査に關する事務をつかさどる。

(権限)
第八十条の二 国税審判庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所を設置し、及び管理すること。
四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を

調達すること。

五 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

六 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び頒布すること。

七 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

八 国税審判庁の公印を制定すること。

九 国税に係る行政庁の処分についての不服に対する審査を行うこと。

十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づき国税審判庁に属させられた権限

（地方支分部局）
第八十条の三 国税審判庁の地方支分部局として、各都道府県に、地方国税審判局を置く。

2 地方国税審判局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 地方国税審判局の事務の一部を取り扱わせるため、その地方国税審判局の管轄区域内に、地方国税審判局の支部を設けることができる。

（長官）
第八十条の四 国税審判庁の長は、国税審判庁長官とし、内閣総理大臣が任命する。

（国税審判官等）
第八十条の五 国税審判庁に国税審判官及び国税副審判官を置く。

2 国税審判官は、国税審判庁長官に対してされた審査請求に係る事件の審査を行い、国税副審判官は、国税審判官の命を受け、その事務を整理する。

3 国税副審判官のうち国税審判庁長官の指名する者は、国税審判官の職務を行うことができ。ただし、この法律において審判長の職務とされているものについては、この限りでない。

4 国税審判官の資格は、政令で定める。

（政令への委任）
第八十条の六 この款に定めるもののほか、国税審判庁の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（審判官の指定）
第九十二条の二 審査は、三人の国税審判官（第八十条の五第三項（国税副審判官）の規定により以下「審判官」という。）の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

（審査の合議制）
第九十二条の三 審査は、三人の国税審判官（第八十条の五第三項（国税副審判官）の規定により以下「審判官」という。）の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

（審査の合議制）
第九十二条の三 審査は、三人の国税審判官（第八十条の五第三項（国税副審判官）の規定により以下「審判官」という。）の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

（審査の合議制）
第九十二条の三 審査は、三人の国税審判官（第八十条の五第三項（国税副審判官）の規定により以下「審判官」という。）の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

（審査の合議制）
第九十二条の三 審査は、三人の国税審判官（第八十条の五第三項（国税副審判官）の規定により以下「審判官」という。）の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

（審査の合議制）
第九十二条の三 審査は、三人の国税審判官（第八十条の五第三項（国税副審判官）の規定により以下「審判官」という。）の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

（審査の合議制）
第九十二条の三 審査は、三人の国税審判官（第八十条の五第三項（国税副審判官）の規定により以下「審判官」という。）の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

（審査の合議制）
第九十二条の三 審査は、三人の国税審判官（第八十条の五第三項（国税副審判官）の規定により以下「審判官」という。）の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

（審査の合議制）
第九十二条の三 審査は、三人の国税審判官（第八十条の五第三項（国税副審判官）の規定により以下「審判官」という。）の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

（審査の合議制）
第九十二条の三 審査は、三人の国税審判官（第八十条の五第三項（国税副審判官）の規定により以下「審判官」という。）の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

（審判官の除斥）
第九十四条 審判官は、次の各号の一に該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の審査請求人若しくは参加人であるとき又はあつたとき。

二 審判官が事件の審査請求人若しくは参加人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。

三 審判官が事件の審査請求人又は参加人の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 審判官が事件について参考人又は鑑定人となつたとき。

五 審判官が事件の審査請求人若しくは参加人の代理人であるとき又はあつたとき。

六 審判官が審査請求に係る処分について国税庁、国税局、税務署、税関その他の行政機関の職員の職務（不服申立てについての職務を含む。）を行つたとき。

七 審判官が事件について直接の利害関係を有するとき。

（審判官の忌避）
第九十四条の二 審判官について審査の公正を妨げるべき事情があるときは、審査請求人若しくは原処分庁（以下「審査請求人等」という。）又は参加人は、これを忌避することができる。

2 審査請求人等又は参加人は、事件について審判官の面前で陳述をした後は、審判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

（除斥又は忌避の申立ての方式）
第九十四条の三 除斥又は忌避の申立てをする者は、書面又は口頭をもつてその原因を開示しなければならぬ。

2 除斥又は忌避の原因は、前項の申立てをした日から三日以内に疎明しなければならぬ。前条第二項ただし書の事実も、同様とする。

（除斥又は忌避の申立ての決定等）
第九十四条の四 除斥又は忌避については、その申立てに係る審判官以外の審判官が審査により決定をする。ただし、その申立てに係る審判官は、意見を述べることができる。

2 前項の決定は、書面で行い、かつ、理由を付さなければならぬ。

3 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで審査手続を中止しなければならぬ。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

（審理の方式）
第九十四条の五 審理は、口頭審理による。ただし、審判長は、審査請求人又は参加人の申立てにより、書面審理によるものとする。ことができる。

2 審判長は、前項の規定により口頭審理による審理をするときは、その期日及び場所を定め、その旨を記載した書面を審査請求人等及び参加人に送達しなければならぬ。ただし、当該事件について出頭した審査請求人等又は参加人に對しこれを告知したときは、この限りでない。

3 第一項の規定による口頭審理は、公開して行う。ただし、審査請求人等又は参加人の申立てがあつたときは、公開しないことができる。

（職権による審理）
第九十四条の六 審判長は、審査請求人等又は参加人が正当な理由がなく前条第二項の規定により定めるところに従つて出頭しないときであつても、審理手続を進行することができる。

（審理又は裁決の範囲）
第九十四条の七 審判長は、審査請求人が審査請求の理由として主張しない事項については、審理をし、又は裁決をしてはならない。

（審判長の改め）
第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

第九十七条第一項中「担当審判官を「審判長」に改め、同項第一号中（以下「審査請求人等」という。）を削り、同条第二項中「国税不服審判所」を

「国税審判長」に、「担当審判官」を「審判長」に改め、同条第三項中「国税不服審判所」を「国税審判所」に改め、同条第四項中「国税不服審判所長」を「国税審判所長」に改める。

第九十八条第一項及び第二項中「国税不服審判所長」を「審判長」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 裁決は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行い、裁決をした審判官がこれに記名し、印を押さなければならぬ。

一 審査請求人等及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 審査事件の表示

三 裁決の結論及び理由

四 裁決の年月日

4 国税審判所長官は、裁決があつたときは、裁決の謄本を審査請求人、原処分庁（第七十五条第二項第一号（国税局の職員の調査に係る処分）についての異議申立て）に規定する処分に係る審査請求にあつては、当該処分に係る税務署長を含む）、参加人及び審査に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならぬ。

第九十九条から第一百一条までを次のように改める。

第九十九条から第一百一条まで 削除

第一百零三条中「国税不服審判所長」を「審判長」に改める。

第一百零四条第一項中「国税不服審判所長（以下「国税不服審判所長等」という。）を「審判長（以下「審判長等」という。）に改め、同条第二項及び第三項中「国税不服審判所長等」を「審判長等」に改める。

第一百零五条第四項から第七項までの規定中「国税不服審判所長」を「国税審判所長」に改める。

第一百零六条第三項及び第四項並びに第一百七条第四項中「国税不服審判所長等」を「審判長等」に改める。

第一百零八条第二項中「国税不服審判所長等」を「審判長等」に改め、同条第五項中「国税不服審判所長等（担当審判官を含む。）を「審判長等」に改める。

第九十九条第一項から第三項までの規定中「国税不服審判所長等」を「審判長等」に改め、同条第四項中「担当審判官」を「審判長」に改め、同条第五項中「（第一項第一号（異議申立て）に関する規定の適用）において準用する場合を含む。」を削る。

第一百零二条中「国税不服審判所長」を「国税審判所長」に改める。

第一百零三条の見出しを「（権限の委任）に改め、同条中「国税不服審判所長」を「国税審判所長」に改め、同条中「国税不服審判所長」を「地方国税審判所長」に改める。

第一百零五条第一項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 その不服が、国税庁長官の発する通達が法令に適合しないことを理由とするものであるとき。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（従前の手続の効力）

2 この法律の施行前に改正前の国税通則法（以下「旧法」という。）の規定により国税不服審判所長に対してされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続は、改正後の国税通則法（以下「新法」という。）の相当規定により国税審判所長官に対してされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続とみなし、新法第八章第一節の規定を適用する。ただし、旧法によつて生じた効力を妨げない。

（罰則に関する経過措置）

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（他の法律の一部改正）

4 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第九十二条中「国税庁」を「国税審判所若しくは地方国税審判所又は国税庁」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第九十一条第二項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第九十三条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第九十四条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第九十五条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第九十六条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第九十七条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第九十八条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第九十九条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百零一条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百零二条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百零三条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第九十一条第二項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第九十二条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第九十三条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第九十四条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第九十五条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第九十六条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第九十七条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第九十八条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第九十九条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百零一条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百零二条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百零三条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百零四条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百零五条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百零六条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百零七条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百零八条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百零九条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百一十条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百一十一条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百一十二条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百一十三条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百一十四条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百一十五条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百一十六条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百一十七条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百一十八条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百一十九条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百二十条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百二十一条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百二十二条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百二十三条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百二十四条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百二十五条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百二十六条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百二十七条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百二十八条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百二十九条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百三十条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

第一百三十一条第一項中「（第百十五号第一項第三号）を「第百十五号第一項第四号」に改める。

五月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、合理的な医療税制の確立に関する請願（第二八四一号）

一、金融機関等の週休二日制実施に関する請願（第二八八七号）（第二八八八号）（第二八八九号）（第二八九〇号）（第二八九一号）（第二八九二号）（第二八九三号）（第二八九四号）（第二八九五号）（第二八九六号）（第二八九七号）（第二八九八号）（第二八九九号）（第二九〇〇号）（第二九〇一号）（第二九〇二号）

一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願（第二九〇九号）

一、公共用地の取得推進に係る税制改正に関する請願（第二九一〇号）

一、一般消費税新設反対に関する請願（第二九一四号）

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願（第二九一〇号）（第二九一〇五号）

一、金融機関等の週休二日制実施に関する請願（第三〇〇六号）

第二八四一号 昭和五十五年四月十八日受理

合理的な医療税制の確立に関する請願

請願者 名古屋市中千種区池下町二ノ九 堀部次男外三十七名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第二八八七号 昭和五十五年四月二十一日受理

金融機関等の週休二日制実施に関する請願

請願者 川崎市高津区宮前平一ノ三ノ五 大伴稔尚外四名

紹介議員 市川 正一君

「金融機関の週休二日制実施のための銀行法等の一部を改正する法律案」を一日も早く成立させるとともに、公務員の週休二日制の法制化を速やかに実現されたい。

理由

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第二九〇号 昭和五十五年四月二十四日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 長野県上田中央北一ノ八ノ一

〇 三井清美外九名

紹介議員 野口 忠夫君

一、公共輸送機関であるハイヤー・タクシーに対する物品税は、バス・トラックと同様に免除すること。

二、自動車重量税は、営業用と自家用を区別し、営業用については軽減措置を講ずること。

三、石油ガス税・揮発油税・軽油引取税など燃料税をハイヤー・タクシーに関して速やかに減免措置を講ずること。

四、交通運輸産業を困難に陥れる自動車関係諸税の増税、並びに一般消費税の導入は絶対に行わないこと。

理由

我々は、ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所産業に働き、公共輸送の一端を担う労働者として、賃金・労働条件の改善要求とともに、国民の足を守り、安全輸送の実現に寄与するため、交通政策上の諸問題に関してかねてから実践・経験に基づく具体的要求を行ってきた。我々の働くハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所が、社会的・公共的に重要な役割を担っていることは周知の事実である。しかしながら、公共輸送機関であり、更には運転者育成という重要な使命を負っているにもかかわらず、行政によるなんらの責任ある助成政策が講ぜられていないことから、過少資本の乱立する業界体質と相まって、常に経営不安定に陥り、大きく職場の不安を引き起こす結果となつてゐる。こうした状況は、国民の足を守り、交通事故・公害をなくし安全輸送を確立するということからも看過できない。

第三〇〇五号 昭和五十五年四月二十四日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 長野県松本市井川城三、九二四ノ

九 木村滋法外百十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三〇〇六号 昭和五十五年四月二十四日受理

金融機関等の週休二日制実施に関する請願

請願者 千葉県佐原市堀之内二、〇〇一

高木治共外五十七名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。